

平成 24 年 度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

(下水道事業に関する財務事務の執行について)

平成 25 年 1 月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 中 村 誠 一

包括外部監査の結果報告書

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	外部監査対象	1
(2)	外部監査対象期間	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の方法	2
(1)	監査の要点	2
(2)	監査対象部署	2
(3)	主な監査手続	3
5	監査テーマに対する市民の意見募集	3
6	外部監査の実施期間	3
7	外部監査人補助者の資格及び氏名	3
8	利害関係	3
第2	外部監査の結果	4
1	下水道事業の概要	4
(1)	下水道の種類・役割と豊田市における事業の概要	4
2	契約事務	23
(1)	豊田市における契約事務	23
(2)	契約締結の種類と特徴	23
(3)	契約の個別検証	31
3	資産管理の事務について	59
(1)	資産管理の事務の概要	59
4	現場視察	66
(1)	視察の実施状況	66
(2)	実施した監査の内容及び視察対象施設の概況	66
(3)	発見事項	69
5	汚水処理施設の整備	71
(1)	豊田市の汚水処理施設の整備状況	71
(2)	汚水処理施設の整備手法の選択について	72
(3)	豊田市下水道マップで描かれている将来像	75

6	下水道管渠・施設の維持管理について（老朽化対策と耐震化）	77
(1)	下水道管渠・施設の現状と対策	77
(2)	豊田市の耐震化事業（下水道総合地震対策計画）	79
(3)	豊田市の老朽化対策事業（下水道管路長寿命化計画）	82
(4)	今後必要となる老朽化対策費用と長期的計画の必要性	84
7	下水道事業債	86
(1)	下水道事業債の概要	86
(2)	下水道事業債残高、利率の状況	86
(3)	起債額の決定方針	88
(4)	今後の推移（事業計画）	89
8	使用料の徴収と不納欠損の状況	92
(1)	下水道使用料の徴収の概要	92
(2)	公共下水道使用料の体系と他の中核市との比較	92
(3)	使用料の収納状況及び不納欠損の状況	93
(4)	受益者負担金の収納状況及び債権消滅の状況	95
(5)	過年度の包括外部監査の措置状況の検討	96
9	一般会計からの繰出金について	99
(1)	一般会計からの繰出しの概要	99
10	下水道使用料の設定	107
(1)	豊田市の下水道使用料の決定プロセスについて	107
(2)	豊田市における料金体系の考え方について	107
(3)	豊田市、同類型団体、全体平均の経営指標等の比較（平成 22 年度）	108
(4)	事業区分ごとの使用料の最高値と最低値（平成 15 年度）	113
(5)	豊田市上下水道事業審議会における検討結果について	114
(6)	下水道使用料の在り方についての検討結果について	115
11	平成 16 年度の包括外部監査の結果に対する措置状況	122
(1)	監査の方法	122
(2)	監査の結果	122
第 3	下水道事業の経営における課題	139
1	新地方公営企業会計導入への対応	139
(1)	新地方公営企業会計制度の概要	139
(2)	制度改正の対応スケジュールについて	140
(3)	豊田市下水道事業に関連する主要論点と影響の把握	141
(4)	新会計制度による財務諸表を利用した財務分析	154

2 「経営計画」の策定と活用.....	162
【付録】 下水道事業の主な経営指標と算式.....	167

- ・ 端数未満の金額は切捨て、比率は四捨五入しています。
- ・ 端数処理の関係で、表の各欄の集計結果と合計とは必ずしも一致しません。

- ・ 外部監査を通じて発見された事項は、以下に分類して記載しています。
 - 【指摘】：法令、規則等に違反している事項
 - 【意見】：規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

下水道事業に関する財務事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成23年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成24年度についても対象としています。

3 事件を選定した理由

下水道は重要な都市基盤であり、下水道を良好に維持管理することは、快適な市民生活を送る上で重要な課題の一つです。一方、下水道施設の整備及び維持管理には多大のコストが必要です。また、老朽管の更新や、近年問題が露呈するようになったゲリラ豪雨や震災への対応も重要視されており、これらは豊田市の第7次総合計画においても実践計画事業として掲げられています。

下水道事業に係るコストは、使用者が負担する下水道使用料と一般会計からの繰入金により賄われていること、下水道事業債の残高は500億円近い水準であることから、下水道事業に係る経営は市民の関心、市の財政の両面から、関心が高いテーマであるといえます。一方、豊田市の汚水処理人口普及率は全国平均を下回っている状態にあり、今後、効率的・効果的な整備・維持管理を進めていくことが重要であると考えます。

豊田市では、平成23年度から汚水処理施設の維持管理の包括的民間委託を行うとともに、企業会計を導入しています。地方公営企業法に関しては、平成24年1月27日付けで新しい地方公営企業会計を定めた政省令の公布と関連の告示

がなされました。新しい地方公営企業会計は、地方公営企業の更なる経済性発揮のため、最大限、現行の企業会計原則の考え方が取り入れられています。

このように、内外からの下水道事業の経営状況に対する関心は高まっていることから、下水道事業に関する事務の合規性並びに事業運営の効率性及び有効性を検討することが有用であると判断し、特定の事件として選定しました。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 工事請負、委託、資産購入等の支出事務手続は適切に行われているか。
- イ 財産（固定資産及びたな卸資産）の管理は適切に行われているか。
- ウ 汚水処理施設の包括的維持管理業務委託に係る管理監督は適切に行われているか。
- エ 一般会計からの繰入れは適切に行われているか。
- オ 下水道使用料に係る意思決定は適切に行われているか。
- カ 中長期の設備投資予測を踏まえ、経営計画が適切に策定され、予算管理が行われているか。
- キ 下水道使用料及び受益者負担金の収納及び滞納分の督促は適切に行われているか。
- ク 新地方公営企業会計制度の適用に向けた対応は適切に行われているか。
- ケ 過年度の包括外部監査の結果に対する措置は適切に行われているか。

(2) 監査対象部署

- ア 上下水道局
- イ その他関連部課

(3) 主な監査手続

- ア 概要についてのヒアリング、対象部署への質問
- イ 決算状況の分析
- ウ 契約（工事、委託、資産及び包括的維持管理業務委託）に関する関連証憑^{ひょう}の閲覧及びヒアリング
- エ 現地視察
- オ 下水道使用料及び受益者負担金の収納状況検討
- カ 資産管理（固定資産及びたな卸資産）の状況検討
- キ 下水道使用料の決定プロセスの検討
- ク 上下水道事業審議会資料等の関連資料の検討

5 監査テーマに対する市民の意見募集

包括外部監査のテーマについては、平成 24 年 4 月に広報とよた及び市ホームページを活用して、市民からの意見を募集しましたが、市民からの意見はありませんでした。

6 外部監査の実施期間

平成 24 年 6 月 7 日から平成 24 年 12 月 3 日まで

7 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	高木 由香里
公認会計士	鈴木 識都
公認会計士	平手 健一
公認会計士試験合格者	森 みずほ
公認会計士試験合格者	久保 綾乃
公認会計士試験合格者	前野 竜範

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はありません。

第2 外部監査の結果

1 下水道事業の概要

(1) 下水道の種類・役割と豊田市における事業の概要

ア 下水道とは

下水道法において、下水とは「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。」（下水道法第2条第1号）と、また下水道とは「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」（下水道法第2条第2号）と定められています。

イ 下水道の役割

下水道の役割は主に、生活環境の改善、雨水の排除（浸水の防除）、公共用水域の水質の保全の三つにまとめることができます。

(ア) 生活環境の改善

下水道を整備することで、汚水を速やかに排除し、害虫、感染症、悪臭等の発生の可能性を下げ、また、便所の水洗化が促進され、周辺環境は改善・向上し、衛生的な生活を享受することが可能になります。

(イ) 雨水の排除（浸水の防除）

下水道は、都市内に降った雨水を集めて河川、海域、湖沼等へ排除するいわゆる内排除施設の役割を受けもっています。

都市化が発展した地域では、在来水路の不足に加えて、雨水の浸透及び貯蓄能力の減少などにより雨水流出量が著しく増加するため、都市内の水害から住民の財産を守る必要があります。下水道を整備することにより、雨水を速やかに排除することができるようになるため、浸水の防除につながります。

(ウ) 公共用水域の水質の保全

下水道は、工場排水、生活排水等を中心とする汚水を処理場に集め、適切に処理した後で、河川等に放流します。そのため、下水道を整備することは、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全することに寄与します。

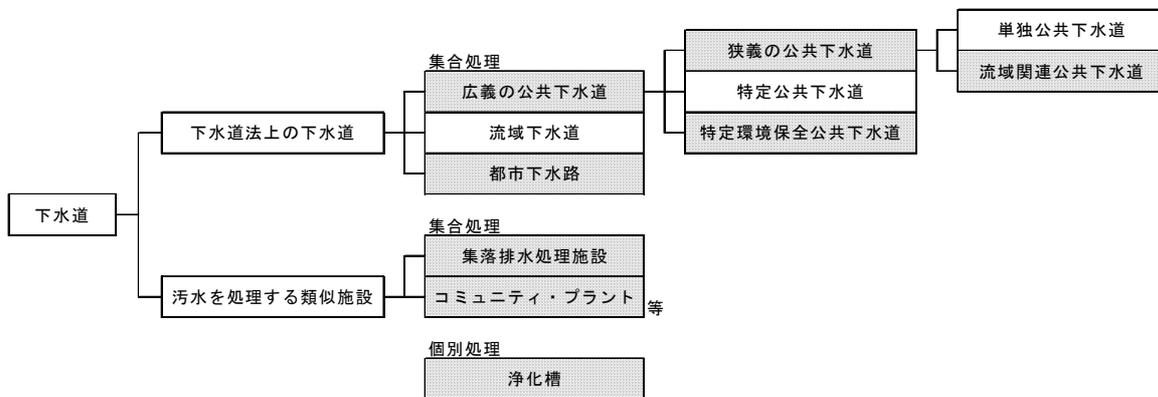
ウ 下水道の種類・施設

下水道はまず、下水道法に基づく下水道とそれ以外の汚水を処理する類似施設に区分することができます。

下水道法に基づく下水道は、公共下水道、流域下水道、都市下水路に分類できます。

また、汚水を処理する類似施設には、集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等があります。

図 1-1 下水道の種類



これらのうち、豊田市では、図 1-1 で網掛で示した、下水道法に基づく下水道のうち公共下水道、都市下水路を、それ以外の汚水を処理する類似施設のうち集落排水処理施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽を事業として行っています。

また、これらのうち浄化槽のみが個別処理によっています。

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流

域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」をいい（下水道法第2条第3号）、原則として市町村がその事業を行うものとされています。特定公共下水道、特定環境保全公共下水道も公共下水道の一種であり、これらを含めた公共下水道を広義の公共下水道、これらを除いたものを狭義の公共下水道と呼び、更に狭義の公共下水道は、単独公共下水道と流域関連公共下水道に分類できます。

公共下水道事業は原則として市町村が行うこととされていますが、都道府県は2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができます（下水道法第3条第2項）。

豊田市では狭義の公共下水道のうち愛知県が整備を行う流域下水道の汚水幹線に接続する流域関連公共下水道を、また広義の公共下水道のうち特定環境保全公共下水道を供用しています。

流域関連公共下水道とは、公共下水道のうち、終末処理場を有さず、流末を流域下水道に接続する形態をとるものをいいます。この流域関連公共下水道は原則として市町村が管理することとされていますが、その流末である流域下水道は、2以上の市町村の区域にわたり整備されており、設置・管理は原則として都道府県が行うこととされています（下水道法第25条の2第1項）。

豊田市では、愛知県の流域下水道計画を受けて、市街化区域を対象にした流域関連公共下水道として、昭和48年に下水道計画を策定しました。その後、境川処理区では中田処理分区を平成6年に、矢作川処理区では柘塚・幸・秋葉処理分区を平成9年に供用開始し、現在に至るまで処理区域の拡大が進んでいます。なお、境川処理区は豊田市のほか、刈谷市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町を処理の対象としており、計画目標年次は平成37年、計画処理区域は13,169ha、計画処理人口は646,219人、計画汚水量は日最大で365,639^m³となっています。また、汚水は刈谷市の境川浄化センターで処理されています。一方、矢作川処理区は豊田市のほか、岡崎市、安城市、西尾市、幸田町を処理の対象としており、計画目標年次は平成37年、計画処理区域は19,039ha、計画処理人口は850,740人、計画汚水量は日最大で463,774^m³となっています。また、汚水は西尾市の矢作川浄化センターで処理されています。

特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち、自然公園や農山漁村等の市街化区域外において設置されるものをいいます。この特定環境保全公共下水道は、国立公園、国定公園等における湖沼・ダム湖周辺地域等の水質保全を目的として実施される自然保護下水道、農村集落からの生活排水等による公共用水域の水質の悪化に対処するため主に農村地域において実施される農山漁村下水道、計画排水人口がおおむね 1,000 人未満の規模で水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区で実施される簡易な公共下水道の三つに区分されます。

豊田市では、愛知高原国定公園内に含まれる鞍ヶ池の水質浄化及び周辺住民の生活環境改善を目的とし、平成 3 年度から管渠及び処理場の整備に着手し、平成 8 年に供用開始した鞍ヶ池処理区において、特定環境保全公共下水道事業を実施しています。また、香嵐渓を抱える足助地区における巴川の水質保全及び周辺住民の生活環境整備を目的として、足助処理区においても平成 28 年 4 月に特定環境保全公共下水道の供用開始を予定しており、現在整備中となっています。さらに、豊田市西部に位置する千足、宮口一色、宮口上地区は、市街化調整区域ですが近年の人口増加などに伴い住宅地からの雑排水の流入により二級河川逢妻女川を始めとする区域内のため池などで水質悪化が著しくなり、希少生物への影響が懸念されていたことから、これらの地区（豊田西部地区）において、平成 13 年度に流域下水道に接続する特定環境保全公共下水道を供用開始しています。

都市下水路とは公共下水道の整備に先立って浸水防除のため都市の雨水を排除するもののことをいいます。豊田市ですでに事業が完了した都市下水路には、南部下水路、本地小川下水路、向川下水路、平和下水路があります。

汚水を処理する類似施設のうち、集落排水処理施設には、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設がありますが、豊田市で実施されている農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落における汚水を処理する施設をいいます。農業集落排水施設は、市が県や農林水産省からの補助金を受けて建設する施設です。

豊田市では、昭和 62 年に下伊保地区にて農業集落排水施設の整備に着手して以降、6 か所（配津地区、畝部上地区、御船地区、高岡中部地区、稲武中部地区及び野入地区）で整備に着手しており、現在ではこれらの計 7 地区で供用を開始しています。

コミュニティ・プラントとは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいいます。コミュニティ・プラントは、市が環境省や県の補助金を受けて建設する施設です。

豊田市では従来、畝部地区、幸海・穂積地区でコミュニティ・プラントの事業を行ってきましたが、平成 22 年度に畝部地区は公共下水道へ接続したため、現在では幸海・穂積地区のみで事業が行われています。

浄化槽とは、下水道のない地域で水洗便所を利用する場合、汚水を浄化して河川等に放出するための施設であり、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理するみなし浄化槽処理水と雑排水を合わせて処理する変則合併処理浄化槽の 2 種類があります。なお、みなし浄化槽については、平成 13 年度以降新たに設置することはできません。

豊田市では、昭和 63 年度から公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる浄化槽の普及促進を図るために「合併処理浄化槽設置整備事業（設置費補助制度）」を実施しています。

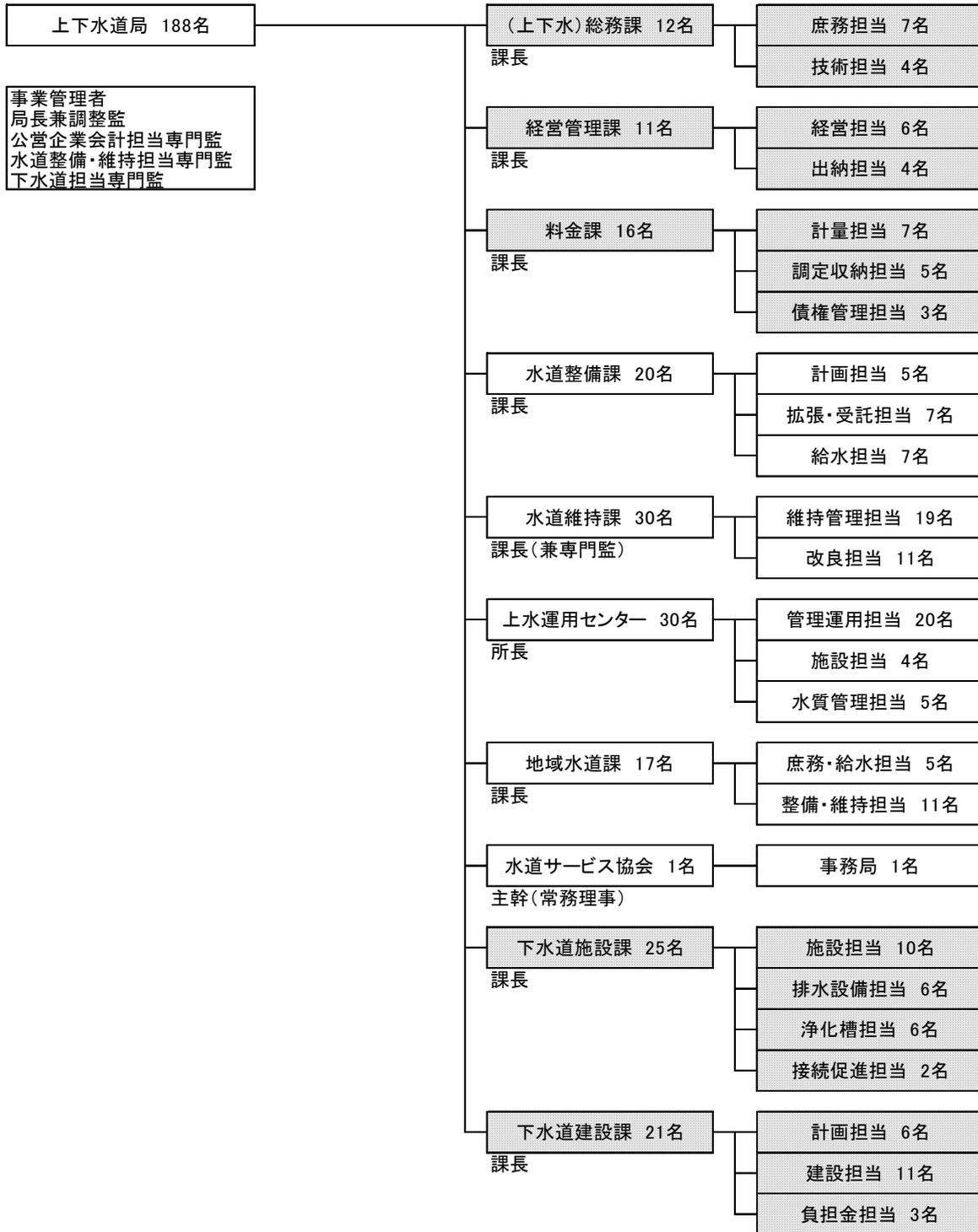
このほか、豊田市には市管理共同し尿処理浄化槽があります。この施設は、し尿と生活雑排水を合わせて処理し、下水道と同様の働きをするため、河川など公共用水域の水質汚濁防止に寄与しています。

平成 23 年度にとよた松平団地及び九久平団地は公共下水道へ接続したため、現在では西川団地及び平畑団地において施設の維持管理を民間業者に委託しています。

エ 豊田市の組織

豊田市では上下水道局が下水道に関する事業を実施しており、その組織体系及び人員数は図 1-2 のとおりです。なお、人員数は水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業会計及び一般会計に係る人員の合計人数を記載しています。

図 1-2 豊田市上下水道局組織図（平成 23 年 4 月 1 日現在）



（資料源泉：平成 23 年度 豊田市下水道事業年報）

図 1-2 の網掛部分が、下水道事業に関する課・担当となっています。なお、水道サービス協会については、主幹が派遣され、常務理事と事務局長

を兼任しています。

また、下水道事業に関する各担当の業務内容は、表 1-1 のとおりです。

表 1-1 各課担当の業務内容(平成 23 年 4 月 1 日現在)

課	担当	事業内容
(上下水)総務課	庶務担当	契約事務(工事、委託、物品、借入)、例規、文書管理、情報保守、広報広聴活動、研修、福利厚生、車両管理
	技術担当	工事検査
経営管理課	経営担当	上下水道事業予算の編成及び執行管理、固定資産管理、経営計画、審議会、経営政策会議、管理者特命事項
	出納担当	上下水道事業予算の経理及び決算調製
料金課	計量担当	使用の開始・中止・使用者変更の受付、検針及び使用水量の認定、量水器の管理
	調定収納担当	上下水道使用料の調定・更正・請求・還付
	債権管理担当	債権の管理及び法的措置に係る事務
下水道施設課	施設担当	下水道管路の維持管理及び計画、下水道管の支障移転に関する設計、下水道管路の耐震化事業、長寿命化対策の推進、布設申請工事、承認工事、処理場・ポンプ場の管理運営(稲武地区の汚水処理施設含む。)、処理場・ポンプ場の耐震化事業、長寿命化対策
	排水設備担当	排水設備の計画確認、宅地内排水設備完了検査、指定工事店指定事務
	浄化槽担当	浄化槽適正維持管理事務、合併処理浄化槽設置補助事務
	接続促進担当	事業場水質管理、除害施設管理指導、雨水貯留施設転用補助
下水道建設課	計画担当	下水道(汚水)の計画・企画・調査、国庫補助事業に係る業務、事業团委託
	建設担当	管渠の調査及び設計、管渠の施工監督、国庫補助事業に係る業務
	負担金担当	受益者負担金事務

(資料源泉:平成 23 年度 豊田市下水道事業年報)

オ 公共下水道普及率及び汚水処理人口普及率

豊田市の過去 3 年間の各年度末の公共下水道普及率及び汚水処理人口普及率は、表 1-2 のとおりです。

表 1-2 公共下水道普及率及び汚水処理人口普及率の状況 (単位:人、%)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
公共下水道処理区域内人口	275,090	279,384	285,296
下水道類似施設処理区域内人口	59,497	62,034	62,374
行政人口	422,960	422,506	422,830
公共下水道普及率	65.0	66.1	67.5
汚水処理人口普及率	79.1	80.8	82.2

(資料源泉：平成 23 年度 豊田市下水道事業年報)

公共下水道処理区域内人口には流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口が、また、下水道類似施設処理区域内人口には農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の処理人口が含まれています。

公共下水道普及率は公共下水道処理区域内人口を行政人口で、汚水処理人口普及率は公共下水道処理区域内人口と下水道類似施設処理区域内人口の合計を行政人口で除して算出した数値です。

豊田市では、主に公共下水道の工事により毎年整備面積が増えているため、公共下水道普及率が上昇傾向にあります。

なお、愛知県の公共下水道普及率は、愛知県ホームページによると平成 23 年度末で 72.9%であり、豊田市の 67.5%は愛知県全体の普及率を下回っています。政令指定都市であり、愛知県の人口の約 30%を占める名古屋市を除いた愛知県の公共下水道普及率は 61.7%であり、豊田市の公共下水道普及率はこれよりも高い水準にはありますが、愛知県内には公共下水道普及率がまだ 10%～ 20%にとどまっている市町が含まれていること、国土交通省によると平成 23 年度末の都道府県別の公共下水道普及率の全国平均(岩手県、福島県を除く。)は 75.8%であることなどを考えると、豊田市の公共下水道は普及が遅れているといえます。

カ 下水道事業の財政状況

(ア) 収益的収支及び資本的収支の推移

豊田市の収益的収支及び資本的収支の過去3年間の推移は表1-3から表1-7までのとおりです。なお、豊田市の下水道事業は平成23年度から地方公営企業法を全部適用することとなった関係で、平成22年度の決算は打切決算を行っていますが、推移の検討では、平成22年度の数値は打切決算によって決算に反映されなくなった金額を補正した金額によつています。また、地方公営企業法適用前の時期の金額は正式な決算の区分ではなく、地方公営企業法の適用前後の影響を比較する目的で、決算統計上の区分に基づいて記載しています。

表1-3 収益的収支及び資本的収支の推移 (単位:千円)

項目	H21年度	H22年度	H23年度
収益的収入	5,369,280	5,767,427	6,771,747
収益的支出	3,488,466	3,491,595	6,407,152
収益的収支	1,880,814	2,275,832	364,595
資本的収入	5,373,406	3,226,127	2,723,683
資本的支出	7,255,207	4,804,626	5,387,460
翌年度繰越財源	-	-	99,500
資本的収支	△1,881,801	△1,578,499	△2,763,277

(資料源泉:平成23年度豊田市下水道事業決算報告書、平成21・22年度決算統計、平成22年度の打切決算に係る補正数値資料)

表1-4 収益的収入の内訳 (単位:千円、%)

項目	H21年度	H22年度	H23年度	
	金額	金額	金額	構成比
収益的収入	5,369,280	5,767,427	6,771,747	100.0
営業収益	3,605,097	3,831,607	4,054,915	59.9
下水道収益	3,324,956	3,549,694	3,564,658	52.6
他会計負担金	280,141	281,913	490,257	7.2
営業外収益	1,764,183	1,935,820	2,716,534	40.1
他会計負担金	1,708,971	1,560,536	2,471,415	36.5
他会計補助金	32,815	138,955	227,931	3.4

その他	22,397	236,329	17,187	0.3
特別利益	-	-	297	0.0
他会計補助金	-	-	297	0.0

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業決算報告書、平成 21・22 年度決算統計、
平成 22 年度の打切決算に係る補正数値資料)

公共下水道普及率の上昇に伴い、下水道収益は毎年増加傾向にあります。
過去 3 年間の収益的収入の推移を見ると、平成 23 年度は平成 22 年度と比べて営業収益の他会計負担金、営業外収益の他会計負担金及び他会計補助金が増加した結果、収益的収入の金額が著しく増加しており、これらの項目の構成比が高くなっていることが特徴としてあげられます。

これらの負担金、補助金の増加は、主に平成 23 年度から地方公営企業法を全部適用したことに伴い、一般会計からの繰出基準の算定式が変わったこと及び「豊田市下水道事業会計繰出基準」において一般会計の経費負担の在り方を明文化したことによるものです。

負担金、補助金の増減については、「9 一般会計からの繰出金について」で詳細に記載しています。

表 1-5 収益的支出内訳

(単位:千円、%)

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
	金額	金額	金額	構成比
収益的支出	3,488,466	3,491,595	6,407,152	100.0
営業費用	2,028,513	2,072,009	5,025,261	78.4
流域下水道維持管理負担金	1,091,408	1,118,521	1,137,872	17.8
減価償却費	-	-	2,822,889	44.1
人件費	233,119	246,967	232,759	3.6
その他	703,986	706,522	831,741	13.0
営業外費用	1,459,953	1,419,586	1,376,172	21.5
支払利息	1,459,953	1,419,586	1,357,925	21.2
その他	-	-	18,246	0.3
特別損失	-	-	5,718	0.1
過年度損益修正損	-	-	5,718	0.1

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業決算報告書、平成 21・22 年度決算統計、
平成 22 年度の打切決算に係る補正数値資料)

過去 3 年間の収益的支出の推移を見ると、平成 23 年度は地方公営企業

法の適用に伴い減価償却費を計上しており、その影響で収益的支出全体の金額が著しく増加するとともに、各費目項目の構成比率が大きく変化していることが特徴としてあげられます。

また、企業債残高が減少傾向にあることに伴い、平成 12 年度をピークに支払利息は減少傾向にあります。

表 1-6 資本的収入の内訳 (単位:千円、%)

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
	金額	金額	金額	構成比
資本的収入	5,373,406	3,226,127	2,723,683	100.0
企業債	1,684,500	690,500	890,300	32.7
出資金	1,922,702	1,801,006	844,644	31.0
補助金	1,307,025	562,500	818,594	30.1
負担金	432,616	172,121	170,145	6.2
その他	26,563	-	-	-

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業決算報告書、平成 21・22 年度決算統計)

表 1-7 資本的支出の内訳 (単位:千円、%)

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
	金額	金額	金額	構成比
資本的支出	7,255,207	4,804,626	5,387,460	100.0
建設改良費	5,036,062	2,565,666	3,053,786	56.7
企業債償還金	2,219,130	2,238,960	2,333,674	43.3
その他	15	-	-	-

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業決算報告書、平成 21・22 年度決算統計、平成 22 年度の打切決算に係る補正数値資料)

過去 3 年間における資本的収入の推移を見ると、企業債及び補助金は平成 21 年度と比べて平成 22 年度は大きく減少し、平成 23 年度は再び増加していること、また、出資金及び負担金は平成 21 年度から減少傾向にあることが特徴としてあげられます。

資本的支出は、主に管渠の新設、耐震化、長寿命化及び施設の耐震更新事業に係るものです。資本的支出の推移を見ると、建設改良費の金額が平成 22 年度は平成 21 年度と比べて大幅に減少しており、平成 23 年度もおおむね同じ水準となっています。

資本的収支は基本的に事業費の増減に係るものであり、平成 21 年度と

平成 22 年度、平成 22 年度と平成 23 年度で事業費を比較した場合の増減内容は、表 1-8 及び表 1-9 のとおりです。

表 1-8 平成 21 年度と平成 22 年度の事業費増減内容

事業別	主な増減内容
雨水事業費 の減少	調整池建設事業の完了
	梅坪ポンプ場改築更新費の減少(平成 22 年度はポンプ製作のみ実施)
汚水事業費 の減少	汚水管渠整備費の減少
	汚水ポンプ場建設事業の完了
	愛知県の流域下水道建設事業費の減少に伴う流域下水道建設負担金の減少

表 1-9 平成 22 年度と平成 23 年度の事業費増減内容

汚水事業費 の増加	汚水管渠長寿命化工事の開始
	足助浄化センターの土地購入
	鞍ヶ池浄化センターの耐震工事(単年度)
	西川団地汚水処理施設更新工事(単年度)

企業債及び補助金の金額の増減は事業費の増減と整合しています。

また、出資金及び負担金が平成 21 年度から減少傾向にある要因は次のとおりです。

出資金の増減は、基本的には事業費の増減に伴うものですが、平成 23 年度は前述のとおり、一般会計の経費負担額の在り方を明文化した結果、分流式下水道等に要する経費の一般会計からの繰入額が大幅に増加したことに対応して出資金の金額が削減されたこと、また、地方公営企業法の全部適用に伴い、償還元金ではなく減価償却費に対して一般会計からの繰入れが行われ、減価償却費によって内部留保された金額を使って建設改良が行われるようになったことにより、金額が減少しています。なお、平成 24 年度も平成 23 年度とほぼ同様の金額で推移する見込みであるとのこと

負担金の減少は、受益者負担金の賦課対象となる供用開始区域が、下水道建設事業の減少に伴って減少していることが主な要因です。過去 3 年間の下水道建設事業による整備面積の推移は、平成 21 年度が 221ha、平成 22 年度が 76ha、平成 23 年度が 93ha であり、平成 22、23 年度の整備面積の推移は負担金の金額の推移と必ずしも整合していませんが、これは平成 23 年度から、負担金の賦課面積に上限が設けられている市街地調整区域

の整備が本格化したことが要因です。

豊田市における企業債残高は、表 1-10 のとおりです。

表 1-10 企業債残高推移

(単位:千円、%)

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
	金額	金額	金額	負債資本合計に対する構成比
企業債	52,024,115	50,475,655	49,042,671	30.7

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業決算報告書、平成 21・22 年度決算統計)

豊田市では、下水道建設事業費が減少し、企業債の発行が抑制されている関係で、企業債残高は減少傾向にあります。

(イ) 他の自治体との比較

総務省公表の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では、全国の下水道事業を、規模別分類、地理的条件別分類、事業進捗度別分類により類型化しています。

規模別分類では、処理区域内人口、処理能力、処理水量等が基準としてあげられますが、処理区域内人口による区分が、経営指標を利用する団体にとって利用しやすく簡明であることから、処理区域内人口を規模別分類の基準として採用しています。

地理的条件別分類では、人口密度や単位面積当たり有収水量による密度等が考えられますが、人口密度では、工場など事業所の立地状況が反映されない点に問題があるため、ここでは処理区域内面積 1ha 当たり年間有収水量（以下「有収水量密度」という。）を地理的条件別分類の基準としています。有収水量とは料金徴収の対象となる水量のことをいいます。

事業進捗度別分類については、下水道事業は一般的に、長期の整備期間を要すること、また、水洗化されて初めて使用料収入が計上されるものであるため、経営状況は事業の進捗度によって大きく異なることから、供用開始後年数が事業の進捗状況をおおむね表すものと考え、事業進捗度別分類の基準として、供用開始後年数を採用しています。

以下ではこの「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」における処理区域内人口別区分、有収水量別区分、供用開始後年数別区分に基づいて都市を分類した結果、豊田市に類似する自治体との比較分析を行いました。

なお、下水道収益全体のうち公共下水道によるものが豊田市で93%超、全国の法適用企業の合計でも97%超と大部分を占めることに鑑み、公共下水道の処理区域内人口、有収水量、供用開始後年数により比較対象の自治体を選定しました。

「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」における各指標の分類は表1-11から表1-13までのとおりです。

表 1-11 処理区域内人口別区分

A	処理区域内人口 10 万人以上
B	処理区域内人口 5 万人以上 10 万人未満
C	処理区域内人口 1 万人以上 5 万人未満
D	処理区域内人口 5 千人以上 1 万人未満
E	処理区域内人口 5 千人未満

(資料源泉：総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要)

表 1-12 有収水量密度別区分

a	有収水量密度 7.5 千 m^3 /ha 以上
b	有収水量密度 5.0 千 m^3 /ha 以上 7.5 千 m^3 /ha 未満
c	有収水量密度 2.5 千 m^3 /ha 以上 5.0 千 m^3 /ha 未満
d	有収水量密度 2.5 千 m^3 /ha 未満

(資料源泉：総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要)

表 1-13 供用開始後年数別区分

1	供用開始後 25 年以上
2	供用開始後 15 年以上 25 年未満
3	供用開始後 5 年以上 15 年未満
4	供用開始後 5 年未満

(資料源泉：総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要)

豊田市の公共下水道における各指標の数値及び類型区分は表1-14のとおりです。

表 1-14 豊田市各指標の数値及び類型区分 (単位：人、 m^3 /ha、年)

項目	数値	類型区分
処理区域内人口別区分	273,379	A
有収水量密度別区分	6,313	b
供用開始後年数別区分	24	2

(資料源泉：平成 23 年度豊田市下水道事業年報、決算統計)

有収水量密度については、有収水量 26,117 千 m^3 を処理面積 4,137ha（供用済の公共下水道処理区域面積から特定環境保全公共下水道豊田西部地区の処理区域面積を控除したもの）で除した密度を、また、供用開始後年数については昭和 63 年 4 月に豊田市初の公共下水道である豊田終末処理場が供用開始したことから 24 年をそれぞれ採用しています。

平成 22 年度の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では、豊田市の類型区分 Ab2 と同様の類型区分の法適用企業は該当がありませんでした。そこで、豊田市の公共下水道の供用開始後年数が 24 年と、供用開始後年数区分が類型区分 1 に近いことに鑑み、豊田市と類型区分が近い Ab1 の類型区分の法適用企業のうち、県内及び近隣県の中核市である豊橋市及び岐阜市を比較対象としました。なお、豊橋市では公共下水道のみについて地方公営企業法を適用しているため、豊橋市は公共下水道における決算数値を比較対象としています。また、岐阜市の数値は、平成 24 年 10 月 31 日現在で公表されていた平成 22 年度の数値によっています。

豊田市、豊橋市及び岐阜市の類型分類の基礎となる数値は、表 1-15 のとおりです。

表 1-15 比較対象自治体の類型分類の基礎数値 (単位:人、 m^3/ha 、年)

	H23 年度豊田市	H22 年度豊橋市	H22 年度岐阜市
処理区域内人口別区分	273,379	266,227	374,740
有収水量密度別区分	6,313	6,481	6,081
供用開始後年数別区分	24	76	74

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業年報、決算統計、

平成 22 年度地方公営企業年鑑)

また、豊田市、豊橋市及び岐阜市の公共下水道普及率は、表 1-16 のとおりです。

表 1-16 比較対象自治体の類型分類の基礎数値 (単位:人、%)

	H23 年度豊田市	H23 年度豊橋市	H22 年度岐阜市
公共下水道処理区域内人口	285,296	268,958	374,740
行政人口	422,830	380,538	419,306
公共下水道普及率	67.5	70.7	89.4

(資料源泉:平成 23 年度 豊田市下水道事業年報、豊橋市及び岐阜市ホームページ)

以下で、地方公営企業法を適用している事業を対象として、豊田市、豊橋市、岐阜市の比較を実施しました。すなわち、豊田市については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、地域下水道事業の4事業、豊橋市及び岐阜市については、公共下水道事業のみが対象事業です。

まず、表 1-17 で有収率及び水洗化率を比較しました。有収率とは、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合をいいます。この有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水(総処理水量から雨水処理水量及び有収水量を除いたもの)が少なく、効率的であるといえます。また、水洗化率とは、現在処理区域人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合をいいます。この水洗化率が高いほど、整備済の施設を有効に活用していることを意味しています。これらの指標は施設の効率性を示す指標として、下水道事業にとって重要な指標です。

表 1-17 有収率及び水洗化率の比較 (単位:%)

指標	H23 年度豊田市	H23 年度豊橋市	H22 年度岐阜市
有収率	93.3	75.6	76.3
水洗化率	91.9	96.4	87.0

(資料源泉:平成 23 年度 豊田市下水道事業年報、豊橋市及び岐阜市ホームページ)

有収率については、豊田市は豊橋市、岐阜市と比較して高い水準となっています。すなわち、豊田市では、豊橋市や岐阜市よりも不明水が少ないということの意味しています。不明水の発生する主な要因としては、汚水^{ます}柵と雨水柵の誤接続による雨水の流入、無届排水設備からの汚水の流入、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生等が考えられますが、豊田市は豊橋市及び岐阜市よりもこれらの発生率が低いといえます。

また、水洗化率について見ると、豊田市は豊橋市と岐阜市のほぼ中間程度となっています。水洗化率は供用開始後の経過年数に伴い上昇することが一般的です。ここで、豊田市より供用開始が古い岐阜市で水洗化率が豊田市よりも低くなっているのは、岐阜市では平成 18 年 1 月に旧柳津町が岐阜市に編入するかたちで合併した際、水洗便所設置済人口の増加が処理区域内人口の増加よりも少なかったこと等が要因として考えられます。

次に、表 1-18 で損益計算書の比較を実施しました。

表 1-18 損益計算書比較

(単位:千円、%)

	H23 年度豊田市		H23 年度豊橋市		H22 年度岐阜市	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
収益	6,601,911	100.0	6,151,863	100.0	6,994,233	100.0
営業収益	3,885,170	58.8	5,324,116	86.5	5,541,302	79.2
下水道収益	3,394,912	51.4	3,711,869	60.3	5,006,106	71.6
他会計負担金	490,257	7.4	1,606,490	26.1	327,668	4.7
その他	-	-	5,756	0.1	207,526	3.0
営業外収益	2,716,457	41.1	827,746	13.5	1,452,930	20.8
他会計負担金	2,471,415	37.4	476,480	7.7	-	-
他会計補助金	227,931	3.5	333,090	5.4	1,433,785	20.5
その他	17,110	0.3	18,176	0.3	19,145	0.3
特別利益	283	0.0	-	-	-	-
費用	6,308,495	100.0	6,235,777	100.0	6,630,442	100.0
営業費用	4,934,835	78.2	4,985,783	80.0	4,940,414	74.5
流域下水道維持 管理負担金	1,083,688	17.2	-	-	735,805	11.1
減価償却費	2,822,889	44.7	2,312,687	37.1	2,090,755	31.5
その他	1,028,258	16.3	2,673,096	42.9	2,113,853	31.9
営業外費用	1,368,195	21.7	1,249,994	20.0	1,690,027	25.5
支払利息	1,357,925	21.5	1,222,988	19.6	1,626,871	24.5
その他	10,270	0.2	27,006	0.4	63,156	1.0
特別損失	5,463	0.1	-	-	-	-
営業利益又は 営業損失(△)	△1,049,665	-	338,333	-	600,887	-
経常利益	298,596	-	△83,914	-	363,790	-
当年度純利益	293,415	-	△83,914	-	363,790	-

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業損益計算書、豊橋市及び岐阜市ホームページ)

収益面を見ると、豊田市は、営業収益の割合が両市と比較して低くなっています。個別にみると、営業収益では特に岐阜市と比較して下水道収益の割合が最も低く、豊橋市と比較して他会計負担金の割合が低いこと、営業外収益では両市と比較して他会計負担金の割合が高いことが分かります。

下水道収益の割合が岐阜市と比べて低い理由としては、岐阜市では公共下水道普及率が平成 22 年度の時点で 89.4%と高いことがあげられます。また、豊橋市の公共下水道普及率は 70.7%と豊田市の平成 23 年度末時点での公共下水道普及率 67.5%とほぼ同程度ですが、他会計負担金の割合が豊田市、岐阜市と比較して大きくなっています。一般的には営業収益の他会計負担金は、雨水処理負担金であり、豊田市、岐阜市の下水道の排除方式が分流式であるのに対して、豊橋市は分流式と合流式を併用しているため、雨水処理に要する経費が多くなることが原因と考えられます。分流式である豊田市、岐阜市と比較すると一般会計負担金の割合はほぼ同程度となっています。また、豊田市では営業外収益の他会計負担金の割合が収益全体の 37.4%を占めていますが、豊橋市ではその割合は 7.7%と低く、岐阜市では営業外収益に他会計負担金の項目はありません。ただし、豊橋市では前述のとおり営業収益の他会計負担金の割合が高いこと、また岐阜市では営業収益のその他の中に雨水処理負担金以外の他会計負担金が計上されており（16,233 千円）、営業外収益の他会計補助金の割合が豊田市や豊橋市と比較して高くなっていることから、各市において負担金や補助金の繰入れの基準や項目が異なっていることが考えられます。分流式下水道は合流式下水道に比べ公的な便益が認められる半面、現状では汚水資本費の整備単価に約 3 倍以上の格差があるなど、汚水資本費が相当割高であったことから、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な経費が繰出対象となりましたが、その繰出区分は必ずしも明確でないことから、自治体によって処理が異なるものと思われます。繰出区分に係る基準が明確でない現状では、会計処理は自治体の判断によるしかありませんが、損益計算書における営業収益、営業外収益の区分は、事業の損益状況を判断する上では重要な事項であることから、他団体との意見交換も行うなどして、あるべき会計処理を検討することが期待されます。

また費用面を見ると、豊田市では営業費用の流域下水道維持管理負担金及び減価償却費の割合が他市と比較して高くなっています。なお、豊橋市の損益計算書では、流域下水道維持管理負担金の項目はありませんが、損益計算書とあわせて豊橋市ホームページで公表されている収益的収支を記載した要素別推移表では、312,409 千円となっています。いずれにしても、豊田市では流域下水道維持管理負担金の割合が高くなっていますが、これは豊田市には公共下水道の処理場がないことが要因として考えられます。また、減価償却費の割合が高くなっているのは、豊田市は豊橋市、岐阜市と比較して供用開始年度が新しいため、償却済資産の割合が低いこと、また、豊田市では分流式のみによっていることから、整備のための投

資額が多額になることが要因であると考えられます。

また、表 1-19 で企業債残高の比較を行いました。各市で下水道の供用開始後年数が異なるため、ここでは企業債残高の比較ではなく、公共下水道処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高及び負債資本合計に占める企業債の比率で比較を実施しています。

表 1-19 企業債残高比較 (単位：千円、人、%)

項目	H23 年度豊田市	H23 年度豊橋市	H22 年度岐阜市
企業債残高	(注 1) 49,042,671	42,336,637	67,823,811
負債資本合計	159,528,066	143,301,921	143,418,756
企業債残高比率	30.7	29.5	47.3
公共下水道処理区域内人口	285,296	(注 2) 268,958	374,740
公共下水道処理区域内人口 1 人当たり企業債残高	166	157	180

(注) 1 企業債残高には農業集落排水事業に係る 1,449,354 千円を含んでいます。

公共下水道処理区域内人口 1 人当たり企業債残高は、企業債残高から農業集落排水事業分を控除した 47,593,317 千円を用いて算出しています。

2 豊橋市の数値は(ホームページで公表されていた)排水人口によっていますが、地方公営企業年鑑では平成 22 年度の排水区域内人口と処理区域内人口は一致していました。

(資料源泉：平成 23 年度豊田市下水道事業年報、豊橋市及び岐阜市ホームページ)

表 1-19 から、公共下水道処理人口 1 人当たり企業債残高は、いずれの市も同程度の残高となっていること、また、負債資本合計に占める割合の点から見ると、豊田市は豊橋市とほぼ同程度ですが、岐阜市は企業債の比率がかなり高い状況にあることが分かります。

2 契約事務

(1) 豊田市における契約事務

豊田市上下水道局の契約事務は、豊田市上下水道局契約規程に定められています。そこでは、「豊田市上下水道局が売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、豊田市契約規則(昭和39年規則第28号)の各相当規定を準用する。」とされています。

(2) 契約締結の種類と特徴

地方自治法では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」(地方自治法第234条第1項)とされています。

自治体の契約の方法としては、一般競争入札を原則とし、施行令で定められている要件を満たす場合に限り、指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により締結することができることとなります。豊田市においては地方自治法の規定に従い、原則として一般競争入札を実施するものの、政令で定める要件を満たしたものについては指名競争入札・随意契約を適用できるものとしています。

自治体が行う契約の方法は表2-1のとおりです。

表 2-1 契約締結方法の区分

契約 締結 区分	競争	入札	一般競争入札	一定の資格を有する不特定多数から入札
			指名競争入札	特定多数の参加者を選定して入札
			せり売り	買受者が口頭(挙動)をもって価格を競争
	随意契約		見積り合せ	多数から見積りを徴収した上で任意に契約
			特命随契	特定の1者と任意に契約

豊田市においても、表2-1と同様の契約締結方法を実施しています。一般競争入札については、工事契約、工事関係委託、その他業務委託、物品の別の実施要綱・要領が定められています。

各契約種類別の契約方式は、表2-2のとおりです。

表 2-2 豊田市の契約種類別の契約方式

一般競争入札	(工事契約)		(工事関係委託)	(その他業務委託)	(物品)
	施工体制 確認型 総合評価方式	高度技術提案型・標準型	簡易型	事後審査型	総合評価方式(一部業種) 入札後資格確認型
	特別簡易型	技術力型			
		地域型			
事後審査型					

ア 一般競争入札

一般競争入札とは、契約の目的その他を公告し、一定の資格を有する不特定多数の者から入札の方法により競争させ最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいいます。不特定多数が参加できることで契約の公正性・透明性は高いですが、契約履行の可能性の低い参加者が落札する可能性があります。

そこで、一般競争入札について契約履行可能性を担保するための制度として、地方自治法第 234 条第 3 項ただし書において、「普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」との例外的な制度が定められています。

なお、当該制度は、以下に述べる「イ 指名競争入札」においても適用される制度です。

表 2-3 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び第 2 項

第167条の10第1項 (低入札価格調査制度)	普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
----------------------------	---

<p>第167条の10第2項 (最低制限価格制度)</p>	<p>普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p>
-----------------------------------	---

豊田市では、豊田市上下水道局が競争入札により行う工事又は製造及び委託の請負契約について、地方自治法施行令第167条の10第1項及び第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について、低入札価格調査等実施要綱を設けています。

契約区分における低入札価格調査制度及び最低制限価格が適用される契約は表2-4のとおりです。

表 2-4 低入札価格調査制度及び最低制限価格が適用される契約区分別の契約基準

契約区分	関連要綱	低入札価格調査制度が適用される契約	最低制限価格が適用される契約
工事契約	豊田市上下水道局建設工事低入札価格調査等実施要綱第3条	設計金額が4千万円以上の工事請負契約又は総合評価方式で発注する工事請負契約 (平成24年4月1日からは、総合評価方式で発注する工事請負契約とされている。)	低入札価格調査制度を適用しない工事請負契約
工事関係委託	豊田市上下水道局工事関係委託低入札価格調査等試行要綱第3条	設計金額が2千万円以上の競争入札 (平成23年11月1日からは、設計金額が3千万円以上の競争入札に試行することとしている。ただし、条件価格等の算出が困難な案件に対しては、条件価格等を適用しないものとしている。)	設計金額が2千万円未満の競争入札 (平成23年11月1日からは、設計金額が3千万円未満の競争入札に試行することとしている。ただし、条件価格等の算出が困難な案件に対しては、条件価格等を適用しないものとしている。)

その他業務委託	豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第3条	総合評価方式で発注する業務委託契約	-
---------	------------------------	-------------------	---

低入札価格調査制度では、開札の結果、低入札調査基準価格を下回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、低入札を行った者のうち必要と認めるものに対して、直ちに低入札価格（入札額）理由書の提出を求め、事情聴取等の調査が実施されます。当該調査結果等については、豊田市上下水道局低入札価格調査委員会にて審議が行われます（豊田市上下水道局建設工事低入札価格調査等実施要綱第8条）。

低入札価格調査及び審議等の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は、当該低入札者が契約の相手方として決定され、契約の履行が確保できないと認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の順位の入札をしたものが契約の相手方として決定されます（豊田市上下水道局建設工事低入札価格調査等実施要綱第9条）。

最低制限価格は、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において契約担当者の定める額とされ、最低制限価格を下回った入札は、失格となります（豊田市上下水道局建設工事低入札価格調査等実施要綱第7条）。

(ア) 総合評価方式

従前の一般競争入札では、より安い入札を誘発させるため、企業による低価格入札を助長し、結果として契約事項の品質低下、労働者の低賃金を招くおそれがあるということが問題視されてきました。

豊田市では、上記の問題に対応するため、工事契約について、平成18年度の簡易型総合評価方式の試行実施を皮切りに、平成22年度に設計金額2千万円以上の建設工事について総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施しています。

a 工事契約における総合評価方式

総合評価方式は、「地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力及び信頼性・社会性の

両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式」と定められています（豊田市建設工事総合評価方式実施要綱第2条）。

総合評価方式適用対象工事、総合評価方式の型式は、同要綱第4条及び第5条第2項において、表2-5のように分類されています。

表 2-5 工事契約における総合評価方式の適用対象工事及び型式

高度技術提案型・標準型 (第5条第2項第1号)	入札者が提示する総合的な性能・機能、社会的要請等の提案（以下「技術提案」という。）等、施工計画及び労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案、入札者の技術力及び信頼性・社会性（以下「企業の技術力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事（第4条第1号）
簡易型 (第5条第2項第2号)	入札者が提示する簡易な施工計画、労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案及び企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事（第4条第2号）
特別簡易型 (第5条第2項第3号)	前号のうち、簡易な施工計画を除き、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事（第4条第3号）

総合評価方式による評価の方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）と当該入札価格（補償費等の支出額等）を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）を基に、表2-6のいずれかの方法を採用して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとされています（同要綱第5条）。

表 2-6 総合評価方式による評価の方法

除算方式(第5条第1項第1号)	評価値＝技術評価点(標準点＋加算点)／入札価格
加算方式(第5条第1項第2号)	価格評価点＝100×(1－入札価格／予定価格) 評価値＝価格評価点＋技術評価点

上述した従前の一般競争入札の問題点から、総合評価方式の拡大が求められてきましたが、総合評価方式の拡大に当たり、低入札価格調査制度が採用され、低価格での入札及び低入札価格調査が相次ぎ、事務上大

幅な負担増となることに加え、平均落札率は著しく低下し、受注する企業からも低入札防止に対する要望が強まりました。

これに対応して、工事契約については、平成 22 年度 11 月から、低価格による入札防止のための施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型」という。）を試行的に実施しています。

施工体制確認型は、総合評価方式の評価項目等に「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を加え、品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価することにより、低価格による入札を未然に防ぐことを目的としています（豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領第 1 条、第 2 条及び第 3 条）。

表 2-7 施工体制確認型による評価の方法

評価の方法(第 3 条第 2 項)	評価値＝(技術評価点(標準点＋加算点)＋施工体制評価点)／入札価格×定数
-------------------	--------------------------------------

各方式における評価項目及び評価点は、表 2-8 のとおりです。

表 2-8 各方式における評価項目及び評価点

標準型総合評価方式	<ul style="list-style-type: none"> ○技術提案、施工計画：10点～ ○企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点 ○市内経済活性化策等の有効施策の提案：5点～ ○施工体制評価：20点～ ○賃金の上乗せ等に関する提案：10点
簡易型総合評価方式	<ul style="list-style-type: none"> ○施工計画：10点～ ○企業の技術力、信頼性・社会性：15点～20点 ○施工体制評価：20点～ ○賃金の上乗せ等に関する提案：10点
特別簡易型総合評価方式	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の技術力：12点 ○企業の信頼性・社会性：8点 ○施工体制評価：20点～

(資料源泉：平成 23 年 3 月 31 日 建設工事における平成23年度入札契約制度の見直しについて(お知らせ))

b その他業務委託における総合評価方式

その他業務委託についても、原則は一般競争入札を導入しており、入札者の技術力及び信頼性・社会性と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務委託については、工事契約の評価方法（表2-8）と同様の方法で評価を行い、評価値の最も高い者を落札者とする総合評価方式を採用しています（豊田市業務委託総合評価方式実施要綱第11条及び第12条）。

(イ) 事後審査型一般競争入札及び入札後資格確認型一般競争入札

施工体制確認型総合評価方式を採用しない工事契約及び工事関係委託については事後審査型一般競争入札が行われます。

これは、入札前に行う入札参加資格の確認申請手続を省略し、入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札をいいます（豊田市事後審査型一般競争入札実施要領第1条）。

その他業務委託及び物品において採用されている入札後資格確認型一般競争入札とは、入札後に入札価格の低い者又は高い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札をいいます（豊田市物品購入等一般競争入札等実施要領第2条）。

事後審査型一般競争入札と入札後資格確認型一般競争入札は、落札者の決定方法に大きな違いはありませんが、契約内容の違いにより、入札参加資格や入札参加申請といった契約に必要な事項が異なることから、両者は区別された扱いとなっています。

イ 指名競争入札

指名競争入札とは、資力・信用等について適切と認める特定多数の参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいいます。一般競争入札に比べて資力・信用等の高い相手先を選定できる反面、一部の相手先に固定化する等のデメリットもあります。

ウ 随意契約

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法です。

随意契約の種類としては、特定の事業者を指定して契約を締結する特命随契、緊急の必要により競争入札に付することができないときに特定の事業者を指定して契約を締結する緊急随契、予定価格が少額の場合に 2 以上の者から見積書を徴取して契約者を決める少額随契等があります（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。

入札に比べて手順が簡単なため負担が少ない一方で、取引の透明性が損なわれる可能性があります。

工事関係委託業務におけるプロポーザル方式（技術提案方式）も、随意契約の一形態であり、プロポーザル方式（技術提案方式）により選定された設計者との契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が適用されます。

プロポーザル方式（技術提案方式）とは、最適な「設計者」を選ぶために、設計者自身の創造力、技術力、問題解決能力、経験等を評価し総合的な判断により契約を行う方式をいいます。提出を求める「技術提案」は構想図程度にとどめておき、ヒアリングなどを通して、設計者の当該業務への適性を総合的に判断します。

プロポーザル方式（技術提案方式）には、表 2-9 に記した指名型と、公募型の二種類があります。

表 2-9 プロポーザル方式(技術提案方式)

指名型	あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式
公募型	提案者を公募により募集し、提案資格があると認めたものから提案を受ける方式

評価方式が混同されやすい高度技術提案型・標準型の総合評価方式との契約方法の選定における考え方の違いは、以下のとおりです。

業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式（技術提案方式）を選定します。

それに対して、高度技術提案型・標準型の総合評価落札方式は、事前に仕様を確定可能であるが、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて

具体的な取組方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、入札者の提示する技術等により、品質向上を期待できる業務の場合に選定されます。

（３）契約の個別検証

平成 23 年度の契約取引からサンプルを抽出し、法令及び規則等に従って、契約手続、財務に係る事務の執行が適切に行われているかを検討しました。

ア 主な着眼点

契約の検討に当たっての主な着眼点は、次のとおりです。

- （ア）工事契約・委託契約（包括的民間委託を含む。）・資産取得契約に係る取得・支出手続が関係法令、条例、規則等に従って適切に行われているか。
- （イ）必要書類が適切に管理・保管されているか。
- （ウ）契約手続は適切に行われているか。
- （エ）工事契約・委託契約・資産取得契約は、台帳に適切に登録され、管理されているか。
- （オ）取得・支出に係る伝票起票が適切な時期に、適切な科目及び金額で記帳されているか。

イ 工事契約

工事契約については、案件の受付から契約までの契約事務を管理する目的で工事契約台帳を作成しています。

工事契約に関しては、（上下水）総務課から平成 23 年度工事契約台帳を入手し、契約金額 100,000 千円（税込み）以上の契約を全件サンプルとして抽出しました。

また、それぞれの契約種別について検討を実施するため、契約金額 100,000 千円（税込み）以上の契約がなかった契約方式に関しては、契約金額上位の契約をサンプルとして抽出し、検討を実施しました。

検討の対象とした工事契約は表 2-10 のとおりです。

表 2-10 検討を実施した工事契約

No.	所属	件名	価格(千円)	契約方式
K-1	下水道建設課	公共下水道事業マンホールポンプ設置工事(駒場地内)	14,017	事後審査型一般競争入札
K-2	下水道施設課	取付管設置工事 その1	17,430	事後審査型一般競争入札
K-3	下水道施設課	取付管設置工事 その2	17,608	随意契約
K-4	下水道建設課	特定環境保全公共下水道事業管渠築造工事(久岡第1工区)	103,950	一般競争入札(簡易型総合評価方式)
K-5	下水道建設課	特定環境保全公共下水道事業管渠築造工事(足助第4工区)	89,250	一般競争入札(簡易型総合評価方式)
K-6	下水道建設課	公共下水道事業管渠築造工事(第7工区)	115,185	一般競争入札(簡易型総合評価方式)
K-7	下水道建設課	公共下水道事業管渠築造工事(第2工区)	89,460	一般競争入札(特別簡易型総合評価方式)
K-8	下水道建設課	公共下水道事業管渠築造工事(第1工区)	102,742	一般競争入札(簡易型総合評価方式)
K-9	下水道建設課	公共下水道事業管渠築造工事(第6工区)	115,500	一般競争入札(簡易型総合評価方式)
K-10	下水道施設課	(公共)国道419号線 汚水管移設工事	20,452	一般競争入札(特別簡易型総合評価方式)
K-11	下水道施設課	(公共)国道248号線 汚水管移設工事(その2)	15,291	事後審査型一般競争入札
K-12	下水道施設課	(公共)国道155号 汚水管布設工事	6,037	指名競争入札
K-13	下水道施設課	(公共)下水道管路長寿命化工事(第1期 高美第4工区)	89,250	一般競争入札(特別簡易型総合評価方式)
K-14	下水道施設課	(公共)下水道管路長寿命化工事(第1期 高美第2工区)	57,225	一般競争入札(特別簡易型総合評価方式)

(注) 価格は、平成23年度支出額(税込み)を記載しています。

調査対象とした平成23年度の工事契約の入札等の結果(税抜き)は、以下のとおりです。

K-1 件名：公共下水道事業マンホールポンプ設置工事（駒場地内）

業者名		第1回目(千円)	摘要	入札率
1	T1株式会社	13,350	落札	93.5%
2	T2株式会社	14,800	予定価格超過	103.7%
3	有限会社H	22,000	予定価格超過	154.2%

予定価格 14,271 千円、最低制限価格 11,207 千円

K-2 件名：取付管設置工事 その1

業者名		第1回目(千円)	摘要	入札率
1	有限会社T	16,600	落札	99.0%

予定価格 16,772 千円、最低制限価格 13,405 千円

入札率が 99.0% と高止まりしている理由を確認したところ、「当工事は施主の要望に応じて実施する工事であるため、施工業者が施工場所、施工時期を決めることができないためです（注）。小規模工事の集まりのような工事のため、まとめて設計することができず、標準的な 1 か所工事の数量を定め、その数量を積み上げてから経費計算を行うため、1 か所で施工する工事と比べて機械等の回送費や原材料高は割高となります。」との回答でした。

以上から、業者の裁量の余地が少なく、効率的に工事を進めることが難しい工事であることから、入札率が高くなっています。同様の工事内容の入札率も 92.8%、96.0% と高い傾向が認められました。

（注）当該工事の性質に関する補足

工事には、計画に基づいて行う工事と、施主の要望により行う工事があります。当該工事は後者で、下水道へ接続する取付管の無い空き地に家が新築されるような場合に、家主やハウスメーカー（施主）からの要望を受けて取付管を設置する工事です。

当該工事は、工期を上半期、下半期で区切り、過去の実績から想定される工事内容で発注を行っています。落札業者は、工期内に随時提出される施主からの要望に応じて施工を行います。そのため、発注時には施工する場所、時期等が未定であり、業者の判断で計画的に施工を行うことはできません。

K-3 件名:取付管設置工事 その2

(事後審査型)

業者名	第1回目(千円)	摘要	入札率
参加申請業者なし			

(指名競争入札)

業者名(注)	第1回目(千円)	摘要	入札率
1 株式会社T1	18,200	予定価格超過	108.5%
2 A株式会社	19,800	予定価格超過	118.1%
3 C株式会社	19,900	予定価格超過	118.7%
4 H株式会社	21,000	予定価格超過	125.2%
5 T2株式会社	-	辞退	-
6 株式会社J	-	辞退	-
7 有限会社Y	-	辞退	-
8 M株式会社	-	不着	-

予定価格 16,772 千円、最低制限価格 13,405 千円

(注) 指名業者選定理由(資料源泉:見積期間短縮依頼書兼指名業者内申書)

本工事は、年間を通じて市民からの申請に合わせ、随時、公道から下水道の取出管を設置する工事であり、かつ、市民の要望(工事日時)に合わせなければならない。また、取出管1か所を1日で施工するもので、交通規制を伴う時間的な制約もあり安全で確実な施工が望まれるため、過去の実績を有する業者を内申する。

業者名	第2回目(千円)	摘要	入札率
1 株式会社T1	17,200	予定価格超過	102.6%
2 H株式会社	20,500	予定価格超過	122.2%
3 A株式会社	-	辞退	-
4 T2株式会社	-	辞退	-

予定価格 16,772 千円、最低制限価格 13,405 千円

(随意契約)

	業者名	見積徴収
		1回目(千円)
1	株式会社T1	16,770

当契約は、当初は事後審査型一般競争入札が予定されていましたが、第1回目の入札では参加者がありませんでした。しかし、契約工事期日が平成24年2月29日であり、かつ、市民の要望（工事日時）に合わせなければならず、早期に契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の規定により、一般競争入札に付することが不利と認められるときに該当するとして指名競争入札となりました。

指名競争入札では再入札までいきましたが、予定価格内に入札額が収まらず不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により指名競争入札において最も安価な価格で応札した業者と随意契約を行っています。

K-4 件名：特定環境保全公共下水道事業管渠築造工事（久岡第1工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	S株式会社	99,000	23.73	14.518	落札	83.5%
2	株式会社O	99,520	23.07	14.376		83.9%
3	M株式会社	100,600	19.73	13.890		84.9%
4	K1株式会社	102,600	16.63	13.317		86.5%
5	T株式会社	104,000	11.00	12.596		87.7%
6	K2株式会社	124,890	-	-	予定価格超過	105.3%

予定価格 118,558 千円、低入札調査基準価格 98,804 千円、失格基準 94,579 千円

K-5 件名：特定環境保全公共下水道事業管渠築造工事（足助第4工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	株式会社I	86,800	-	-	予定価格超過	101.1%
2	T株式会社	98,300	-	-	予定価格超過	114.5%

予定価格 85,887 千円、低入札調査基準価格 71,331 千円、失格基準 68,307 千円

	業者名	第2回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	株式会社I	85,000	18.47	16.291	落札	99.0%
2	T株式会社	-	-	-	辞退	-

入札率が99.0%と高止まりしている理由について確認したところ、「当工事は工場場所が足助地区のため、より詳細な地元説明、イベントとの調整が必要となり、工事施工、工事管理が難しい現場のため入札価格が高くなっている。」との回答でした。

K-6 件名：公共下水道事業管渠築造工事（第 7 工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	株式会社I	109,700	14.13	12.227	落札	86.9%
2	T株式会社	119,000	22.03	11.935		94.2%

予定価格 126,307 千円、低入札調査基準価格 105,298 千円、失格基準 100,793 千円

K-7 件名：公共下水道事業管渠築造工事（第 2 工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	Y株式会社	84,500	11.00	15.503		83.1%
2	T株式会社	84,979	9.00	15.180		83.6%
3	F株式会社	85,200	15.50	15.904	落札	83.8%
4	M株式会社	85,380	11.00	15.343		84.0%

予定価格 101,687 千円、低入札調査基準価格 84,476 千円、失格基準 80,877 千円

K-8 件名：公共下水道事業管渠築造工事（第 1 工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	株式会社O	97,850	23.20	14.635	落札	84.0%
2	K株式会社	99,000	11.40	13.273		85.0%
3	T1株式会社	100,000	16.87	13.687		85.8%
4	F株式会社	102,000	21.80	13.902		87.6%
5	株式会社M	106,000	10.23	12.286		91.0%
6	株式会社T2	117,200	19.23	10.173	予定価格超過	100.6%

予定価格 116,488 千円、低入札調査基準価格 96,901 千円、失格基準 92,768 千円

K-9 件名：公共下水道事業管渠築造工事（第 6 工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	S1株式会社	110,000	19.73	12.703	落札	84.7%
2	K株式会社	112,400	11.00	11.655		86.5%
3	T株式会社	112,700	18.50	12.289		86.7%
4	S2株式会社	117,500	15.93	11.569		90.4%
5	F株式会社	118,700	21.37	11.910		91.4%

予定価格 129,937 千円、低入札調査基準価格 108,126 千円、失格基準 103,521 千円

K-10 件名：(公共)国道 419 号線 污水管移設工事

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	H株式会社	19,479	6.00	64.685	落札	82.4%

予定価格 23,627 千円、低入札調査基準価格 19,408 千円

K-11 件名：(公共)国道 248 号線 污水管移設工事(その2)

	業者名	第1回目(千円)	摘要	入札率
1	有限会社M	14,563	落札	95.0%
2	株式会社T	-	辞退	-

予定価格 15,329 千円、最低制限価格 11,987 千円

K-12 件名：(公共)国道 155 号 污水管布設工事

	業者名(注)	第1回目(千円)	摘要	入札率
1	M株式会社	5,750	落札	99.4%
2	S株式会社	5,770		99.7%
3	C株式会社	5,780		99.9%
4	T株式会社	5,780		99.9%
5	Y株式会社	5,790	予定価格超過	100.1%
6	A株式会社	5,800	予定価格超過	100.2%

予定価格 5,786 千円、低入札調査基準価格 4,604 千円

(注) 指名業者選定理由(資料源泉:見積期間短縮依頼書兼指名業者内申書)

工事箇所は交通量の多い国道 155 号であり、道路管理者(国土交通省)の指示により土・日限定の施工しかできず、工事も 2 月中旬までに終了する必要があるが生じているため、限られた現場条件(工期・安全管理・占用協議)で迅速かつ的確で機動的な現場施工が求められる。したがって、①繁忙期であるが地域性を有し早期に工事着手ができること、②非効率な工事でも対応可能であること、③幹線道路での安全確実な施工ができること、これらの理由により、下水道事業の良好な実績を有する業者を内申する。

K-13 件名：(公共)下水道管路長寿命化工事(第 1 期 高美第 4 工区)

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	M1株式会社	85,000	13.00	15.647	落札	95.6%
2	Y株式会社	87,000	12.00	15.172		97.9%
3	C株式会社	87,500	10.00	14.857		98.4%
4	M2株式会社	86,500	8.50	14.855		97.3%

予定価格 88,890 千円、低入札調査基準価格 73,559 千円、失格基準 70,473 千円

K-14 件名：（公共）下水道管路長寿命化工事（第1期 高美第2工区）

	業者名	第1回目(千円)	加算点	評価値	摘要	入札率
1	A株式会社	54,500	14.00	24.587	落札	96.9%
2	C株式会社	56,100	14.50	23.975		99.7%
3	M株式会社	57,100	-	-	予定価格超過	101.5%

予定価格 56,261 千円、低入札調査基準価格 46,317 千円、失格基準 44,393 千円

サンプルNo.K-2、K-5、K-10 及び K-11 は、参加者が 1 者でしたが再入札とはせず、その後の事後審査又は総合評価を経て落札に至っています。

（注）の解釈にもあるように、参加申請の時点で競争性は確保されており、入札は成立していると考えられるため、一般競争入札の結果、参加者は 1 者であった場合でも落札者として決定しています。

ただし、国土交通省では、一般競争入札や企画競争を実施した結果、1 者応札・1 者応募となっているものについては、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を進めています。

具体的には、応募要件の緩和、契約条件の見直し、準備期間の確保といった発注者支援業務等において競争性の一層の確保を目的とした改善策を講じています。また、入札希望者が発注情報に容易に接せられるよう発注情報のメール配信等を行っています。さらに、企画競争の更なる競争性及び透明性の向上を図るための改善策を講じています。

豊田市においても、より競争性及び透明性が確保される入札の実施を心掛ける事が重要です。

（注）参加者が 1 者であった場合の競争性の確保について

『一般競争入札においては、公示をした後入札当日に入札に参加した者が 1 者であった場合、他の応札することができたと考えられる建設業者は、既に競争するまでもないと判断して応札しなかったと考えられます。したがって、応札者が 1 者であっても競争性は確保されており、その応札者の入札は有効と認められ、入札価格が予定価格を下回っていれば落札者と決定されます。』（資料源泉：問答式公共工事 契約の実務 1（新日本法規））

工事契約の検討に係る発見事項は、次のとおりです。

【意見】 工事契約の入札に使用する書類の不備

書類の名称が不適切なものが発見されました。

工事契約の入札に関する事務手続が適切に行われているかを検討するために、各契約について入札関係の書類を閲覧しました。その結果、サンプル No. K-1、K-2、K-4、K-5、K-6、K-7、K-8、K-9、K-10、K-11、K-13 及び K-14 の 12 件について指名競争入札でないにもかかわらず、指名業者等選定書が作成されていました。

担当課である(上下水)総務課へ確認したところ、「指名競争入札ではなくても、契約システムのフォーマットが指名競争入札用の状態で運用されていたため、業者一覧として指名業者等選定書が使用されている。」との回答でした。

本来、指名競争入札でない場合には、指名業者等選定書は必要ありません。事務的に業者一覧として指名業者等選定書を使用すると、指名競争入札が行われたかのような誤解を招くおそれがあります。

現在は、一般競争入札（総合評価含む。）に対応したフォーマットに修正するために、担当者レベルでソフトメーカーと協議中であるとのことですが、電子入札システムとの互換性等のシステムの改善依頼や予算措置も必要となるため、運用開始時期は未定となっています。修正内容としては、「指名業者等選定書」は「指名選定一覧表兼申請者一覧」とする予定で、当面は手書訂正で運用するとのことでした。

書類の意味が明確になるように、作成する書類は適切な名称にすることが望まれます。

【指摘】 工事契約台帳の記載誤り

豊田市では、工事契約台帳を案件の受付から契約までの契約事務を管理するために使用しています。そこで、契約関係書類と工事契約台帳が整合しているかについて確認したところ、設計金額の入力誤りがサンプル No. K-5 及び K-10 の 2 件、設計金額及び予定価格の入力誤りがサンプル No. K-6 の 1 件、設計金額、予定価格及び請負率の入力誤りがサンプル No. K-7、K-8 及び K-11 の 3 件、合計で 6 件の登録誤りが発見されました。

工事契約台帳の入力誤りが発生する要因として、職員が入力した後のチェックが十分に実施されていなかったことが考えられます。適切に契約事務の管理を行うために、台帳は決定した価格に基づいて正しい金額で登録を行い、別の者が入力チェックを実施するといった措置を講ずることが望まれます。

なお、平成 24 年度からは検査の実施の際に技術担当者により工事契約台

帳との整合性を確認するようになっていることを確認しました。

【指摘】 予算執行伺書の日付記載漏れ

サンプル No. K-7 及び K-12 については、担当者の記入忘れのため、予算執行伺書に日付の記載がありませんでした。

工事請負費に関しては、支出負担行為決議前に予算執行伺を起案し、決定を受けなければなりません（豊田市水道事業及び下水道事業会計規程（以下「会計規程」という。）第 23 条）。予算執行の決定の際に必要な情報については、漏れなく記載する必要があります。

ウ 委託契約

委託契約については、委託契約台帳から担当課が「下水道建設課」、「下水道施設課」及び「河川課」であり、委託契約金額（税込み）が 10,000 千円以上の契約及び監査人の判断に基づいて任意に抽出したサンプルを検討対象としました。

検証の対象とした契約は、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 検討を実施した委託契約

No.	科目名	所属	件名	価格(千円)	契約方式
K-1	委託料	下水道建設課	豊田公共下水道事業 管渠設計業務委託	72,345	事後審査型一般 競争入札(最低価格 入札方式)
K-2	委託料	下水道建設課	特定環境保全公共下 水道事業管渠設計業 務委託	44,037	事後審査型一般 競争入札(最低価格 入札方式)
K-3	委託料	下水道施設課	豊田市下水道地図情 報システム作成業務 委託	18,375	随意契約(地方 自治法施行令第 167条の2第1項 第2号)
K-4	委託料	河川課	小坂地区雨水管渠調 査委託	3,213	事後審査型一般 競争入札(最低 価格入札方式)

No.	科目名	所属	件名	価格(千円)	契約方式
K-5	委託料	河川課	梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託 (注2)	129,605 [3,070,000]	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(注)1 価格は、平成23年度支出額(税込み)を記載しています。

2 「梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託」については当初(平成19年度)協定における予定概算事業費(税抜き)を〔 〕で追記しています。

調査対象とした平成23年度の委託契約に係る入札の入札結果(税抜き)は、以下のとおりです。

K-1 件名:豊田公共下水道事業 管渠設計業務委託

	業者名	第1回目(千円)	摘要	入札率
1	株式会社C	62,200	失格	66.3%
2	N1 株式会社	68,900	落札	73.4%
3	株式会社K	69,000		73.5%
4	株式会社N2	69,000		73.5%
5	株式会社N3	70,880		75.5%
6	N4 株式会社	70,900		75.5%
7	株式会社N5	82,000		87.4%
8	S 株式会社	82,893		88.3%
9	株式会社N6	85,000		90.6%
10	株式会社T	94,000	予定価格超過	100.1%
11	株式会社O	127,400	予定価格超過	135.7%

予定価格 93,870 千円、低入札調査基準価格 74,804 千円、失格基準 68,891 千円

K-2 件名:特定環境保全公共下水道事業管渠設計業務委託

	業者名	第1回目(千円)	摘要	入札率
1	株式会社N1	36,220	失格	60.9%
2	株式会社S1	36,768	失格	61.8%
3	株式会社N2	38,780	失格	65.2%
4	N3 株式会社	41,940	落札	70.5%
5	S2 株式会社	41,984		70.6%

業者名		第1回目(千円)	摘要	入札率
6	株式会社 T1	42,500		71.5%
7	株式会社 N4	44,420		74.7%
8	C1 株式会社	44,700		75.2%
9	株式会社 K	44,900		75.5%
10	株式会社 A	46,760		78.6%
11	株式会社 N5	47,338		79.6%
12	株式会社 N6	47,770		80.3%
13	N7 株式会社	51,810		87.1%
14	株式会社 N8	53,000		89.1%
15	株式会社 M	53,830		90.5%
16	株式会社 O	54,000		90.8%
17	株式会社 N9	55,000		92.5%
18	株式会社 C	57,210		96.2%
19	株式会社 T2	64,700	予定価格超過	108.8%

予定価格 59,460 千円、低入札調査基準価格 45,971 千円、失格基準 41,867 千円

K-4 件名:小坂地区雨水管渠調査委託

業者名		第1回目(千円)	摘要	入札率
1	N1 株式会社	3,060	落札 (電子くじにより決定)	86.9%
2	株式会社 C	3,060		86.9%
3	株式会社 N2	3,156		89.7%
4	株式会社 N3	3,635	予定価格超過	103.3%
5	株式会社 K1	4,412	予定価格超過	125.4%
6	株式会社 K2	5,171	予定価格超過	146.9%
7	S 株式会社	5,213	予定価格超過	148.1%
8	株式会社 T	5,998	予定価格超過	170.4%

予定価格 3,520 千円、低入札調査基準価格なし

また、随意契約を実施した契約については随意契約を実施した理由を、予算執行伺の閲覧、市の担当者への質問の実施により確認し、随意契約とした妥当性について検証を実施しました。

K-3 件名：豊田市下水道地図情報システム作成業務委託

	業者名	見積徴収		
		1 回目(千円)	2 回目(千円)	3 回目(千円)
1	株式会社 P	18,100	17,700	17,500

(随意契約の種類)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

(随意契約の理由)

今回の地図情報とデータベース情報との統合は、豊田市全体で進めているプロジェクトであり、前年度に下水道維持課(当時)のほか、豊田市の資産税課、都市計画課が契約を行った実績がある。市で統一したシステムを導入するためには、同一業者による業務委託が必要である。

豊田市契約課作成の「契約事務の手引」では 2 号随意契約に該当する例として「契約相手方に設備能力、陣容能力、経験、実績等を特に必要とするとき」とあげられている。

以上から、市は 2 号随意契約に該当すると判断している。

K-5 件名：梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託

	業者名	見積徴収
		1 回目(千円)
1	N 事業団	3,070,000

(随意契約の種類)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

(随意契約の理由)

「N 事業団」は昭和 47 年に国及び地方公共団体の折半出資により建設大臣の認可を受けた認可法人であり、地方公共団体の技術援助をすることを目的とした専門的集団である。

豊田市契約課作成の「契約事務の手引」においては 2 号随意契約に該当する例として「業務遂行能力を有する国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体と契約するとき」をあげており、「N 事業団」への委託はこれに該当する。

以上から、市は 2 号随意契約に該当すると判断している。

委託契約の検討の結果、発見した事項は、次のとおりです。

【意見】 入札額と予定価格の乖離^{かい}について

K-2「特定環境保全公共下水道事業管渠設計業務委託」について、入札結果を確認したところ、3社が失格しており、入札参加者の半数が低入札価格以下で入札を実施していました。

この点、市の担当者へ質問を実施したところ下水道建設課から、「委託に係る設計価格は、愛知県及び公益社団法人日本下水道協会が公表している標準歩掛を用いて積算し、労務単価及び設計歩掛に基づき予定価格（設計金額）を決定している。愛知県の労務単価は、国土交通省の全国調査により、愛知県が作成したもの（年2回、4月及び10月に改訂）を労務単価として採用している。また、設計歩掛は、年1回（愛知県は10月改訂、公益社団法人日本下水道協会は4月改訂）作成したものを設計歩掛として採用している。なお、国土交通省は、豊田市も含め各自治体及び請負者等に実態調査を定期的に行い、現状の実勢把握を行っている中で、豊田市は労務単価及び設計歩掛に基づき予定価格（設計金額）を決定している。

豊田市独自の方法による算定は行っていないことから、入札額と予定価格が乖離した原因は国及び県が公表している数値が実態と乖離しているか、入札してくる企業側の企業努力が大きい。」との回答を得ました。

国や県が公表している客観的な数値を用い、第三者から検証しやすい予定価格の算定を行っている点は非常に評価される一方で、愛知県及び公益社団法人日本下水道協会が公表している標準歩掛に基づいて算定した予定価格が業者の入札価格と恒常的に乖離している現状に鑑みると、標準歩掛の算定の前提となっている品質の水準と、業者が入札するに当たり想定している品質の水準が異なる可能性があります。

そのため、品質確保の条件を入札条件に明確化する等の対応が望まれます。

【意見】 委託契約金額の検証未実施について

K-5「梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託」は平成19年度の随意契約締結時に5年間の予算額を30億7千万円とする基本協定を結び、その範囲内で各年度に協定を結ぶことにより工事を実施することができることになっています（基本契約第5条）。

予算の設定状況及び実際の工事の実施状況（平成24年9月時点）は、表2-12のとおりです。

表 2-12 梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託・予算の設定状況及び実際の工事の実施状況

年度	予算(千円)	実績(千円)
H19 年度	774,000	774,000
H20 年度	1,094,000	879,300
H21 年度	494,000	551,000
H22 年度	366,000	75,000
H23 年度	342,000	436,290
H24 年度	—	279,000
合計	3,070,000	2,994,590

(注) 当該工事に関しては、工事の完成が平成 24 年度になることについて、延長に係る契約が締結されました。

(資料源泉:決定書(H19年5月17日決定)、議案第 113 号「工事委託契約の締結について」、「進捗管理表」)

基本協定の資料を閲覧し、平成 19 年度の随意契約時の委託料 30 億 7 千万円について検証を行ったか（N 事業団への委託を選択した方がコスト面で有利か否か）について質問を実施したところ、市の担当者から「N 事業団を信頼しているため、提示された委託料に基づき協定を結んでおり、数値を用いた委託料の検証は行っていない」との回答を受けました。

市はその理由として「N 事業団は昭和 47 年に国と地方公共団体の折半出資により建設大臣の認可を受けた認可法人であり、地方公共団体の技術援助を目的とした専門的技術集団であること」、「ポンプ場耐震・更新工事はその約 70%を機械、電気工事が占めており、土木、建築、機械、電気を総合的に設計、施工管理できる専門技術者が必要であること」、「専門技術者を市で十分に確保することが難しいこと」及び「ポンプ場建設の実績・信頼」をあげています。

しかし、上記の理由は随意契約の理由とはなり得ても、委託料について検証を行わなくてよいという理由にはなり得ません。

このような状況下ではN 事業団から提示された委託料の多寡について判断ができない状況にあると考えられます。

また、入札から工事完了までの全てを委託しているため、削減可能な経費の支出を伴う結果となる可能性があります。

そのため、上記の理由は、委託料の検証を行わなくてよいという理由としては不十分です。

N 事業団が提示する金額の根拠をノウハウの少ない市側で詳細に検証することは困難であるかもしれませんが、少なくともN 事業団の積算時の根

拠資料（見積書等）の入手を依頼し、過去の事例を参考するなどして、検証可能な箇所については検証を行い、事前に費用の試算を行った上で手続を進めるとともに、実施後に業務内容の確認を行うことが望まれます。

【意見】 工事延期理由の報告遅延について

K-5「梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託」については、豊田市がN事業団へ委託を行い、N事業団が入札等を実施し、契約を行っています。

当該契約について、関連証憑（決定書、N事業団との協定書）を閲覧したところ、平成23年度の工事で2回の工事遅延があり、当該工事の遅延理由としては「先方（＝N事業団）の入札事務の遅延（不落又は低入札等の調査の遅延）」といった簡潔な理由が決定書に記載されていました。

また、当該遅延が報告され、工期延長が決定書にて豊田市側で承認されたのは、工事完成期限が平成24年3月30日の工事委託は平成24年3月19日、工事完成期限が平成24年3月19日の工事委託は平成24年3月14日と、いずれも工事完成期限間近でした。

さらに、N事業団との定例会議の議事録、報告資料を閲覧したところ遅延に係る記載はありませんでした。

この点について、入札事務に対する市の管理体制について質問を実施したところ、「入札事務等については事前に書面にて報告を受け、内容を確認し、必要がある場合には市の意向を反映できるようにしており、その他については管理資料はない。」との回答を受けました。

しかし、梅坪ポンプ場の耐震・更新工事は当初から5年間にわたり30億円もの予算を組んだ大規模な工事です。そのため、工事の進捗状況に遅延が発生した場合には委託者として定期的に報告を受けるとともに、発生の原因が何かを話し合う必要があると考えられます。また、遅延が頻繁に発生する場合は当初契約締結時に無理な完成期限を設定していないか等、再考する必要があると考えられます。

エ 資産の取得契約

（ア）資産の取得契約に当たり適用される規則と資産の範囲について

豊田市上下水道局契約規程では豊田市契約規則の各相当規定を準用していることから、資産の取得に関しては、主に物品取得に係る契約手続にのっとり行われます。

会計規程では、下水道事業においてたな卸資産として位置付けられる資

産がないことから、「たな卸資産以外の物品」及び「固定資産」が資産取得取引の対象となる「資産」となります。

なお、資産管理に関しては、「3 資産管理の事務について」において、別途検討を行っています。

(イ) 資産の取得契約の個別検討

豊田市上下水道局では、平成 23 年 4 月から豊田市の市長部局に準じて原則、外部業者へ発注する全ての案件について電子入札及び一般競争入札を実施しています。

「豊田市物品等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」では物品購入のうち予定価格 80 万円を超える全案件について原則として一般競争入札を実施することとなっており、豊田市上下水道局もこれに準じて入札を実施しています。

これらの入札対象とされた契約については、物品契約台帳で管理を行っています。

資産の取得契約については、物品契約台帳から、契約金額 10,000 千円（税込み）以上の契約を検討対象とし、表 2-13 の取引を検討しました。

表 2-13 検討を実施した資産取得契約

No.	科目名	所属	件名	価格(千円)	契約方式
B-1	機械及び装置	下水道施設課	水中ポンプ 14 種	13,650	入札後資格確認型 一般競争入札

(注)価格は、平成 23 年度支出額(税込み)を記載しています。

検討対象とした契約に係る一般競争入札の入札結果（税抜き）は、次のとおりです。

B-1 件名:水中ポンプ14種

	業者名	第1回目(千円)	摘要	入札率
1	T 株式会社	13,000	落札	69.2%
2	株式会社 J	13,120		69.8%

予定価格 18,790 千円(税抜き)、低入札調査基準価格なし

検討の結果、指摘・意見に該当する事項はありません。

オ 包括的業務委託契約

(ア) 包括的業務委託契約とは

下水処理場の維持管理の包括的業務委託の定義は、平成 16 年 3 月 30 日付国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長名通知「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」で次のように記載されています。

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託(以下「包括的民間委託」という。)とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、

- 1) 性能発注(=具体的な設計仕様によらず、要求する機能や性能を示して発注する)方式であることに加え、
- 2) 複数年契約であること

を基本的な要素とするものであることをいう。

包括的業務委託契約は、近年の財政状況の厳しさによる深刻な技術職員不足等、厳しい財政事情に鑑み、維持管理計画作成の下、発生対応型維持管理体制から予防保全型維持管理体制へ移行する必要性から導入が進められています。

また、包括的業務委託導入におけるメリットは、次の事項があげられます。

a 導入(委託者)のメリット

- ① 民間ノウハウを活用した効率的かつ効果的な維持管理業務の実施
- ② 点検、調査等に応じた迅速かつ適切な応急措置等対応
- ③ 維持管理情報の一元的管理による日常の維持管理業務及び維持管理計画の質の改善等、事故発生リスク軽減や下水道使用者に対する質の高いサービスの提供

b 導入（受託者）のメリット

- ① 業務自由度の向上により、人員・資機材の効率的配置、車両等機材の長期レンタル等ノウハウの発揮機会の拡大が期待され、結果として業界全体のレベルアップに寄与する。
- ② 現場に応じた資機材の開発・改良、新たな設備投資技術レベルの向上に寄与が期待される。

（資料源泉：管路施設維持管理業務委託等調査検討会、平成24年4月、「下水道管路施設の維持管理における包括的委託の導入に関する報告書」）

(イ) 豊田市の導入状況

a 下水道施設維持管理の委託状況

豊田市では、従来、豊田市中心部の農業集落排水施設は財団法人豊田市污水处理施設管理公社が指定管理者として管理し、稲武区域の農業集落排水施設及び豊田市中心部の公共下水道区域は民間業者へ委託していました。

しかし、財団法人豊田市污水处理施設管理公社の公益認定取得が難しく、一般財団法人へ移行しても市からの財政的・人的支援が困難になること及び民間企業との競争性を考えた場合、法人の存続が困難になるとの判断から財団法人豊田市污水处理施設管理公社を平成22年度末に解散するとともに平成23年度からの包括的維持管理業務委託の導入を決定しました。

包括的維持管理業務委託の導入前後における処理施設の委託状況は表2-14のとおりです。

表 2-14 施設維持管理業務委託状況

事業種別	区分	No.	施設名称	H22 年度		H23 年度	
				管理委託先	契約	管理委託先	契約
公共 下水道	処理場	1	鞍ヶ池浄化センター	株式会社E	1 年	H・E共同 事業体	5年 間の 包括 的業 務委 託
	中継ポ ンプ場	2	野見中継ポンプ場				
		3	越戸中継ポンプ場				
		4	浄水中継ポンプ場				
		5	平和中継ポンプ場				
		6	土橋中継ポンプ場				
		7	岩倉中継ポンプ場				
農業 集落 排水	処理場	8	稲武中部浄化センター	株式会社H	1 年	H・E共同 事業体	5年 間の 包括 的業 務委 託
		9	稲武野入浄化センター				
		10	伊保浄化センター	豊田市 汚水処理 施設管理 公社	2 年		
		11	御船浄化センター				
		12	高岡中部浄化センター				
13	畝部浄化センター						
共同 し尿 浄化 槽	処理場	14	幸穂台浄化センター	株式会社Y	1 年	株式会社Y	1 年
		15	松平団地第1汚水処理施設				
		16	九久平団地汚水処理施設				
		17	西川団地汚水処理施設				
		18	平畑汚水処理施設				

(注) ※は流域下水道に接続に伴い、平成 22 年度に廃止した施設です。

(資料源泉: H・E 共同事業体との「契約書 特記仕様書」、

豊田市下水道年報平成 23 年度(平成 22 年度版)、市からの回答)

上記のような経緯により、豊田市は公共下水道と農業集落排水施設等の汚水処理施設を、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間、性能発注方式により一括して民間業者へ委託を行いました。

当該包括的維持管理業務委託では公共下水道、中継ポンプ場、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの処理施設等計 14 施設の維持管理を一括委託することにより、施設管理のより一層の効率化とコスト削減効果を見込んでいます。

b 導入時の意思決定

豊田市は、包括的維持管理業務委託の導入時には民間業者への調査委託を実施し、調査結果である「汚水処理施設維持管理体制の評価・調査検討業務報告書（平成22年2月）」に基づき、導入の意思決定を行いました。この際、包括的業務委託導入による費用削減額が最適となるケースを選定し、包括的維持管理業務委託契約の意思決定を行い、導入計画を作成しています。

同報告書では、「費用削減効果の分析結果、～（中略）～、市中心部の公共下水道、稲武区域及び市中心部の農業集落排水施設を一括契約とし、契約年数5年で包括的維持管理業務委託を導入することが最適である。」との結論に至っています。

c 事業者の選定

豊田市は、プロポーザル方式（公募型）（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により、事業者を選定しています。

プロポーザル方式とは、最適な「設計者」を選ぶために、設計者自身の創造力、技術力、問題解決能力、経験等を評価する方式です。そのため、提出を求める「技術提案」は構想図程度にとどめておき、ヒアリングなどを通して、設計者の当該業務への適性を総合的に判断することとなります。

したがって、コンペ方式と異なり、提案自体に厳格に拘束されるものではなく、場合によっては変更も認められ得るものとなります。

また、公募型では提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者であれば、プロポーザルに参加できる方式となっています。

プロポーザル方式（公募型）の主な事務の流れは、表2-15のとおりです。

表2-15 プロポーザル方式(公募型)事務の流れ

	事務	担当課
1	実施要領の決定	事業担当課
2	方式、資格要件等を指名審査会に付議	契約課
3	方式等決定	指名審査会
4	事業実施の公告、公表、公募開始	事業担当課
5	事務説明資料等の交付	事業担当課

	事務	担当課
6	参加表明書受付	事業担当課
7	資格要件の確認	事業担当課
8	参加資格確認通知書の送付	事業担当課
9	質問の受付	事業担当課
10	提案書等の提出書類受付	事業担当課
11	選考委員会の開催	選考委員会
12	予算執行伺・指名業者等選定書の提出	事業担当課
13	選考結果を指名審査会へ付議	契約課
14	委託業者の決定、選考結果の通知	指名審査会・事業担当課
15	決定業者に見積徴収の通知	契約課
16	見積徴収、契約金額の決定、契約	契約課
17	業務開始	事業担当課

(資料源泉:委託業務プロポーザル・コンペの手引(その他の委託))

d 導入後の運用評価・モニタリング

委託先から月次で報告書を入手し、仕様書記載事項の実施状況を確認するとともに、当該資料を保管しデータ収集を行っています。また、委託先と月に1~2回の頻度で打合せを行い、当該内容を議事録として保管しています。

(ウ) 包括的業務委託契約の検討

上記の状況を踏まえ、包括業務委託契約の導入時の評価、事業者の選定方法、及び導入後の運用評価・モニタリングが適切に行われているかといった観点で検証を実施しました。

表 2-16 検討を実施した包括的業務委託契約

No.	科目名	所属	件名	価格(千円)	契約方式
K-1	委託料	下水道施設課	汚水処理施設包括的維持管理業務委託	326,627 [1,650,000]	プロポーザル方式、公募型

(注) 価格は平成 23 年度支出額を記載しています。また、委託契約総額を[]で追記しています。

調査対象とした包括的業務委託契約に係る事業者の選定結果（税込み）は、以下のとおりです。

K-1件名：汚水処理施設包括的維持管理業務委託

業者名	価格(千円)	得点	摘要
1 H・E 共同事業体	1,650,000	74.6 点	落札

(注) 価格は5年間の委託料(長期継続契約)です。

包括的維持管理業務委託契約の検討に係る発見事項は、以下のとおりです。

【意見】 プロポーザル方式（公募型）による委託先選定時の企業間競争が行われていないことについて

K-1「汚水処理施設包括的維持管理業務委託」について、プロポーザルの関連資料を閲覧し、業者の選定業務を検討しました。その結果、委託先の選定方法はプロポーザル方式（公募型）であり、本来資格要件を満たす者であれば、誰でも参加できる制度であるにもかかわらず、参加業者がH・E共同事業体1者になっていました。

また、当共同事業体は従来別々に豊田市から業務の委託を受けていましたが、今回の契約の受注に当たり、共同事業体を設立しています。そのため、実質的には包括的維持管理業務委託の導入前後で委託を行う民間業者に変更はありませんでした。

民間ノウハウを生かした最も効率的な包括的維持管理業務委託が最も経済的な委託価格で行われるためには、本来であれば複数者の応募があるべきでしたが、結果として前回の委託先と同じ民間業者になっているため、他の業者との競争が排除されています。

次回の公募時には選択肢が広がるよう他市の同規模の事例等を参考に、資格要件、委託仕様について特定の業者のみが応募できるようになっていないか、募集要件を再度見直し、プロポーザル実施時の競争性向上を図っていくことが求められます。

【意見】 包括的維持管理業務委託を実施した企業の業務に対する事後評価の未実施について

K-1「汚水処理施設包括的維持管理業務委託」について、受託者からの年次報告書を閲覧し、豊田市が当該報告から管理運営の実務に関するノウハウの獲得や技術的な水準の維持、向上のための取組を行っているか

について検討しました。

その結果、豊田市では包括的維持管理業務委託をした民間業者であるH・E共同事業体からの業務実施報告と仕様書を突き合わせ、契約どおりの業務が実施されているかの検討は行われていましたが、実際の業務に対して支払っている委託料の多寡について市は評価を行っていませんでした。

この点について市の担当者へ質問を実施したところ、契約が5年間と長期にわたるものであること、及びH・E共同事業体からの費用削減提案は現在進行形で行われており単年度評価はそぐわない、との理由から現時点では評価は行っていないとの回答を得ました。

しかし、そもそも包括的維持管理業務委託を導入した契機は、包括的維持管理業務委託による管理コストの削減にあります。現状の委託料は包括的維持管理業務委託の導入前の実績を元に算出された見積値であるため、実際に報告された業務と委託料を比較し、現状の業務水準に値する対価としてふさわしいかを定期的に検証する必要があると考えられます。

また、当該検証結果は5年の契約が終了し、次回の業務委託を行う際、適正価格での委託契約を結ぶための指針ともなるため、非常に重要な作業となります。

さらに、定期的な検証はコスト面の改善のみならず、ノウハウ蓄積といった下水道事業の質的な向上にも寄与すると考えられます。

例えば、包括的維持管理業務委託により得られた維持管理情報を一元的に管理し、結果を適時にフィードバックすることにより、日常の維持管理業務及び維持管理計画が適時に見直され、事故発生リスクを軽減することが想定されます。また、これにより下水道使用者に対する質の高いサービスの提供を可能にします。

以上から、定期的な検証は、豊田市の提供する下水道事業のコスト面、サービスの質のいずれにも寄与するため、積極的に行うことが望まれます。

(エ) 下水道事業に係るコストの低減に対する豊田市の取組

a 地方公共団体等に推奨される下水道コストの低減

平成21年4月に国土交通省都市・地域整備局下水道部において公表された「下水道事業コスト構造改善プログラム」では、厳しい財政状況

の中で行き過ぎたコスト削減を防ぎ、コストと品質の観点から費用対効果の最大化を重視した「総合的なコスト構造改善」を推進することを目的に、下水道事業を改善し、良質な下水道ストックを効率的に整備・維持することを目指す取組である「下水道事業コスト構造改善プログラム」の実施を各地方公共団体等へ促しています。

同報告書内では、以下の項目を評価し、総合コスト改善率を算出することを推奨しています。

- ◆工事コストの低減
- ◆ライフサイクルコストの低減
 - －運転管理費の低減、清掃・点検・修繕費の低減、長寿命化によるライフサイクルコストの低減
- ◆社会的コストの低減

b 豊田市の取組

豊田市では当該公表を受け、「公共工事コスト構造改善実施状況報告書」を作成し、工事において発生したコストのうち、項目別に評価を実施し、総合コスト改善率を算定しています。

「平成 23 年度 公共工事コスト構造改善実施報告状況報告書」における総合コスト改善率及び評価項目は、表 2-17 及び表 2-18 のとおりです。

表 2-17 総合コスト改善率

(単位:千円、%)

細目	金額及び改善率	摘要
① 対象工事金額合計	1,891,576	発注済工事(42件)の設計金額
② 工事コスト構造の改善額	512,872	
③ ライフサイクルコスト構造の改善額	-	
④ 社会的コスト構造の改善額	-	
総合コスト改善額(②+③+④)	512,872	
総合コスト改善率(②+③+④/①+②)	21.3	

(資料源泉:平成 23 年度 公共工事コスト構造改善実施報告状況報告書)

表 2-18 評価項目

分野 (評価 項目)	施策名	実施策	金額 評価 (千円)
I 事業の スピードア ップ (社会的コ スト構造 の改善)	(1) 構想段階からの合意形成手続の積極的導入・推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(2) 関係機関との調整による協議手続の迅速化・簡素化	平成 23 年度は改善額なし	
	(3) 事業評価の厳格な実施による透明性の向上	平成 23 年度は改善額なし	
	(4) 重点的な投資や事業の進捗管理の徹底による事業効果の早期発現	平成 23 年度は改善額なし	
	(5) あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現	平成 23 年度は改善額なし	
	(6) 用地取得業務の効率化のための民間活力の活用	平成 23 年度は改善額なし	
II 計画・ 設計・施 工の最適 化(工事コ スト構造 の改善)	(7) 技術基準の見直し	曲管使用 到達立坑省略	88,078 1,857
	(8) 技術基準の弾力的運用(ローカルルールの設定)	平成 23 年度は改善額なし	
	(9) 設計VE(バリューエンジニアリング)による計画・設計の見直し	平成 23 年度は改善額なし	
	(10) 計画・設計方法の検討	揺動式 圧入工法	5,364
		ベンドサイフォン	11,002
		リブ付塩化ビニル管	24,524
取付管土被り		5,425	
小型 MH(マンホール)		39,383	
小口径推進曲線施工		-	
割り込み MH の省略		-	
幹線管渠補強	238,154		
管渠補強	99,085		
(11) 工事における事業間の連携等の推進	平成 23 年度は改善額なし		

分野 (評価 項目)	施策名	実施策	金額 評価 (千円)
	(12) 公共工事等における新技術活用システム(NETIS)を通じた民間技術の積極的活用	平成 23 年度は改善額なし	
	(13) ICT(情報通信技術)を活用した新たな施工技術(情報化施工)の普及を戦略的に推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(14) 産学官連携による技術研究開発の推進	平成 23 年度は改善額なし	
Ⅲ維持管理の最適化(ライフサイクルコスト構造の改善)	(15) 産学官共同研究による維持管理技術の高度化	平成 23 年度は改善額なし	
	(16) 施設の長寿命化を図るための技術基準類の策定	平成 23 年度は改善額なし	
	(17) 公共施設の点検結果等に係るデータベースの整備	平成 23 年度は改善額なし	
	(18) 公共施設の健全度を評価するための指標の設定	平成 23 年度は改善額なし	
	(19) 公共施設の長寿命化に関する計画策定の推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(20) 地域の実情や施設特性に応じた維持管理の推進	平成 23 年度は改善額なし	
Ⅳ調達最適化(工事コスト構造の改善)	(21) CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)の活用による入札・契約の推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(22) 電子情報の共有化による建設工事の生産性の向上	平成 23 年度は改善額なし	
	(23) 総合評価方式の促進	平成 23 年度は改善額なし	
	(24) 多様な発注方式の活用	平成 23 年度は改善額なし	
	(25) 企業の持つ技術力・経営力の適正な評価	平成 23 年度は改善額なし	
	(26) 民間の技術力・ノウハウを活用した調達方式(PFI)の推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(27) コンストラクション・マネジメント(CM)方式の導入・拡大	平成 23 年度は改善額なし	

分野 (評価 項目)	施策名	実施策	金額 評価 (千円)
V「ハイブリッド・シティとよた」の実現(社会的コスト構造の改善)	(28) 複数年にわたる工事の円滑な執行のための手続改善	平成 23 年度は改善額なし	
	(29) 受発注者のパートナーシップの構築による建設システムの生産性向上	平成 23 年度は改善額なし	
	(30) 公共工事等の品質確保の推進	平成 23 年度は改善額なし	
	(31) ユニットプライス型積算方式や市場単価方式の適用拡大	平成 23 年度は改善額なし	
	(32) 市場を適格に反映した積算方式の整備	平成 23 年度は改善額なし	
	(33) 工事に伴う CO ₂ 排出の抑制による地球温暖化対策の一層の躍進	平成 23 年度は改善額なし	
	(34) 社会的影響の低減(騒音・振動等の抑制、大気環境に与える負荷の低減、工事による渋滞損失の低減、事故の防止)	平成 23 年度は改善額なし	
	(35) 環境と調和した施設整備の推進	間伐材看板	-
	(36) 建設副産物対策等の推進	平成 23 年度は改善額なし	
(37) 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	平成 23 年度は改善額なし		

(資料源泉:平成 23 年度 公共工事コスト構造改善実施報告状況報告書)

また、平成 23 年度に該当項目はありませんが、「V「ハイブリッド・シティとよた」の実現」において、省エネルギー機器の導入等、先進的な試みも積極的に実施しています。

近年の傾向である少子高齢化や市の財政状況を踏まえ、効率的・効果的な事業の執行、透明性及び客観性のある事業の実施がより一層望まれます。そのため、上記のような評価を実施し、事業効果の明確化を図ることが市民へのサービス向上に寄与すると考えられます。

3 資産管理の事務について

(1) 資産管理の事務の概要

下水道事業に関する資産については、会計規程において、その範囲と管理方法について定めています。

表 3-1 会計規程における資産管理の関連条文

条文番号	内容
第 5 章(第 42 条～第 55 条)	たな卸資産
第 6 章(第 56 条～第 59 条)	たな卸資産以外の物品
第 7 章(第 60 条～第 74 条)	固定資産

ア たな卸資産の管理について

たな卸資産の範囲は、会計規程第 42 条により、以下のとおり定められています。

(たな卸資産の範囲)

第 42 条 たな卸資産とは、別表第 1 の水道事業勘定科目表に貯蔵品として掲げる資産であってたな卸經理を行うものをいう。

会計規程におけるたな卸資産の範囲は、第 42 条で水道事業に限定されており、会計規程別表第 2 の下水道事業勘定科目表にも、たな卸資産の区分が設けられていません。

下水道事業における一般的なたな卸資産としては、汚水処理に使う薬品、管渠の修繕に使う材料、取替用のマンホールの蓋等があります。しかし、豊田市下水道事業では、平成 23 年度から地方公営企業法を適用するに当たって勘定科目を整理する際に、たな卸資産として計上されるものは外部委託等により委託先の資産となることが一般的であり、豊田市下水道事業で購入する場合であっても、多額に発生することが想定されないと判断から、科目設定されなかったものです。

薬品については、豊田市下水道事業では、汚水処理業務について包括的維持管理業務委託を行っており、委託先である H・E 共同事業体が購入、使用しているため、現在豊田市下水道事業のたな卸資産として保有する薬

品はありません。管渠修繕についても、外部に発注して行うため、下水道事業において材料を保管していません。

また、取替用のマンホールの蓋（付随する受枠等を含む。）については、一部保有しているものがあるものの、多数保有する予定はなく、金額的重要性が低いことや、会計規程においてもたな卸資産の科目設定を行っていないことから、購入時に費用処理しています。

ただし、現物管理の観点から、下水道事業では、平成 24 年度から「マンホール蓋等材料保管状況」という受払簿を作成し、継続記録を行っています。さらに、事業年度末に実地たな卸を実施する予定としています。また、現物の保管は廃止施設である旧五ヶ丘浄化センター敷地内の施錠できる倉庫にて保管されています。なお、マンホール蓋等の平均単価と平成 24 年度期首（平成 23 年度末）における在高及び残高（概算単価に基づく値）は表 3-2 のとおりです。

表 3-2 マンホール蓋等の平均単価と平成 23 年度末における在高及び残高

（単位：枚、個、円、千円）

種類	H23 年度末在高	概算単価 (受枠含む。)	たな卸資産残高
鉄蓋 T-25	—	51,000	—
鉄蓋 T-14	7	46,000	322
受枠	7		

（注）鉄蓋、受枠の他に調整リングや設置用のボルトも「マンホール蓋等材料保管状況」に記録されていますが、蓋に比べて金額が僅かであるため、報告書上は記載を省略しました。

【意見】 勘定科目表における「たな卸資産」勘定の設定について

会計規程別表第 2 の下水道事業勘定科目表では、たな卸資産の科目設定がなされていません。下水道事業は、平成 23 年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から企業会計へ移行しており、移行時点において包括的維持管理業務委託を行っているため、主たるたな卸資産が実際に存在しない状況でした。しかしながら、現在でもマンホール蓋を保有していることや、将来、下水道事業で薬品や管渠修繕用の材料を購入し、重要なたな卸資産が発生することとなった場合に、勘定科目表に設定がないことで全額購入時費用処理されるおそれもあるため、会計規程においてたな卸資産として計上すべき内容を定義しておくことが望まれます。

【意見】 たな卸資産の未計上

マンホール蓋は金額的重要性が低いものとして、たな卸資産として計上せず、購入時に費用処理しています。平成 23 年度末在 High では T-14 が 7 枚であったため残高が 322 千円ですが、購入直後等は、鉄蓋 T-25 及び T-14 とともに在 High が 20 枚程度になることから、2,000 千円程度の残高となることもあります。また、移動可能であり、かつ、転売対象となり得る資産であることから、盗難のリスクが比較的高い資産であるため、受払簿による在 High の記録に加え、金額ベースでどの程度のたな卸資産を保有しているか把握するためにも残高を決算書に反映することが望まれます。

イ たな卸資産以外の物品の管理について

会計規程では、物品について第 57 条「物品の管理」で以下のとおり定義しています。

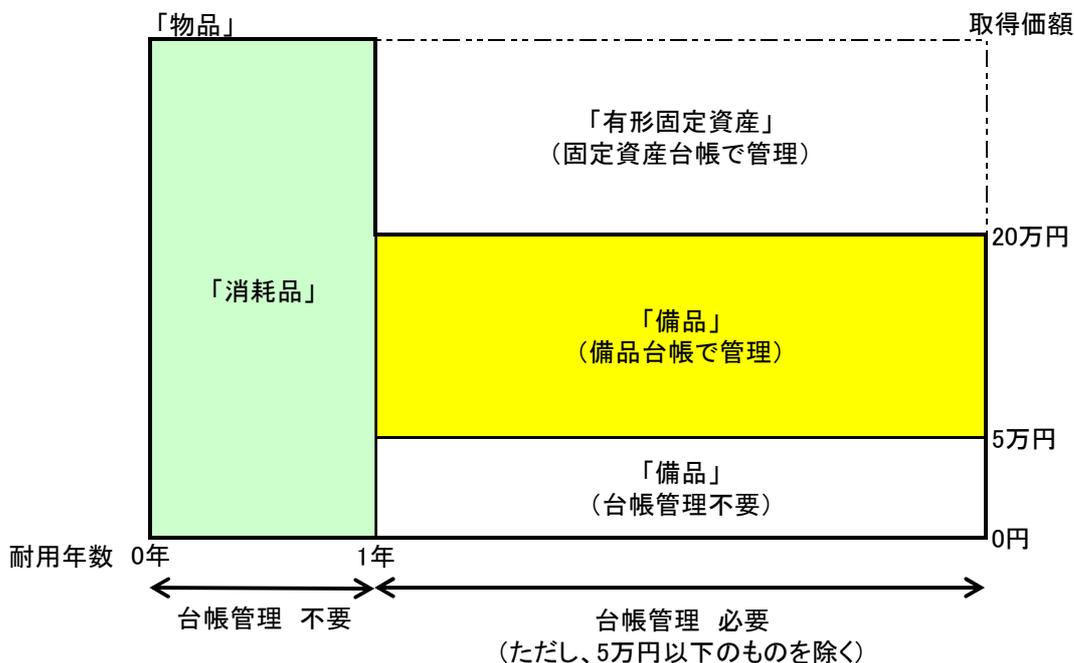
(物品の管理)

第 57 条 たな卸資産又は有形固定資産以外の物品（以下この章において「物品」という。）は、これを適正に管理しなければならない。

2 物品のうち耐用年数 1 年以上の工具器具及び備品（以下この章において「備品」という。）は、備品台帳を備えてその数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

また、会計規程では有形固定資産に計上される工具器具及び備品は 20 万円以上（詳細は後述）としているため、第 57 条第 2 項括弧書きの備品は 20 万円未満の備品であると解釈できます。したがって、物品は図 3-1 の実線部分のとおり、耐用年数 1 年未満又は取得価額 20 万円未満のものとなります。

図 3-1 物品の範囲



耐用年数 1 年以上のものは台帳による数量管理が必要であり、20 万円未満の備品は備品台帳で管理され、20 万円以上のもは固定資産台帳で管理されることとなります。ただし、豊田市物品管理事務細則（以下「物品管理細則」という。）第 32 条を準用し、取得価額（消費税及び地方消費税込み）又は評価額が 5 万円以下のものについては、台帳への記帳を省略しています。

現物管理の方法として、豊田市下水道事業では、豊田市物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第 10 条及び物品管理細則第 3 条第 1 項を準用して、備品（取得価額 20 万円未満の備品）については、備品台帳に記帳されるものとそれ以外のものに区分した上で標識（管理シール）を貼って管理しています。また、消耗品と備品の具体的な区分については、予算見積・予算執行節別ハンドブックで定められており、ハンドブックに定めのないものについては、物品管理細則を準用し、2 万円超のものについては備品としています。

なお、下水道事業においては会計規程、物品管理規則及び物品管理細則に基づき、「保管備品の点検要領」を作成し、備品台帳の整備と年 1 回の備品実査を行っています。

ウ 固定資産の管理について

固定資産の範囲は会計規程第 60 条において、以下のとおり定められています。

(固定資産の範囲)				
第 60 条 固定資産とは、別表第 1 の水道事業勘定科目表及び別表第 2 の下水道事業勘定科目表に掲げる有形固定資産、無形固定資産及び投資をいう。				

多くの管渠等を保有する下水道事業においては、固定資産のうち有形固定資産が特に重要な資産であり、有形固定資産の定義は、会計規程別表第 2 により、表 3-3 のとおり定められています。

表 3-3 有形固定資産の定義

款	項	目	節	説明	
固定資産	有形固定資産			将来営業の用に供する目的をもって所有する資産(遊休施設、未稼働設備を含む。)	
		土地			土地の取得に関して要した費用、買収費、整地費、測量費等
			事務所用地		庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地
			施設用地		管路、ポンプ場、処理場等のために用いる土地(施設に附属する事務所の用地を含む。)
			その他土地		
		建物			事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他の経営附属用建物(建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備を含む。)の取得に関して要した工事費、買収費等
			事務所用建物		庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
			施設用建物		ポンプ場、処理場等の作業施設の用に供されている建物
			その他建物		
		構築物			管路施設の管渠、人孔、ます等その他土地に定着する土木施設又は工作物

款	項	目	節	説明
			管渠施設	
			ポンプ場施設	
			処理場施設	
			その他施設	
		機械及び装置		機械、装置及びコンベア等の運搬設備並びにその附属設備
			管渠設備	
			ポンプ場設備	
			処理場設備	
			その他機械装置	
		車両運搬具	車両運搬具	自動車その他の陸上運搬具
		工具器具及び備品	工具器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、計算器、謄写器、机、椅子等の物品で耐用年数1年以上でかつ取得価額が20万円以上のもの
		建設仮勘定	建設仮勘定	有形固定資産を建設又は改良のために支出した工事費(前払金等を含む。)

(資料源泉:会計規程別表第2 下水道事業勘定科目表)

固定資産の管理については、会計上の固定資産残高の把握、減価償却計算、取得財源の管理について固定資産台帳で行っているほか、機械及び装置については、下水道施設課で総合的な管理運用をする目的で、設備台帳を作成しています。管渠については、下水道施設課が下水道台帳（地図情報システム）により管渠延長等を管理しており、下水道台帳と固定資産台帳の整合性については、同一の工事番号を持つことにより確認しています。また、家屋については、特別会計の頃から作成されていた家屋台帳（下水道事業の処理施設のみでなく、豊田市の資産となる家屋の所在地等を管理する台帳）を総務部管財課の管理の下に作成しており、下水道事業においては敷地内の樹木剪定等の管理について家屋台帳を利用しています。有形固定資産の会計上の管理は固定資産台帳により行われています。

なお、台帳間の整合性については、措置状況と併せて検討しているため、「11 平成16年度の包括外部監査の結果に対する措置状況」にて記載して

います。

【指摘】 工具器具及び備品に関する金額基準の不整合について

会計規程別表第 2 の下水道事業勘定科目表においては、工具器具及び備品の説明は「取得価額が 20 万円以上のもの」とされていますが、平成 23 年 12 月に実施された保管備品の点検照合の際に配布された保管備品の点検要領では、金額基準について「20 万円超」のものを有形固定資産としていました。点検要領は会計規程に基づき作成されるものですので、会計規程と点検要領の間でルールを統一することが必要です。

【意見】 「備品」の定義の明確化について

会計規程第 57 条第 2 項で「備品」について定義され、備品台帳を整備することとされている一方、会計規程別表第 2 では「工具器具及び備品」は物品のうち耐用年数 1 年以上かつ 20 万円以上のものと定義されています。すなわち、備品と呼称されるものについては、備品台帳で管理されるものと有形固定資産台帳で管理するものがあること、また、一般会計における物品管理規則第 3 条では「物品」が「備品」と「消耗品」とに分類されていることから、「備品」の定義が曖昧で誤解や混同が生じるおそれがあります。

そこで、一般会計と企業会計における物品や備品の定義の違いや、備品の範囲、例えば、会計規程第 57 条第 2 項で定める備品を「消耗備品」とし、有形固定資産に計上されるものを「備品」とするなど、範囲を明確にするガイダンスの設定が望まれます。

4 現場視察

(1) 視察の実施状況

表 4-1 に記載した下水道処理施設等について、8月22日、23日の日程で視察を実施しました。視察対象施設の選定に当たっては、多様性を重視し、稼働状況別（稼働中か、工事中か、廃止済か）、施設種別等（処理施設か、中継ポンプ場か、工事中の污水管か）について、いずれの種類も含まれるよう考慮しました。また、事業種類についても、できるだけ多種の施設が含まれるよう考慮しました。また、同種の施設の中では、計画処理人口・計画処理水量等の規模の大きなものを優先的に選定対象としました。

現場視察により、稼働中の施設については主に固定資産や薬品の管理状況の検討、工事中の施設等については工事内容及び完成後施設等の概要把握、廃止済施設については現在の施設の利用状況や今後の使用方針についての検討を実施しました。

表 4-1 視察実施施設

稼働状況	施設名	施設種別等	事業種類
稼働中	鞍ヶ池浄化センター	処理施設	特定環境保全公共下水道
	幸穂台浄化センター	処理施設	コミュニティ・プラント
	高岡中部浄化センター	処理施設	農業集落排水施設
	野見中継ポンプ場	中継ポンプ場	
工事中	足助浄化センター	処理施設	特定環境保全公共下水道
	高美団地下水道管路	污水管	
廃止済	旧五ヶ丘浄化センター		
	旧豊田終末処理場		

(2) 実施した監査の内容及び視察対象施設の概況

ア 稼働中の施設

稼働中の施設については、ヒアリングによる施設の管理受託業者の業務範囲の把握や、固定資産管理状況を確認するための固定資産実査、薬品の保管状況及び受払管理状況といった管理状況の検討を行いました。

薬品の管理状況については各施設ともに受払簿を付け、適切に保管され

ていました。固定資産実査の結果については、「(3) 発見事項」において記載しています。

視察対象とした稼働中の施設の概況は、以下のとおりです。

(ア) 鞍ヶ池浄化センター

当浄化センターは、市の東部に位置する鞍ヶ池公園周辺を含む地域を処理区域とする施設で、特定環境保全公共下水道事業の一環として、平成3～7年度に管渠及び処理場の整備を行い、平成8年1月に供用開始しました。計画処理人口は1,200人、処理面積は17haとなっています。また、計画汚水量は日平均で490 m³、日最大で930 m³となっています。

(イ) 幸穂台浄化センター

当浄化センターは、市の中心から東へ約10kmの所に位置する幸海・穂積地区を処理区域としたコミュニティ・プラントで、平成7～8年にかけて整備を行い、平成9年1月に供用開始しました。計画処理人口1,014人、処理面積は8haとなっています。また、計画汚水量は日平均320 m³、日最大で440 m³となっています。

(ウ) 高岡中部浄化センター

当浄化センターは、市の中心部から南西へ約10kmの所に位置する農村地域である高岡中部地区を処理区域とした農業集落排水施設です。当施設は平成11年4月から稼働を開始しました。処理人口は6,220人、処理面積は131haとなっています。また、計画処理水量は日平均で1,680 m³、日最大で2,052 m³となっています。

(エ) 野見中継ポンプ場

当中継ポンプ場は、矢作川処理区秋葉処理分区の汚水を、流域下水道の幹線に流すための施設です。具体的には、秋葉処理分区は矢作川の東側にあるのに対し、流域下水道幹線は西側にあるため、矢作川を越える必要があります。そのために当施設にて汚水をくみ上げています。当施設は平成9年4月に稼働を開始しました。最大揚水量は23.4 m³/分となっています。

イ 工事中の施設等

工事中の施設等については、工事の概要及び実施状況、また、完成後の施設等の概要の把握を行いました。

視察対象とした工事中の施設等の概況は、以下のとおりです。

(ア) 足助浄化センター

旧足助町は平成 17 年度に豊田市と合併し、豊田市の足助地区となりましたが、この足助地区は紅葉の名所として知られる香嵐溪を抱えていることから、市は足助地区の下水道整備を実施するため、平成 21 年に特定環境保全公共下水道の全体計画を策定しました。当工事はこの全体計画に従って実施されているものです。

平成 23 年度については、7ha の管渠整備 283, 171 千円及び処理場用地取得 51, 008 千円が行われました。

なお、当施設は平成 28 年 4 月供用開始予定で、計画処理区域面積 95. 3ha、計画処理人口 2, 300 人、計画汚水量は日最大 1, 800 m³となっています。

(イ) 高美団地下水道管路

当工事は、「豊田市下水道管路長寿命化事業」の一環として行われているものです。当該長寿命化事業では、当面、老朽化の激しい民間開発団地の管路を対象としており、平成 23 年度から工事が開始されました。その中でも当工事が対象としている高美団地は、特に早急な長寿命化対策が必要と判定され、当該長寿命化事業における最初の工事対象とされた団地です。

平成 23 年度については、2. 8km、261, 513 千円の工事が実施されました。平成 24 年度は 1. 9km、205, 000 千円を予定しています。

管渠の修繕のための工法にはいくつかの選択肢がありますが、入札の結果、平成 23 年度は既存の下水管にポリエチレン管や硬質塩化ビニル管を潰した状態を通し、熱を送って膨らませ、旧管に沿わせて円形とする工法が採用されました。

ウ 廃止施設

廃止施設に関しては、現在の施設の利用・管理状況及び今後の利用方針

の検討を行いました。

視察対象とした廃止施設の概況は、以下のとおりです。

(ア) 旧五ヶ丘浄化センター

当浄化センターは、共同し尿浄化槽として、昭和 59 年に供用開始し、財団法人豊田市汚水処理施設管理公社（平成 22 年度末に解散）が管理していました。その後、流域下水道への接続により、平成 14 年 3 月で廃止となりました。

現在、当施設はマンホール蓋や調整リング、金具の保管場所として利用されています。また、これらについては受払簿を作成し、施錠できる倉庫で管理をしています。また、今後は旧処理棟を地震等が発生した際の災害対策本部としても利用することを検討しています。

(イ) 旧豊田終末処理場

当終末処理場は、愛知県矢作川・境川流域下水道の流域幹線が豊田市に到達するまでの暫定的な処置として、昭和 63 年 4 月に供用開始しました。その後、流域下水道の流域幹線が豊田市まで到達したことにより、平成 20 年 3 月に当終末処理場は廃止となりました。

現在は、旧事務棟が包括的維持管理業務を委託している H・E 共同事業体により監視棟及び事務室として利用されているのみとなっています。また、汚泥処理施設が特別会計から企業会計に移行する際に企業会計に引き継がれましたが、当該汚泥処理施設跡地を引き続き下水道事業の倉庫として利用する予定であるため、一旦企業会計で資産として受け入れ、平成 23 年度中に取壊しが行われています。なお、倉庫建設については緊急性を要するものではないため、平成 25 年度以降の予算で必要に応じて対応する予定となっています。

(3) 発見事項

施設の視察における発見事項は、以下のとおりです。

【意見】 固定資産の管理方法について

各施設で管理されている固定資産のうち、特別会計を実施していた頃に購入した物品（5 万円以下のものと 5 万円超のものに分類）、及び企業会計移

行後に購入した物品（5万円超20万円未満のものであり、有形固定資産として計上されない消耗備品）については、管理シールを貼付して資産管理をしていましたが、有形固定資産として計上されている機械装置等のその他の固定資産については管理シールが貼付されておらず、固定資産台帳の番号と関連付けた管理がされていませんでした。

固定資産は金額的にも重要な資産であることから、適切な資産管理を行うため、機械装置など機番により資産の特定ができるものは固定資産台帳に機番を登録したり、固定資産台帳の番号を記載した管理シールを対象固定資産に貼付するなどして、固定資産台帳に記載された資産と現物との関連を明確にした状態で管理することが望まれます。

また、稼働中の施設については、豊田市の資産と、包括的維持管理業務の委託先の保有する資産が混在しているため、市の資産であることを明確にするためにも、固定資産に管理シールを貼付することが望まれます。

5 汚水処理施設の整備

(1) 豊田市の汚水処理施設の整備状況

ア 豊田市全体の整備状況

豊田市の下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率は「1 下水道事業の概要」の「(1) 下水道の種類・役割と豊田市における事業の概要」の「オ 公共下水道及び汚水処理人口普及率」に記載のとおりです。

豊田市の汚水処理人口普及率は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 79.1%、80.8%、82.2%と推移してきており、順調に伸びてきていることが見て取れます。ただし、汚水処理人口普及率の全国平均は、平成 23 年度末で 87.6%（環境省・農林水産省・国土交通省発表）であり、未だ全国平均を下回る水準です。

なお、平成 23 年度末の汚水処理人口普及率 82.2%の事業種別の内訳は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 汚水処理人口普及率(平成 24 年 3 月末) (単位: %)

事業種別	汚水処理人口普及率
公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)	67.5
コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設	3.3
合併処理浄化槽	11.4
合計	82.2

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業年報)

イ 区域別に見た整備状況

市の行政区域は、都市計画法上、都市計画区域と都市計画区域外に分けられ、更に都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分けられます。このうち、市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」(都市計画法第 7 条)とされており、人口密度の高い地域であることが想定されます。一方、市街化区域外(市街化調整区域及び都市計画区域外)は市街化区域に対し、人口密度が比較的低い地域であることが想定されます。

平成 24 年 4 月 1 日時点での市街化区域の下水道処理人口普及率は、表 5-2 のとおりです。

表 5-2 市街化区域の下水道処理人口普及率 (単位:人、%)

項目	H24 年 4 月 1 日
市街化区域人口	267,813
市街化区域公共下水道普及人口	262,019
市街化区域下水道処理人口普及率	97.8

(資料源泉:上下水道局 下水道建設課作成の資料)

表 5-2 で示すとおり、市街化区域で、公共下水道の整備が完了していない区域はごく僅かとなっています。また、市街化区域における公共下水道が未整備区域の中には、従来から合併処理浄化槽による汚水処理を行っている人口も一定数あることから、市街化区域の汚水処理人口普及率は更に高い値であると推定されます。

以上から、市街化区域では汚水処理施設整備がほぼ完了しているのに対し、豊田市の行政区域全体での汚水処理人口普及率は 82.2%であることから、市街化区域外では、未だ未整備の部分があることがうかがえます。そのため、今後の汚水処理施設整備の対象は、市街化区域の更なる整備は進めつつも、市街化区域外が中心となってきます。

(2) 汚水処理施設の整備手法の選択について

ア 集合処理と個別処理

汚水処理施設の整備手法は、大別すると、広い区域の汚水を 1 か所に集めて処理する方法である「集合処理」と、家庭や事業所ごとで処理する方法である「個別処理」の 2 つに分けられます。

それぞれの処理方法を経済性の観点から比較すると、基本的には、市街地などの人口が密集した区域においては、管渠当たりの処理人口が多いため、集合処理がより経済的であり、人家のまばらな区域においては、個別処理がより経済的となります。

豊田市の場合、今後の汚水処理整備対象の中心は市街化区域外であり、集合処理と個別処理のいずれがより経済的な整備手法であるか、適切に判断していくことがより重要となってきます。

イ 集合処理と個別処理の選択について

(ア) 豊田市の集合処理と個別処理の選択プロセス

豊田市では、汚水処理施設の整備を進めていくに当たり、集合処理とするか、個別処理とするかの選択を、愛知県が発行した「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル」に基づいて行っています。そして、その選択に基づき、全市域を対象に、汚水処理施設整備を集合処理による区域と個別処理による区域とに分けています。

(イ) 「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル」での基本的な考え方

豊田市が集合処理と個別処理の選択のよりどころとしている、愛知県の「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル」での集合処理と個別処理の選択における基本的な考え方は、一定の区域ごとに、集合処理によった場合の費用と個別処理によった場合の費用を見積もり、比較していくものとなっています。

具体的には、集合処理によった場合と個別処理によった場合の費用は、以下のように想定されています。

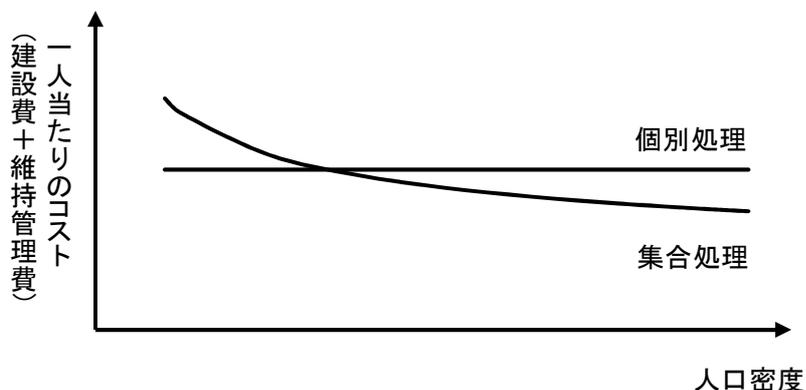
- ・集合処理によった場合の費用＝
処理場建設費（耐用年数で除した金額）＋処理場維持管理費
＋管渠建設費（耐用年数で除した金額）＋管渠維持管理費
- ・個別処理によった場合の費用＝
合併処理浄化槽建設費（耐用年数で除した金額）
＋合併処理浄化槽維持管理費

ここで、管渠に係る費用はその管渠延長に応じて多くなり、また、合併処理浄化槽に係る費用はその設置数に応じて多くなるように定められています。

したがって、処理対象となる家屋数自体に変化がないと仮定した場合、家屋が密集していればいるほど、集合処理によった場合の費用は管渠当たりの処理人口が多くなるため少額で済むようになる一方で、個別処理によった場合の費用は家屋数自体に変化はないため変化せず、集合処理によることが経済的に有利と判定されやすくなることとなります。また、逆に家屋がまばらであればあるほど、個別処理によることが経済的に有利と判定

されやすくなります。人口密度による集合処理と個別処理のコストの変化イメージは図 5-1 のとおりです。

図 5-1 人口密度による、集合処理と個別処理のコストの変化イメージ



(資料源泉: 豊田市の下水道計画)

(ウ) 「全県域污水適正処理構想策定マニュアル」で採られている判定手法

「全県域污水適正処理構想策定マニュアル」では、以上の考え方をそれぞれの区域ごとに適用し、集合処理と個別処理の経済性の優劣の判定をしていくこととされています。また、それに加えて、

- ・個別処理区域とされた区域について集合処理区域へ接続した場合の検討
- ・個別処理区域とされた区域同士を接続し、集合処理区域とした場合の検討
- ・集合処理区域を接続する管渠ルート沿いの個別処理家屋について、ルートに接続した場合の検討

も実施し、より適切な集合処理区域の判定を行うこととされています。

なお、既計画との整合を図るため、確定区域(市街化区域(用途地域)、下水道の都市計画決定区域、下水道等の既整備区域(事業認可等を受けている区域)及び整備予定区域(調整済))については、集合処理区域として確定することとされています。

ウ 「コストキャップ型下水道」について

国土交通省は、平成 24 年 9 月 13 日の報道発表において、「コストキャップ型下水道」調査を開始することを発表しました。これは、従来の下水道計画検討プロセスとは異なった新しいアプローチとして、厳しい地方財政を前提とした投資可能額を設定し、新しい手段の活用を検討した上で、どのような下水道運営（施設建設、維持管理等）を目指すことができるかを検討することを目的としたものです。

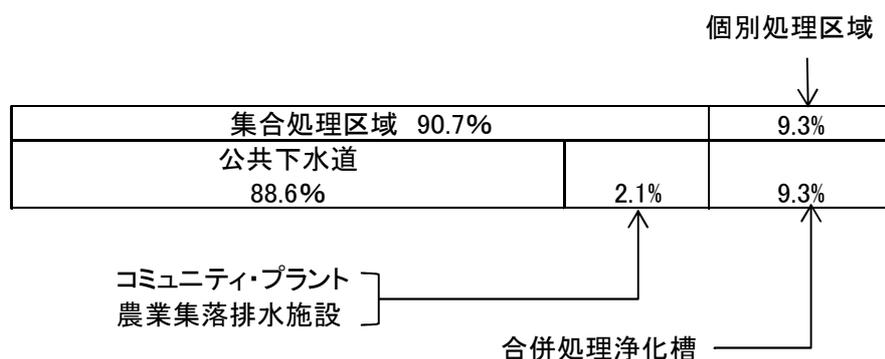
当該調査の結果、より効率的な下水道整備・維持管理の手法が提示される可能性もあります。したがって、今後の下水道整備手法の検討に当たっては、そのような先進的な整備手法についても検討対象とし、適宜最善の手法を選択していくことが望まれます。

(3) 豊田市下水道マップで描かれている将来像

豊田市では、「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル」に基づく判断により、全市域の汚水処理施設整備を集合処理による区域と個別処理による区域とに分けた構想図である「豊田市下水道マップ」を作成しています。

この下水道マップで示される構想図が実現した状態では、汚水処理人口普及率が 100% になった状態となります。また、集合処理と個別処理の人口シェアは、図 5-2 のようになることが想定されています。

図 5-2 集合処理区域及び個別処理区域の人口シェアの将来像



(資料源泉: 豊田市の下水道計画)

図 5-2 から分かる通り、主に人口密度の高い地域の汚水処理方法となる集合処理によることが想定されている区域の人口シェアが高くなっていま

す。しかしながら、個別処理によることが想定されている区域も一定割合を占めており、比較的人口密度の低い地域を対象として、合併処理浄化槽による処理も必要であることが分かります。

豊田市では、汚水処理施設整備の手法の適切な選択を行い、整備を進めていくこととしています。

汚水処理施設の整備に係る検討の結果、指摘・意見に該当する事項はありません。

6 下水道管渠・施設の維持管理について（老朽化対策と耐震化）

（1）下水道管渠・施設の現状と対策

ア 下水道管渠

平成23年度末までの下水道管渠整備延長のうち約96%を占める污水管について、整備延長を5年ごとに集計すると表6-1のとおりです。

表 6-1 污水管の年度別整備延長 (単位:m、%)

整備年度	整備延長	整備延長合計に占める割合
S37～S41	7,593	0.6
S42～S46	9,752	0.7
S47～S51	27,980	2.1
S52～S56	14,167	1.1
S57～S61	80,467	6.1
S62～H3	187,269	14.3
H4～H8	303,342	23.1
H9～H13	279,103	21.3
H14～H18	234,621	17.9
H19～H23	166,628	12.7
合計	1,310,927	100.0

(資料源泉:上下水道局 経営管理課提供の資料)

表6-1によれば、平成23年度末時点では下水道の標準的耐用年数である50年を経過している管渠はありません。

しかし、平成24年度以降は50年を経過する管渠が出てくることになり、これらに対する老朽化対策の必要性が高まってくることとなります。そこで、豊田市では、「下水道管路長寿命化計画」の策定・実施により老朽化への対策を行っています。

なお、豊田市による公共污水管の整備は昭和59年度から本格的な建設が開始されたこともあり、この時期から、整備延長が急激な伸びを見せています。したがって、これらの公共污水管の老朽化に伴い、将来的に管渠の老朽化対策に要する事業費が飛躍的に上昇することが予想されるため、適

切な老朽化対策の検討が重要です。

イ 下水道施設

平成 23 年度末時点で稼働していた豊田市の下水道施設の供用開始年月は、表 6-2 のとおりです。

表 6-2 下水道施設の供用開始年月

施設名	施設種別	供用開始年月	経過年数
鞍ヶ池浄化センター	特定環境保全公共下水道	H8 年 1 月	17 年
幸穂台浄化センター	コミュニティ・プラント	H9 年 1 月	16 年
西川団地汚水処理施設	共同し尿浄化槽	S49 年 4 月	38 年
平畑地区汚水処理施設	共同し尿浄化槽	S49 年 4 月	38 年
伊保浄化センター	農業集落排水	H5 年 4 月	19 年
御船浄化センター	農業集落排水	H8 年 4 月	16 年
畝部浄化センター	農業集落排水	H7 年 4 月	17 年
高岡中部浄化センター	農業集落排水	H11 年 4 月	13 年
稲武中部クリーンセンター	農業集落排水	H10 年 10 月	14 年
稲武野入クリーンセンター	農業集落排水	H16 年 7 月	8 年
野見中継ポンプ場	中継ポンプ場	H9 年 4 月	15 年
越戸中継ポンプ場	中継ポンプ場	H12 年 4 月	12 年
浄水中継ポンプ場	中継ポンプ場	H15 年 4 月	9 年
平和中継ポンプ場	中継ポンプ場	H17 年 4 月	7 年
土橋中継ポンプ場	中継ポンプ場	H19 年 4 月	5 年
岩倉中継ポンプ場	中継ポンプ場	H22 年 4 月	2 年
越戸ポンプ場	雨水ポンプ場	H18 年 6 月	6 年
中部ポンプ場	雨水ポンプ場	S42 年 4 月	45 年
梅坪ポンプ場	雨水ポンプ場	S49 年 6 月	38 年

(資料源泉:平成 23 年度豊田市下水道事業年報)

表 6-2 のとおり、西川団地汚水処理施設、平畑地区汚水処理施設、中部ポンプ場及び梅坪ポンプ場の経過年数が特に長く、老朽化による影響が懸念されます。これらの施設の機能維持のため、豊田市は以下の方策をとっています。

(ア) 西川団地汚水処理施設

平成 23 年度に施設の更新工事が実施されました。

(イ) 平畑地区汚水処理施設

施設自体の更新工事ではなく、必要な部分的修繕の実施によって、当面は機能の維持が図れるものと判断されました。そのため、必要な修繕が平成 24 年度に実施されました。なお、年 2 回の水質分析により汚水処理機能が維持されていることの確認がなされています。また、週 1 回の巡回点検も実施されています。

(ウ) 中部ポンプ場・梅坪ポンプ場

老朽化の進行のほか、耐震性能を有していないという問題もあり、下水道総合地震対策計画にあわせて順次改築・更新が進められています。

ウ 施設内の機械・電気設備

汚水処理施設内の設備の適時・適切な更新は、機械台帳に基づき、毎年、機器・電気設備のオーバーホールを実施することにより担保されています。オーバーホールに関しては、維持管理情報、メーカー推奨期限、耐用年数などに基づいて整備計画を立てられています。また、施設の機能を適正に維持するため、機能の根幹に関わる機器類を優先的に整備するよう調整されています。

雨水処理施設内の設備の適時・適切な更新は、定期的な点検と、予防保全的な分解点検を実施することにより担保されています。

(2) 豊田市の耐震化事業（下水道総合地震対策計画）

ア 概要

豊田市は、大規模地震対策特別措置法により、東海地震で大きな被害が予測される「防災対策強化地域」に指定されています。また、東南海・南海地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法に基づく「防災対策推進地域」にも指定されています。

そこで豊田市では、下水道関連施設について、耐震調査・診断を行い、その結果に基づき、「豊田市下水道総合地震対策計画」を策定し、計画的に耐震化の施工を進めています。地震災害時における下水道施設の「機能の確保」をすることにより、市民のライフラインを確保しようとするものです。

イ 対象となる管路・施設

「豊田市下水道計画」において当事業の対象管路・施設は、以下のとおり定められました。

(ア) 管路施設

豊田市の管路施設において、耐震化の検討がされていない平成 11 年度以前に設計された管路を対象施設とし、「重要な幹線等」の位置付けによる「①防災拠点及び避難地からの排水を受ける管路」、「②緊急輸送路及び軌道の下に埋設された管路」のうち、レベル 1 地震動、レベル 2 地震動の両方の耐震性能を有していない 1.9km を緊急整備路線として優先的に耐震化を図ります。

また、中長期整備路線として、1.2km の耐震化を図ります。

(イ) 処理場・ポンプ施設

平成 11 年度以前に設計された耐震化の検討がされていない施設を対象施設として診断を行った結果、対策が必要となった施設の耐震補強を実施します。

汚水処理場・ポンプ場施設 7 施設のうち、対象施設は、鞍ヶ池浄化センターの 1 施設です。

雨水処理場・ポンプ場施設 3 施設のうち、対象施設は、梅坪ポンプ場、中部ポンプ場の 2 施設です。

以上のようにして、耐震化の必要性・優先度を考慮し、対象管路・施設が選定されています。

ウ 事業の実績と今後の計画

当事業の平成 23 年度の実績と今後の計画は、表 6-3 のとおりです。

表 6-3 地震対策事業の実績及び計画 (単位:m、千円)

	工事対象管路 延長(計画)	事業費予算・ 概算額(注 1)	工事対象管路 延長(実績)	工事実績額
H23 年度	290	193,000	740	156,834(注 2)
H24 年度	435	86,000		
H25 年度	430	57,000		
H26 年度	406	57,600		
H27 年度	389	44,600		

(注) 1 平成 23・24 年度は当初予算額、平成 25 年度以降は概算事業費です。

2 管路延長工事 740m のほか、鞍ヶ池浄化センターの耐震補強工事一式があります。

(資料源泉:第 7 次豊田市総合計画 実践計画事業管理シート)

これら当該事業に係る事業費は、「下水道事業経営計画」の財政収支計画上も考慮されており、当該事業を考慮した財源確保の財政収支計画が立てられています。

平成 23 年度について、管路延長実績が計画に対して大幅に伸びているにもかかわらず、事業費が予算よりも少なくなっていることから、その要因を質問したところ、「延長実績が計画よりも伸びたのは、実際に工事をしていく中で可能な限りの前倒しを実施したことによるものであるが、金額に関しては、当初想定された金額に比べ、実際に発注した 1m 当たり事業費は低くなっており、その要因は予算策定時と実際の発注時のタイムラグ等により、想定される工法の単価に変動があることが考えられる。」との回答にとどまり、計画と実績の差異内容の検証は十分には行われていませんでした。

【意見】 事業費に関する計画と実績の差異内容の検証について

下水道事業には、巨額の事業費が投入されています。下水道の整備に関しては、国土交通省も今後の在り方を模索したり、事業者の側でも工法・材質等の見直しを行うなどしており、その結果、事業の方法、事業内容についても少なからず影響を受ける場合があります。したがって、定期的に計画と実績の差異の内容を確認するとともに、必要に応じて、計画を補正

することが望まれます。

(3) 豊田市の老朽化対策事業（下水道管路長寿命化計画）

ア 概要

「(1) 下水道管渠・施設の現状と対策」で示した汚水管整備延長には、昭和 59 年から本格的な建設が開始された公共汚水管のほかに、民間開発の住宅団地の汚水管で、市に移管されたものがあります。

これらの住宅団地の汚水管は、昭和 63 年度以前に整備されたものであり、これらの管渠に関しては老朽化が懸念されます。また、これらの管渠は材質面・施工面からも問題が多く、現状では毎年修繕が必要な状況です。

そこで豊田市では、国土交通省の「下水道長寿命化支援制度」を活用し、平成 20 年度にこれらの管渠を対象とした「長寿命化基本計画」を策定しました。「下水道長寿命化支援制度」は、ライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化計画（対策内容、対策時期など）の策定に要する経費を補助対象とし、計画的な長寿命化対策を支援するものです。

その後、平成 21・22 年度の診断調査を経て、平成 22 年度に「下水道管路長寿命化計画」を策定し、これらの管渠の長寿命化に取り掛かっています。

イ 老朽化対策事業の全体フロー

「豊田市の下水道計画」によれば、老朽化対策事業の全体フローは、以下のとおりです。

① 長寿命化基本計画の策定（平成 20 年度策定）

調査に先立ち、既存の維持管理情報の収集・整理（データベース化）、及び施設の経過年数・布設状況などから施設の重要度を評価し、調査対象範囲の選定が行われました。

その結果、上述の民間開発の住宅団地 36 団地について、点検調査の優先順に、緊急 1 期 8 団地、緊急 2 期 13 団地、中長期 15 団地が定められました。

② 詳細診断（TVカメラ調査等）（平成 21・22 年度実施）

調査対象範囲の選定を行った上で、詳細調査（TVカメラ調査等）を行い、異常の程度、対策の要否、緊急度などを明らかにしました。

平成 21 年度に緊急第 1 期 8 団地について、平成 22 年度に緊急第 2 期

13 団地について、調査が実施されました。なお、中長期 15 団地については、竣工年度が昭和 53 年度以降であり、平成 37 年度から事業実施とされました。

③ 長寿命化計画の策定（平成 22 年度策定）

診断結果及び LCC（ライフサイクルコスト）分析を踏まえ、対策が必要とされたスパンについて、スパン単位の全体的な措置（改築）が必要なのか、スパン未満の部分的な措置（修繕）が必要なのかを判定しました。また、上位計画や関連計画（耐震や浸水対策等）により求められる機能も勘案して、対策の範囲・規模を検討することも重要としています。

④ 改築・修繕の詳細設計（平成 22 年度～）

⑤ 改築・修繕工事の実施（平成 23 年度～）

ウ 事業の実績と今後の計画

当事業の平成 23 年度の実績と今後の計画は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 長寿命化対策事業の実績及び計画 (単位:m、千円)

	工事対象 延長(計画)	事業費予算・ 概算額(注)	工事対象 延長(実績)	工事实績額
H23 年度	2,787	362,000	2,794	269,178
H24 年度	1,940	214,000		
H25 年度	2,344	266,000		
H26 年度	1,709	212,100		
H27 年度	1,549	194,900		
H28 年度	2,256	245,000		
H29 年度	2,511	294,000		

(注) 平成 23・24 年度は当初予算額、平成 25 年度以降は概算事業費です。

(資料源泉: 第 7 次豊田市総合計画 実践計画事業管理シート)

当事業に係る事業費は、「下水道事業経営計画」の財政収支計画上も考慮されており、事業を考慮した財源確保の財政収支計画が立てられています。

当事業に関しても、1 m 当たりの実績事業費が概算額の 4 分の 3 程度になっていたことから、その要因を質問したところ、耐震化事業と同じく「予算策定時と実際の発注時のタイムラグ等により、想定される工法の単価に変動があることが考えられる。」との回答にとどまり、計画と実績の差異内容の検証は十分には行われていませんでした。今後の事業をより効率的・

効果的に進めるためにも、差異の内容を把握するとともに、計画の見直しにつなげることが望まれます。

(4) 今後必要となる老朽化対策費用と長期的計画の必要性

ア 今後必要となる公共汚水管の老朽化対策費用について

豊田市では公共汚水管の建設は昭和 59 年度以降に本格的に開始されたため、これらの管渠が 50 年を経過するのは平成 46 年度となり、まだしばらく先のこととなります。豊田市の「下水道管路長寿命化事業スケジュール」でも、公共下水道を対象とした工事の開始は平成 39 年度以降とされています。しかし、公共汚水管の建設の本格化とともに整備延長が飛躍的に伸びていることから、対策において留意が必要です。

ここで、名古屋市における下水道管渠の老朽化対策の概況を参考に見てみます。名古屋市では戦後復興期において本格的な管渠整備が実施されており、現時点で既に 50 年以上経過している管渠が相当程度存在しています。そのため、名古屋市では昭和 55 年度から老朽化対策に取り組んでいます。

昭和 55 年度から平成 17 年度までに、下水本管については 2,882km (一部再調査分含む。) の調査、507km の改築工事が実施され、その調査事業費は約 38 億円、改築工事事業費は約 608 億円となりました。また、平成 18 年度から平成 22 年度までを対象とした「第 6 次下水管調査・改築計画」では、本管調査の延長は 1,580km、改築工事の延長は 157km、調査事業費は約 10 億円、改築工事事業費は約 210 億円とされています (一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会 季刊誌「管路更生」地域特集 第 5 回 中部地域の管路更生)。

これらの数値から計算すると、昭和 55 年度から平成 22 年度までの調査延長合計 4,462km に対し、改築工事の延長合計は 664km と、約 15% が改築工事対象となっています。改築工事の延長合計 664km に対し、老朽化対策の事業費合計は 866 億円であったことから、改築工事の延長 1km 当たりの事業費は約 1 億 3 千万円となります。

イ 長期的計画の必要性

【意見】長期的計画の必要性について

これらのことから、豊田市においても将来的には極めて多額の老朽化対策事業費が必要となってくることを予測されます。

豊田市ではこれら公共汚水管の老朽化対策については、現時点では平成 39 年度以降工事開始とされているほかに具体的な計画は策定されていません。しかしながら、その金額的影響の大きさから、長期的な視点から負担の平準化を図る必要があります。また、適切なタイミングで長寿命化工事を実施することによりライフサイクルコストの縮減が期待されることから、長期的な視点からの計画が必要であり、老朽化対策に係る長期的計画の策定を進めることが望まれます。

7 下水道事業債

(1) 下水道事業債の概要

下水道事業債は、企業債の一種です。基本的に建設のための財源として発行されます。また、建設のための年度ごとの支出負担の平準化、及び世代間の負担の公平性確保を目的としています。

下水道事業の場合、下水道建設に対する企業債の充当率は100%です。ただし、国等からの補助金があればまずそれが充当されます。

(2) 下水道事業債残高、利率の状況

ア 下水道事業債残高の推移

豊田市の過去10年間の下水道事業債残高、下水道事業債発行額、建設改良費及び下水道整備延長の推移は、表7-1のとおりです。

表 7-1 下水道事業債残高等の推移

(単位:千円、m)

	下水道事業債 残高	下水道事業債 発行額	建設改良費	下水道整備 延長
H14 年度	51,206,710	3,322,900	7,420,896	52,997
H15 年度	52,136,943	2,948,600	7,945,916	49,297
H16 年度	53,429,707	3,328,900	9,026,646	46,595
H17 年度	54,811,694	2,948,900	7,539,595	41,804
H18 年度	54,678,705	2,049,300	5,866,400	44,771
H19 年度	54,439,522	1,925,400	5,166,331	50,596
H20 年度	52,558,745	1,992,400	6,008,910	39,861
H21 年度	52,024,115	1,684,500	5,036,062	27,622
H22 年度	50,475,655	690,500	2,565,666	24,836
H23 年度	49,042,672	890,300	3,053,786	23,768

(注) 1 平成 17 年度分から合併した旧藤岡町、旧稲武町分を合算しています。

2 平成 22 年度の金額は打切決算額を補正した金額です。

(資料源泉:上下水道局 経営管理課提供資料、決算統計)

表 7-1 のとおり、平成 17 年度以前は下水道整備延長は毎年度 40,000m 以上、建設改良費は毎年度 7,000,000 千円以上と、平成 18 年度以降に比べ比

較的多量・多額となっており、それに応じて、下水道事業債発行額も毎年度 2,500,000 千円以上と、平成 18 年度以降に比べ較的多額となっています。

また、平成 17 年度以降は下水道事業債発行額はおおむね減少傾向にあり、それに応じて下水道事業債残高も、平成 17 年度以降は減少傾向にあります。

イ 下水道事業債の利子負担

(ア) 利率別の下水道事業債残高の推移

豊田市の過去 3 年間の利率別の下水道事業債残高は、表 7-2 のとおりです。

表 7-2 利率別の下水道事業債残高の推移

(単位:千円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
起債前借(注)	-	-	185,000
1.0%未満	4,976	4,760	4,543
1.0%以上 2.0%未満	6,445,232	6,792,445	7,227,488
2.0%以上 3.0%未満	31,575,159	30,712,402	29,712,778
3.0%以上 4.0%未満	1,880,461	1,777,796	1,671,842
4.0%以上 5.0%未満	8,383,449	7,860,415	7,313,986
5.0%以上 6.0%未満	1,759,307	1,611,294	1,455,242
6.0%以上 7.0%未満	1,651,532	1,509,103	1,357,525
7.0%以上 7.5%未満	307,361	207,440	114,267
7.5%以上 8.0%未満	16,638	-	-
8.0%以上	-	-	-
合計	52,024,115	50,475,655	49,042,671

(資料源泉:決算統計)

(注) 起債前借とは、地方債の許可を得ることが確実な事業で、しかもその資金が政府資金や地方公共団体金融機構資金である場合に、その事業の完成前に、事業の進捗度合いに応じて、長期資金を正式に借り入れるまでのつなぎ資金として借り入れるものです。

(イ) 公的資金補償金免除繰上償還

過去に国などの公的機関から借り入れられた年利 5.0%以上の高金利の

地方債については、補償金免除繰上償還を認める措置が平成 19 年度から平成 21 年度までとられています（その後平成 22 年度から平成 24 年度まで 3 年間延長）。

ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金については、財政力指数 1.0 以上の団体は対象としないとされています。

当該制度開始以降の豊田市の財政力指数の推移は、表 7-3 のとおりです。

表 7-3 財政力指数の推移

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
財政力指数	1.90	1.92	1.62	1.19	1.10

（資料源泉：豊田市ホームページ）

表 7-3 のとおり、豊田市の財政力指数は 1.0 以上で推移しているため、補償金免除繰上償還の対象外とされます。その結果、5.0%以上の利率の事業債残高も残っています。

なお、財政力指数とは、「地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。」（総務省ホームページ）とされています。

表 7-3 のとおり、豊田市の財政力指数は 1.0 以上で推移してきていますが、利率等の起債条件は起債期間にわたって影響を及ぼすものであるため、今後の起債において利率の動向にも留意することが望まれます。

（3）起債額の決定方針

各年度の起債額についての基本的な考え方は以下の式のとおりです。

補助対象事業：起債額＝事業費×0.45-受益者負担金額

単独市費事業：起債額＝事業費×0.9-受益者負担金額

ここで、事業費の金額は3月補正予算での起債対象事業に係る事業費です。

ただし、事業の完了により確定した起債対象事業費の金額が当該 3 月補正予算での金額より少なくなり、3 月補正予算での金額まで起債ができない場合は、実際の事業費に基づき、金額を落として起債をします。

平成 23 年度の 3 月補正予算の額及び起債額は表 7-4 のとおりであり、平成 23 年度の起債額は、3 月補正予算の額を下回っていました。これは、事業繰越により、起債も平成 24 年度に繰り越されたためです。

表 7-4 平成 23 年度起債額

(単位:千円)

	3月補正予算	実績
発行額	1,100,100	890,300

(資料源泉:平成 23 年度決算書・下水道事業経営計画)

(4) 今後の推移 (事業計画)

ア 「下水道事業経営計画」

「下水道事業経営計画」によると、平成 32 年度までの下水道事業債の発行額・償還額・残高は、表 7-5 のとおりです。

表 7-5 平成 32 年度までの下水道事業債発行額・償還額・残高の見込み (単位:千円)

	発行額	償還額	残高
H23 年度	890,300	2,333,674	49,042,671
H24 年度	1,404,300	2,393,282	48,053,689
H25 年度	1,094,900	2,494,389	46,654,200
H26 年度	1,188,500	2,602,101	45,240,599
H27 年度	1,507,600	2,698,104	44,050,095
H28 年度	1,175,500	2,838,209	42,387,386
H29 年度	1,171,700	2,771,582	40,787,504
H30 年度	1,161,600	2,824,955	39,124,149
H31 年度	1,177,600	2,863,862	37,437,887
H32 年度	1,203,100	2,881,825	35,759,162

(資料源泉:平成 23 年度決算書・下水道事業経営計画)

表 7-5 の事業債の発行額は、下水道の事業課（下水道建設課、下水道施設課）及び河川課の建設改良事業計画に基づいて、事業ごとに財源（国庫補助金、起債、一般財源及び受益者負担金）の金額を把握し、そこで把握された起債額を集計したものとなっています。なお、ここでベースとなっている建設改良事業計画には、「下水道管路長寿命化計画」及び「下水道総合地震対策計画」も含まれています。

また、償還額は、企業債の管理を行っている「起債管理システム」に上述のとおり算定された発行額をシミュレーション数値として入力することで、既発債の償還と併せて、積算されています。

各年度とも、償還額が発行額を上回り、事業債残高は徐々に減少していく計画となっています。

発行額は各年度の事業費の水準に応じて決まってくるのに対し、償還額は過年度における事業債の発行額によって決まってくるため、必要な事業費の水準が低下傾向にあれば、償還額が発行額を上回ってくるものと考えられます。豊田市においては10～20年ほど前が公共污水管整備のピークであったこともあり、償還額が発行額を上回るようになってきていると考えられます。

イ 償還の財源について

下水道事業においては、汚水処理に係る経費に対し、下水道使用料収入及び基準内繰入金を充ててもなおかつ不足する額が市基準の繰出基準に含まれていることから、損益が均衡しているという状況が想定されており、このような状況の下では、事業債の償還の主な財源は減価償却費となります。したがって、減価償却費の金額が事業債償還金の財源として十分にある必要があります。「下水道事業経営計画」によると、平成32年度までの償還額及び減価償却費は、表7-6のとおりです。

表 7-6 平成 32 年度までの下水道事業債償還額及び減価償却費の見込み

(単位:千円)

	償還額	減価償却費
H23 年度	2,333,674	2,822,889
H24 年度	2,393,282	2,845,405
H25 年度	2,494,389	2,849,063
H26 年度	2,602,101	2,867,108
H27 年度	2,698,104	2,883,926
H28 年度	2,838,209	2,944,757
H29 年度	2,771,582	2,970,023
H30 年度	2,824,955	3,008,972
H31 年度	2,863,862	3,044,356
H32 年度	2,881,825	3,079,836

(資料源泉:平成 23 年度決算書・下水道事業経営計画)

表 7-6 のとおり、各年度の減価償却費は償還額を上回ることが想定されており、償還の財源は確保される見通しとなっています。

通常は事業債償還期間より減価償却期間の方が長いため、固定資産の取得の全額に事業債が充てられるならば、償還期間終了までは償還額の方が大きくなることが想定されます。しかしながら、実際には固定資産の取得には一般財源も充てられるため、固定資産取得額に比して事業債発行額が抑えられ、ひいてはその後の償還額も減価償却額の範囲内に収まることとなり、滞りなく償還が可能となっているものと考えられます。

8 使用料の徴収と不納欠損の状況

(1) 下水道使用料の徴収の概要

下水道使用料は、水道料金と合わせて上下水道料金として徴収されており、上下水道局料金課がその窓口となっています。

下水道使用料は使用者が排除した汚水の量に応じて算定され、水道水を使用した場合は水道の使用水量、水道水以外の水を利用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の態様を勘案して管理者が認定するものとされています。

豊田市の上下水道料金は、口座振替又は納入通知書に基づいて収納されており、一部の自治体で行われているクレジットカードによる収納は行われていません。

(2) 公共下水道使用料の体系と他の中核市との比較

豊田市の公共下水道使用料は、豊田市公共下水道条例により、表 8-1 のとおり設定されています。

なお、豊田市では、その他の汚水処理施設（農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽）に関しても、豊田市汚水処理施設条例で同様の使用料が設定されています。

表8-1 公共下水道使用料 (単位:円)

区分		使用料	
一般汚水	基本(1月につき)	700	
	汚水の量 (1㎡につき)	10㎡までの部分	10
		10㎡を超え、20㎡までの部分	100
		20㎡を超え、40㎡までの部分	130
		40㎡を超え、60㎡までの部分	160
		60㎡を超え、300㎡までの部分	180
		300㎡を超える部分	230
公衆浴場汚水	汚水の量(1㎡につき)	40	

(注) 使用料の金額には消費税及び地方消費税の金額を含みません。

(資料源泉:豊田市公共下水道条例)

平成22年度の豊田市の公共下水道事業に係る下水道使用料を使用量ごとに中核市（豊田市を含め41市）と比較すると表8-2のとおりです。

表8-2 使用量ごとの中核市の公共下水道使用料の比較(平成22年度)

(単位:円、位、%)

	10 m ³ /月	20 m ³ /月	30 m ³ /月	40 m ³ /月	50 m ³ /月	100 m ³ /月
最大値	1,746	3,373	5,277	8,238	11,199	29,557
最小値	639	1,102	1,601	2,100	2,651	5,407
豊田 市	順位	34	31	33	33	31
	金額	840	1,890	3,255	4,620	6,300
平均	1,072	2,329	3,855	5,591	7,329	17,591
対平均	78.4	81.2	84.4	82.6	86.0	88.3

(注) 豊田市の欄に記載されている順位は、中核市41市における使用料の高い順の順位です。

(資料源泉:豊田市上下水道局経営管理課からの入手資料)

この表から、豊田市の下水道使用料を他の中核市と比べると、比較的低めに設定されており、下水道使用量が少ない方がより平均より低い水準で設定されているという傾向が感じられます。

なお、豊田市における大口需要者（1か月500m³以上の使用者）を除く一般使用者の使用水量を確認したところ、平均すると2か月38～40m³（1か月換算では19～20m³）であり、大口需要者の水量ベースの割合は約12%であるとの回答でした。

(3) 使用料の収納状況及び不納欠損の状況

平成21年度から平成23年度までの下水道使用料（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び地域下水道の合算ベース）の調定額、収納額、不納欠損、未収金残高及び収納率は、表8-3のとおりです。

表 8-3 調定額、収納率、不納欠損等の状況

(単位:千円、%)

		調定額	収納額	不納欠損	未収金 残高	収納率
H21 年度	過年度	50,613	24,097	4,474	22,041	47.6
	現年度	3,383,656	3,356,236	—	27,420	99.2
	計	3,434,270	3,380,333	4,474	49,462	98.4
H22 年度	過年度	49,463	23,839	3,882	21,741	48.2
	現年度	3,517,739	3,488,909	—	28,829	99.2
	計	3,567,202	3,512,748	3,882	50,570	98.5
H23 年度	過年度	50,496	25,494	4,504	20,496	50.5
	現年度	3,562,290	3,535,590	13	26,686	99.3
	計	3,612,786	3,561,085	4,517	47,183	98.6

(注) 1 収納率(%)=収納額÷調定額×100

2 地方公営企業法の適用により、平成 22 年度は打切決算となっておりますが、比較のため平成 22 年度も打切決算を行って決算に反映されなくなった金額を補正して作表した資料によっています。

3 調定額の更正等の結果、前年度の未収金残高が、翌年度の過年度調定額と一致しない場合があります。

(資料源泉:豊田市上下水道局経営管理課からの入手資料)

汚水処理人口普及率の上昇に伴って、調定額は増加する傾向にあり、収納率も幾分改善傾向が認められます。ただし、過年度調定分に関しては、収納率は 50%程度にとどまっており、過年度分の回収が容易ではないことを示しています。

平成 23 年度からは、債権管理を含め、下水道使用料収納事務を料金課が取り扱うこととなり、要綱改正を含め債権管理事務の適正化が進められました。これに伴い、時効消滅のみならず、執行停止を行った使用者に関しても、特定の事由に該当した場合には、不納欠損を行うこととされました。

平成 23 年度の不納欠損に係る決定書を閲覧し、6 月に時効消滅した債権についての不納欠損処理が行われたほか、9 月及び 12 月に本人出国等の要因により執行停止した債権についての不納欠損処理が行われていることを確認しました。

(4) 受益者負担金の収納状況及び債権消滅の状況

平成21年度から平成23年度までの受益者負担金の収納金額、未収金残高、債権消滅及び収納率は、表8-4のとおりです。

受益者負担金の場合、下水道使用料と比べて収納率が5～10%程度低くなっています。また、過年度分の収納割合が低く、前年度未収金の翌年度の収納割合は平成22年度が18.4%、平成23年度は30.5%にとどまっております。下水道使用料の過年度分の収納率が50%程度であることと比べると収納率はかなり低い水準にとどまっているといえます。

表8-4 受益者負担金の未収金等の状況 (単位:千円、%)

	収納金額	未収金残高	債権消滅	収納率
H21年度	432,535	20,692	3,401	94.7
H22年度	172,143	17,946	3,317	89.0
H23年度	168,709	16,622	2,272	89.9

(注)1 収納率(%)=収納金額÷(収納金額+未収金残高+債権消滅)×100

2 稲武地区を含みます。

(資料源泉:豊田市上下水道局経営管理課からの入手資料)

表8-5 未収金の発生年度別内訳 (単位:千円)

	現年度分	前年度分	前々年度 以前分	計
H21年度	4,080	3,424	13,187	20,692
H22年度	4,321	3,331	10,293	17,946
H23年度	3,939	3,002	9,680	16,622

(資料源泉:豊田市上下水道局経営管理課からの入手資料)

受益者負担金に係る平成23年度の債権消滅に係る決定書を閲覧し、受益者負担金に関しては、平成24年3月に時効による債権消滅の処理が行われていることを確認しました。

会計規程第22条(不納欠損)では下水道受益者負担金に係る債権は不納欠損の対象外となっており、現状では、受益者負担金に関しては執行停止すべき案件の有無についての詳細な調査は行われていないとの回答でした。

【意見】 受益者負担金の執行停止の要否の検討

受益者負担金は下水道使用料と同じく、強制徴収公債権であり、執行停止の要否についての検討を行うことが望まれます。

(5) 過年度の包括外部監査の措置状況の検討

受益者負担金に関しては、平成 19 年度の包括外部監査「債権の回収・管理について」において検討が行われており、その結果・意見に関して、措置状況の確認を実施しました。なお、下水道使用料は水道料金と合わせて徴収が行われていることから、下水道使用料と関連すると思われる水道料金に関する結果・意見についても併せて検討を実施しました。

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
結果	<p>時効期間経過までに債権回収を図るが、できないものは実質的にも回収不能な債権として、債権放棄すべきである。</p> <p>(注)当該結果は水道料金に係る記述であるが、水道料金と下水道使用料はあわせて徴収されていることから、監査人の判断により、確認対象項目として追加している。</p>	<p>未納者は、他の手数料や使用料なども滞納している場合が多いため、滞納整理に際しては、他部局における債権管理との連携方法を検討する。</p> <p>総務部庶務課において、債権管理体制の整備を検討しているため、その検討状況を見ながら滞納対策や未収債権の管理方法について方向性を決定していく。</p> <p>平成 20 年度に、次年度以降の債権管理・回収の基礎となる「債権管理条例の制定」、「専決処分事項の改正の要</p>	<p>平成 21 年 3 月 31 日に「豊田市債権管理条例」及び「豊田市債権管理規則」が制定され、平成 21 年 10 月 1 日に施行されたことを確認しました。</p> <p>豊田市債権管理規則に基づいて債権管理本部が設置され、未収債権の管理が行われるとともに、各課が放棄した債権を取りまとめ、毎年 9 月に議会で報告することとなっており、平成 23 年度の予算決算委員会で実績報告が行われていることを、議会ホームページの議事録で確認しました。</p> <p>専決処分事項に関しては、「その目的の価額が 500 万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停(前号に規定するものを除く。)に関すること」が追加されていることを「市長において専決処分することを得る事項」により確認しました。</p> <p>また、市民部納税課で平成 21 年 11 月</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
		望及び「職員に対する債権管理・回収に関する実務研修」を行う。	に「債権管理事務の手引」が発行され、これを債権管理の手順に当たっての参考に行っていること、毎年、債権管理本部の事務局となっている市民部納税課により債権管理実務担当者研修が実施されており、上下水道局料金課ではこの研修や各種団体が行う債権管理に関する研修会に参加しており、平成 23 年度には延べ 8 名が参加していることを質問により確認しました。 これらの手続により、債権回収・管理のための体制が整備されたことを確認しました。
結果	受益者負担金の未納分については、法令などの規定によれば強制徴収手続による債権回収が可能であるにもかかわらず、条例整備などがなされていないため、強制徴収手続を視野に入れた債権管理体制を早急にとる必要がある。	下水道事業受益者負担金の強制徴収を含んだ滞納整理を行うための手続等について、必要な要綱等を整備する。 【検討中】	「豊田市下水道事業受益者負担金条例」、「豊田市下水道事業受益者負担金規程」を受けて、「豊田市下水道事業受益者負担金管理・徴収事務取扱要領」で強制執行（財産の差押え）について定められていることを確認しました。また、平成 21 年度から平成 23 年度の強制執行による回収実績は次のとおりであることを確認しました。 平成 21 年度 実績なし 平成 22 年度 2 件 34 千円 平成 23 年度 2 件 47 千円 これらの手続により、債権管理体制が整備され、運用されていることを確認しました。
意見	土地利用権が設定されている土地に係る受益者負担金に	下水道事業受益者負担金の賦課決定において土地利用権者が受	他市への調査の結果、職権で変更している市が 1 件、していない市が 31 件、回答なしが 1 件であったことを質問によ

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	<p>ついて、土地利用権者が受益者となり納付義務を負ったものの同人が納付を行った場合には、土地所有者が最終的な納付義務を負う形になるよう条例改正するのが望ましい。</p>	<p>益者となるのは、同人が土地所有者と協議の上、受益者申告書に署名・押印した場合である。</p> <p>このように、当事者間の合意に基づいて土地利用権者を受益者として賦課決定した以上は、第一義的な納付義務は土地利用権者にあり、市は土地利用権者から受益者負担金を徴収する努力を尽くすべきであるため、強制徴収を含めた滞納整理（受益者変更を含む。）について体制整備を進め、受益者負担金の徴収に努める。</p> <p>また、職権で土地所有者を受益者とする変更について、他市の状況を調査して、本市の考えをまとめる。</p> <p>【検討中】</p>	<p>り確認しました。</p> <p>担当としては、利用権者が受益者となっているのは両方で協議の上、申告され、決定したものであり、賦課の決定は処分行為であること、そのため、滞納が発生したとしても、新たに負担金の納入という義務が発生する受益者を本人の承諾なしに変更することは問題であることから、現受益者から負担金を徴収する努力を行うべきと考えているとのことでした。</p> <p>多くの市では、変更申告書や届出を提出された場合に受益者を変更するとしており、豊田市においても、申告があった場合に受益者を変更する方法を継続したいと考えているとの回答でした。</p> <p>これらの手続により、市が他市の状況も踏まえて、現状の方法を継続していることを確認しました。</p>

9 一般会計からの繰出金について

(1) 一般会計からの繰出しの概要

豊田市の下水道事業は地方公営企業法を全部適用しています。

公営企業は独立採算制を経営の基本原則としており、公営企業の経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされ、これらの経費を除き、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。

経費の負担区分に基づき、一般会計が負担することとされている経費については、一般会計の必要経費として、地方財政計画に計上されることとなっており、これらの経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的な考え方は、毎年度、「地方公営企業繰出金について」（総務省副大臣通知）として通知されています。

豊田市では、企業会計化を機に下水道事業に対する一般会計の経費負担の在り方を「豊田市下水道事業会計繰出基準」として明文化し、平成22年9月9日に決定を行っています。

豊田市の繰入対象経費は、総務省の基準によるものと、市独自の基準によるもの（いわゆる「基準外繰出し」）に区分されています。

なお、「豊田市下水道事業会計繰出基準」では、総務省基準については、毎年度の豊田市の事業内容に応じ、該当する項目が新たに発生した場合には、決定時の基準表に掲載されていない場合でも総務省基準が存在すれば適用することとされています。また、総務省基準の見直しがあった場合は、基準表に掲載されていない場合でも自動的に見直し後の内容を適用するものとする、とされています。

ア 総務省の繰出基準

「平成23年度の地方公営企業繰出金について（通知）」において、「第10下水道事業」として定められている繰出対象項目は、以下のとおりです。

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道等に要する経費
- 3 流域下水道の建設に要する経費

- 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6 不明水の処理に要する経費
- 7 **高度処理に要する経費**
- 8 高資本費対策に要する経費
- 9 広域化・共同化の推進に要する経費
- 10 **地方公営企業法の適用に要する経費**
- 11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- 14 **その他**

これらの項目のうちで、現在、豊田市の下水道事業で繰入対象としている項目は、1. 2. 3. 4. 5. 7. 10. 14.（太字となっている項目）の8項目です。

このほか、「第12 その他」で掲げられている項目のうち、豊田市の下水道事業における繰出項目は、次のとおりです。

5 臨時財政特例債の償還に要する経費

これらの項目が繰出対象となっている趣旨及び総務省で定める繰出しの基準は、次のとおりです。

(ア) 雨水処理に要する経費

下水道の主たる機能は汚水の排除処理と雨水の排除であり、このうち雨水の処理に要する経費は全額公費で負担すべきであるという考え方（「雨水公費・汚水私費の原則」）が基本になっています。

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額が繰出しの基準とされています。

(イ) 分流式下水道等に要する経費

分流式下水道等に要する資本費の一部について繰り出すための経費です。

分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額が繰出しの基準とされています。なお、算定に当たっては、分流式下水道等に要する資

本費から「雨水処理に要する経費」、「高度処理に要する経費」及び「高資本費対策に要する経費」の対象となる資本費を控除し、残りの資本費について「分流式下水道等に要する経費」を算定することとされています。

分流式下水道等に要する経費は、総務省の基準項目であるもの、金額等詳細は自治体の判断とされています。

(ウ) 流域下水道の建設に要する経費

広域的な水質保全を図る観点から、流域下水道（下水道法第 2 条第 4 号イに該当するものに限る。）の整備を促進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費です。

市町村にあつては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の 40%（単独事業に係るものにあつては 10%）が繰り出しの基準となっています。ただし、平成 12 年度から平成 23 年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とされています。

(エ) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

公共用水域の水質保全に資するために行う、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費です。

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除外施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の建設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額が繰り出しの基準とされています。

(オ) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費であり、水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の 2 分の 1 が繰り出しの基準とされています。

(カ) 高度処理に要する経費

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費であり、下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）が繰出しの基準とされています。

(キ) 地方公営企業法の適用に要する経費

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費であり、地方公営企業法の適用に要する経費の2分の1が繰出しの基準とされています。

(ク) その他（下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費）

平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費であり、下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額が繰出しの基準とされています。

(ケ) 臨時財政特例債の償還に要する経費

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費であり、公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額が繰出しの基準とされています。

イ 市独自の繰出し

豊田市では、市独自の繰出しとして、次の項目を繰出しの対象としています。

(ア) 地域下水道に要する経費

地域下水道は決算統計上も一般会計で経理していた事業であるため、これに要する経費は全額公費負担としています。

(イ) 汚水処理に係る収支不足分

汚水処理に係る経費のうち、下水道使用料及び基準内繰入金を充ててもなお不足する額であり、特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設の維持管理費に対する下水道使用料の不足額です。

(ウ) 建設改良費及び償還元金に係る収支不足分

建設改良費及び償還元金に対して、受益者負担金、起債、損益勘定留保金（内部留保金）などを充ててもなお不足する額であり、財源不足分は全額繰り出すこととされています。

ウ 平成 21 年度から平成 23 年度までの繰出対象経費項目及び各年度の繰出額

平成 21 年度から平成 23 年度までの豊田市における繰出対象経費、算定基準及び繰入金額は、表 9-1 のとおりです。

平成 23 年度から下水道事業は地方公営企業法の適用を受けており、一部の繰出項目については、算定基準が変更となっています。また、平成 22 年度は移行のため、打切決算となっています。

豊田市の下水道事業は、毎年 40 億円前後の一般会計からの繰入れを受けています。平成 23 年度に関しては、繰入額（4,034,141 千円）のうち、市基準による繰入額（933,993 千円）が 23.2%でした。

表9-1 繰出対象経費、算出基準及び平成21年度から平成23年度までの繰入額

(単位:千円)

収入区分	公共	特環	農集	地域	区分・対象経費	繰出ルール(算定基準)	支出項目	H21年度	H22年度	H23年度			
収益的収入	営業収益	○			雨水処理に要する経費(注2)	①維持管理費(各施設の雨水処理に要した経費)	負担金	68,684	62,917	73,054			
						②資本費(減価償却費相当額)	負担金	120,524	121,876	324,914			
						③資本費(償還利息相当額)	負担金	90,933	97,120	92,290			
	総務省基準	○	○	○	分流式下水道等に要する経費(注2)	①〔公共〕「減価償却費及び償還利息」×60%(上限)	負担金	1,365,300	1,253,180	2,025,769			
						②〔特環〕「減価償却費及び償還利息」×100%	負担金	88,215	83,769	135,880			
						③〔農集〕「減価償却費及び償還利息」×100%	負担金	127,276	127,276	218,639			
		○			流域下水道の建設に要する経費	下水道事業債(臨時措置分)償還利息相当額	負担金	16,135	18,433	19,155			
		○			公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に関する経費	①特定施設設置届出受理事務経費 ②排水設備等の検査	負担金	11,320	11,116	11,980			
		○			地方公営企業法の適用に要する経費	地方公営企業法の適用に要する経費×1/2	負担金	27,791	985	—			
		○	○	○	下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特例措置分)の償還利息相当額	負担金	4,902	1,316	198			
	○	○	○	臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の償還利息相当額	負担金	58,844	54,990	50,926				
		(略)			その他	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費×1/2ほか	負担金	9,188	9,471	8,761			
	市基準				○	地域下水道に要する経費	維持管理費+減価償却費+償還利息-地域下水道使用料	補助金		74,353	48,988		
		○	○	○		その他(汚水処理に係る収支不足分)	汚水処理に係る経費に対し、下水道使用料収入及び基準内繰入金を充ててもなおかつ不足する額	補助金	32,815	57,454	178,943		
資本的収入	出資金	○	○	○	流域下水道の建設に要する経費	下水道事業債(臨時措置分)の償還元金相当額	出資金	7,606	11,679	16,772			
					下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特例措置分)の償還元金相当額	出資金	247,322	109,777	35,967			
					臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の償還利息相当額	出資金	72,246	76,100	80,164			
					(略)			その他	用地に係る元金	出資金	8,703	8,896	5,679
					○	○	○	○	その他(建設改良費及び償還元金に係る収支不足分)	受益者負担金、国庫補助金、起債、損益勘定留保資金(内部留保資金)などを充ててもなお不足する額	出資金	1,586,825	1,687,277
合計								3,944,629	3,867,985	4,034,141			

(資料源泉:「下水道事業会計繰入金内訳(平成21~23年度分)」)

- (注) 1 表中の「公共」、「特環」、「農集」、「地域」はそれぞれ「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水施設」、「地域下水道」を指し、○は対象項目であることを示しています。
- 2 「減価償却費」とされている項目は、地方公営企業法が適用されていない平成22年度までは「償還元金」でした。
- 3 地域下水道事業は、平成21年度は一般会計で経理されていましたが、平成22年度においては、企業会計移行に伴う打切決算に対応するため特別会計にする必要があったことから、農業集落排水事業特別会計に組み入れられています。
- 4 区分ごとの繰入金の主な増減要因は次のとおりです。

・雨水処理に要する経費②資本費(減価償却費相当額)の平成23年度の増加は、算出基準が平成22年度までは償還元金だったものが平成23年度から減価償却費等(324,914千円)になったことによるものであり、前年と同様の基準(償還元金)の金額は139,797千円であるとの回答でした。

・分流式下水道等に要する経費の平成23年度における増加は主に、平成22年度まで「償還元金及び償還利息」がベースであったものが、平成23年度から「減価償却費及び償還利息」になったことによるものです。

これらの項目について、前年に準じて算定した繰出金の額は次のとおりです。

公共下水道	「償還元金及び償還利息」×60%	1,240,355 千円
特定環境保全公共下水道	「償還元金及び償還利息」×100%	95,451 千円
農業集落排水	「償還元金及び償還利息」×100%	127,180 千円

・地域下水道事業は平成21年度までは一般会計に属していましたが、法適化に向けて、平成22年度からは農業集落排水事業に含まれることとなりました。23年度の繰入金額の減少は、公共下水道への接続に伴う施設の廃止(2か所)及び人員の減少(1名)によるものです。

・収益的収入(その他、汚水処理に係る収支不足分)に関しては、特別会計(平成22年度まで)では市基準という項目はなく、会計全体の歳出に対する歳入の不足額を繰入金として繰り入れ、収益的収支と資本的収支を区分しており、収益的収入に対する維持管理費の不足額を「3条分繰出基準に基づかない繰入金」として整理し、当該区分で計上していました。増加の主な要因は人員の増加(1名)及び修繕費等の増加によるものです。

・下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費の減少は、償還終了によるものです(平成6年度から平成13年度までの借入、15年償還)。

・資本的収入(その他、汚水処理に係る収支不足分)に関しては、特別会計(平成22年度まで)は市基準という項目はなく、会計全体の歳出に対する歳入の不足額を繰入金として繰り入れ、収益的収支と資本的収支を区分しており、資本的収入としたものが当該区分となっています。平成23年度の減少の主な要因は企業会計に移行したことにより、4条に直接繰入金を入れるのではなく、減価償却費による内部留保資金で収入が補填されるため、出資金としての繰入れが減少することによるものです。

平成23年度には、地方公営企業法の適用に伴う算定基準の変更、繰出基準の明文化に伴い、収益的収入の総務省基準繰出項目である「分流式下水道等に要する経費」が2,380,288千円と、前年度と比べて916,063千円(62.6%)増加した反面、資本的収入の市基準繰出項目である「その他(建設改良費及び償還元金に係る収支不足分)」が706,062千円と、前年度と比べて981,215千円(58.2%)減少しているのが特徴としてあげられます。

前述のとおり、「分流式下水道等に要する経費」の額は各自治体が決定することとなっていますが、決算統計上は繰入基準額は「繰入基準額算定表」をベースに算定されており、繰入額のうち公共下水道に係るもの408,510千円、特定環境保全公共下水道に係るもの3,968千円、農業集落排水施設に係るもの4,977千円が繰出基準以外の繰入金として処理されています。市基準に区分されているものにこれらの金額を合わせると、平成23年度の

繰出基準以外の繰入金の総額は1,351,448千円でした。

なお、「繰入基準額算定表」は目標の汚水処理原価と使用料単価をベースに算定することとなっていますが、豊田市では算定にあたり、現行の単価を使用しています。

【意見】 汚水処理原価の目標値の設定と実績との差異要因の検討

「繰入基準額算定表」では、汚水処理原価の目標としては汚水処理原価のうち経営の効率化等により削減できる目標値を、使用料単価の目標としては本来あるべき「適正な使用料（目標値）」（総務省では、使用料単価150円/m³が目標値の目安）を使用するものとしています。豊田市における地方公営企業法の適用は平成23年度に始まったばかりですが、今後、経営の効率化、適正な使用料の設定の観点から、目標値を設定し、実績との差異の発生要因について検討する仕組みを構築することが望まれます。

【意見】 繰出基準の適時更新

総務省の基準では、雨水処理に要する経費が掲げられており、資本費（用地に係る元金）は総務省基準に基づいて基準内繰入れとして取り扱うことが相当であると思われませんが、豊田市下水道事業会計繰出基準（案）では資本的収入・出資金の総務省基準項目として「雨水処理に要する経費」の基準項目への設定漏れがあったことから、雨水処理に要する経費（用地に係る元金5,679千円）が決算統計では「雨水処理に要する経費」として処理されていたものの、当初の監査資料では『市基準』の金額として整理されていました。

豊田市下水道事業会計繰出基準（案）の注書きには「表に記載されていない場合でも総務省基準が存在すれば適用する。」とあり、繰出基準の項目別認識としては、総務省基準第10-1雨水処理に要する経費として整理することが適切であったと考えます。

総務省基準を援用する場合、この例のように担当者の認識不足や判断により結果が異なることも考えられるため、年度ごとに豊田市の繰出基準の見直しを行った上で必要な更新を行い、担当者の認識を共通にしておくことが望まれます。

10 下水道使用料の設定

(1) 豊田市の下水道使用料の決定プロセスについて

豊田市では、上下水道事業に関する必要な調査及び審議をするための市長の附属機関として設置されている豊田市上下水道事業審議会の答申を踏まえて、下水道使用料の変更の要否が決定されています。

平成 23 年度の下水道使用料は、平成 18 年 10 月 30 日の「適正な下水道使用料の在り方について（答申）」をベースに決定されており、当該答申による使用料の算定期間は平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間とされています。ただし、平成 22 年度に行う財政収支予測で、平成 23、24 年度の資本算入率が 40% 台で推移する見込みが立ち、かつ、使用料を改定する特段の理由がない場合には、算定期間を平成 24 年度まで延長する（6 年間）とされており、これを受けて、平成 22 年度の下水道事業審議会で、審議の結果、使用料算定期間の延長が確認されています。

(2) 豊田市における料金体系の考え方について

豊田市では、直近では平成 13 年度に下水道使用料の改定（平均改定率 13.51%）が行われ、維持管理費＋資本費に係る経費の 1/4 程度を使用料対象とする料金体系としています（累進度 2.88）。

平成 12 年 10 月に提出された豊田市下水道使用料答申書では、国の地方交付税制度の下で、下水道費の中の投資的経費として、起債元利償還金の 50% が基準財政需要額に算入されていることと同等の扱いをし、汚水に係る資本費の使用料対象算入率の目標数値を 50% にするとともに、資本費の 50% を使用料対象経費に算入した場合、使用料の大幅値上げが下水道への接続率及び使用料収納率の低下等をもたらすことへの懸念から、資本費の充当率を 25% 程度に抑えるものとされました。

その次の平成 18 年度の答申書では、その後の決算実績においては、下水道接続率の向上に向けた事業者努力などの影響もあり、算入率が 50% に近づいていることから、資本費算入率の目標数値は 50% とし、引き続き効率的な事業運営に努力するが、資本算入率が 40% を下回る状況になった場合には、使用料体系の再検討を行うものとされました。

(注) 累進度は、最大重量単価(301 m³~の場合の単価)/基本使用量単価(10 m³までの場合の単価)で計算され、豊田市の場合、230/80=2.88 と計算されます。

(3) 豊田市、同類型団体、全体平均の経営指標等の比較（平成 22 年度）

下水道事業の経営は、処理を行う規模、地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難であるものの、個々の下水道事業を基礎的な条件により類型化することにより、同じ類型に分類された他団体との比較分析を行い、各団体の特徴、問題点を把握することは可能であろう、との観点から、総務省では、毎年度、「下水道経営指標・下水道使用料の概要」を公表しています。

既に公表されている平成 22 年度の資料に基づいて、表 10-1 から表 10-4 において、豊田市の類似団体平均、全体平均との比較を実施しました。

ただし、豊田市の平成 22 年度の決算数値は地方公営企業法適用のための打切決算数値となっていることから、公表数値と併せて、従来決算によった場合の数値を記載しました。

「下水道経営指標・下水道使用料の概要」は、法適・非適ごとの事業区分別となっており、豊田市の「公共下水道」は Ab2（処理区域内人口区分 10 万人～、有収水量密度区分 $5 \text{ 千 m}^3/\text{ha} \sim 7.5 \text{ 千 m}^3/\text{ha}$ 、供用開始後年数 15 年～25 年）、「特定環境保全公共下水道」は Ac2（処理区域内人口区分 5 千人～、有収水量密度区分 $2.5 \text{ 千 m}^3/\text{ha} \sim 5 \text{ 千 m}^3/\text{ha}$ 、供用開始後年数 15 年～25 年）、「農業集落排水施設」は d2（有収水量密度区分 $\sim 2.5 \text{ 千 m}^3/\text{ha}$ 、供用開始後年数 15 年～25 年）の類型に区分されています。

事業種別に見た場合、公共下水道は市街化区域を中心に整備されますが、特定環境保全公共下水道は市街化区域外で整備され、農業集落排水施設は農業用排水の水質保全に寄与するため農業集落で整備されます。このような背景の違いから処理区域内人口密度の差があり、事業効率にも差が認められます。

なお、地域下水道は平成 22 年度までは一般会計であったため、対象から除いています。

表 10-1 平成 22 年度の事業の概要

(単位：団体、%、円/月、人/ha)

種別	公共下水道			特定環境保全 公共下水道			農業集落排水施設		
	豊田市	類型 (Ab2)	全体	豊田市	類型 (Ac2)	全体	豊田市	類型 (d2)	全体
団体数		4	1,173		37	722		389	913
進捗率	70.5	73.2	83.0	61.7	67.9	51.5	56.7	64.5	62.1
一般家庭使 用料(20 m ³ 当たり)	1,890	1,611	2,606	1,890	2,599	2,898	1,890	3,127	3,068
処理区域内 人口密度	68	65	63	42	30	25	24	14	16

(注) この資料における一般家庭使用料(20 m³/月)は消費税及び地方消費税込みの金額です。

(資料源泉:総務省ホームページ「下水道経営指標・下水道使用料の概要」)

豊田市の公共下水道、農業集落排水施設の進捗率は、全体の平均と比べてそれぞれ 10%強、5%強下回っており、特定環境保全公共下水道は類型平均は下回っているものの、全体の平均と比べると 10%強上回っています。

汚水処理施設の比率としては、平成 24 年 4 月現在、公共下水道(流域関連)の計画処理対象人口(307,846 人)は総人口(422,830 人)の 72.8%と、人口の 4 分の 3 程度を公共下水道でカバーする計画となっています。公共下水道に関しては、愛知県が施行する矢作川・境川流域下水道計画に市街化区域を基本とする全体計画 7,273ha が策定されており、うち、5,056ha の流域関連公共下水道の事業計画認可を得て整備が進められており、計画目標年次は平成 27 年度となっています。

20 m³/月の公共下水道の一般家庭使用料に関しては、類型平均よりは 17.3% 高くなっているものの、平均に対しては 72.5%と、低めの水準となっています。豊田市では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設の使用料も公共下水道と同様の使用料の体系となっていることから、これらの使用料は平均よりもかなり低い水準となっています。

処理区域内人口密度に関しては、いずれの区分でも平均を上回っていることから、類型内自治体の中では整備を効率的に進めやすい環境にあるといえます。

表 10-2 施設の効率性に関する指標

(単位: 団体、%)

種別	公共下水道			特定環境保全 公共下水道			農集集落排水施設		
	豊田市	類型 (Ab2)	全体	豊田市	類型 (Ac2)	全体	豊田市	類型 (d2)	全体
団体数		4	1,173		37	722		389	913
有収率	94.2	89.6	81.2	91.9	85.8	87.5	97.5	92.0	92.8
水洗化率	91.0	87.7	93.8	86.8	84.4	76.6	94.4	80.6	81.3

(資料源泉: 総務省ホームページ「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」
の下水道事業比較経営診断表)

豊田市の公共下水道の有収率は平均を10%以上上回っていること、その他の区分でも平均を上回っていることから施設効率が高いといえます。一方、公共下水道の水洗化率は、類型平均は上回っているものの、全体平均は若干下回っている状況です。

表 10-3 経営の効率性に関する指標

(単位: 団体、円/m³、%、円/人)

種別	公共下水道			特定環境保全 公共下水道			農集集落 排水施設		
	豊田市	類型 (Ab2)	全体	豊田市	類型 (Ac2)	全体	豊田市	類型 (d2)	全体
団体数		4	1,173		37	722		389	913
使用料単価	108.04 <i>127.93</i>	101.34	134.97	102.10 <i>120.18</i>	152.55	154.73	108.95 <i>126.72</i>	147.98	143.56
汚水処理原価	119.95 <i>132.20</i>	143.48	147.64	106.27 <i>122.00</i>	244.75	266.48	157.70 <i>162.16</i>	293.17	280.51
汚水処理原価 (分流式下水道 等に要する経 費控除前)	168.76 <i>181.01</i>	187.35	176.42	280.10 <i>295.83</i>	390.82	457.49	264.43 <i>268.89</i>	532.19	510.84
汚水処理原価 (維持管理費)	54.21 <i>66.47</i>	66.80	64.95	92.85 <i>108.58</i>	107.52	132.63	157.70 <i>162.16</i>	186.16	184.73
汚水処理原価 (資本費)	65.74 <i>65.74</i>	76.68	82.69	13.42 <i>13.42</i>	137.23	133.85	0.00 <i>0</i>	107.01	95.77

種別	公共下水道			特定環境保全 公共下水道			農集集落 排水施設		
	豊田市	類型 (Ab2)	全体	豊田市	類型 (Ac2)	全体	豊田市	類型 (d2)	全体
経費回収率	90.1 <i>96.8</i>	70.6	91.4	96.1 <i>98.5</i>	62.3	58.1	69.1 <i>78.1</i>	50.5	51.2
経費回収率(分 流式下水道等 に要する経費 控除前)	64.0 <i>70.7</i>	54.1	76.5	36.4 <i>40.6</i>	39.0	33.8	41.2 <i>47.1</i>	27.8	28.1
経費回収率(維 持管理費)	199.3 <i>192.5</i>	151.7	207.8	110.0 <i>110.7</i>	141.9	116.7	69.1 <i>78.1</i>	79.5	77.7
処理区域1人 当たりの管理 運営費(汚水 分)	11,419 <i>12,586</i>	14,031	16,525	9,458 <i>10,857</i>	24,618	23,476	16,471 <i>16,937</i>	22,334	22,076
処理区域1人 当たりの維持 管理費(汚水 分)	5,161 <i>6,328</i>	6,532	7,270	8,263 <i>9,663</i>	10,814	11,684	16,471 <i>16,937</i>	14,182	14,539
処理区域1人 当たりの資本 費(汚水分)	6,258 <i>6,258</i>	7,499	9,255	1,194 <i>1,194</i>	13,803	11,792	0 <i>0</i>	8,152	7,538

(資料源泉:総務省ホームページ「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の

下水道事業比較経営診断表)

(注)1 豊田市の数値は、地方公営企業法の適用に伴う、打切決算の数値です。

2 豊田市欄の下段に記載した斜体文字の数値は、打切決算の影響を除くため、出納閉鎖期間の収支を加味した場合の数値です。

公共下水道の使用料単価及び汚水処理原価はいずれも全体平均を若干下回る水準にあります。しかし、汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)では全体平均を上回る数値となっています。特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設については、使用料単価、汚水処理原価ともに、平均よりもかなり低い水準となっています。豊田市での採用方式は分流式のみであり、分流式下水道は水質保全効果は高い反面、汚水資本費は相当割高となることから、分流式下水道等に要する経費控除前の数値では経費回収率は大幅に低

くなっています。豊田市は処理区域内人口密度が平均よりも高めであることから、処理区域 1 人当たりのコストも低くなっています。

種別に見た場合、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設は、市街化区域外で整備されており、公共下水道と比べて処理区域内人口密度がかなり低いことから、整備効率は悪くなるため、処理区域 1 人当たりの維持管理費は相当高くなっています。ただし、地方債の発行水準が低いことから、資本費は低くなっています。

表 10-4 財政状態の健全性に関する指標 (単位：団体、%、千円/人)

種別	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農集集落排水施設		
	豊田市	類型 (Ab2)	全体	豊田市	類型 (Ac2)	全体	豊田市	類型 (d2)	全体
団体数		4	1,173		37	722		389	913
総収支比率	168.1 <i>167.5</i>	137.3	120.6	153.6 <i>150.6</i>	121.8	131.7	131.5 <i>137.3</i>	131.7	132.2
経常収支比率	168.1 <i>167.5</i>	137.3	120.6	153.6 <i>150.6</i>	121.7	131.2	131.5 <i>137.3</i>	131.8	132.3
処理区域内人口 1 人当たり地方債残高	175	175	269	301	544	589	132	501	502
処理区域内人口 1 人当たり基準外繰入金	5,310	6,585	3,152	22,188	6,845	9,738	8,583	10,534	10,756

(資料源泉：総務省ホームページ「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の

下水道事業比較経営診断表)

(注)1 豊田市の数値は、地方公営企業法の適用に伴う、打切決算の数値です。

2 豊田市欄の下段に記載した斜体文字の数値は、打切決算の影響を除くため、出納閉鎖期間の収支を加味した場合の数値です。

豊田市の公共下水道の総収支比率（総収益を総費用で割った比率）、経常収支比率（経常収益を経常費用で割った比率）は、類型平均・全体平均を大幅に上回る数値となっています。処理区域内人口 1 人当たり地方債残高は抑えられている反面、処理区域内人口 1 人当たりの基準外繰入金は類型平均・全体平均を大きく上回っており、基準外繰入金により、収支構造が良くなっているという側面が認められます。

(4) 事業区分ごとの使用料の最高値と最低値（平成 15 年度）

少し古いデータですが、平成 18 年 3 月に総務省自治財政局地域企業計画企画室から公表された「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書において示された、事業区分ごとの回収使用料単価（20 m³/月）の平均、最高料金と最低料金は表 10-5 のとおりです。

表 10-5 平成 15 年度決算の事業別の使用料の平均、最高料金と最低料金（単位：円）

事業名	処理区域人口区分	20 m ³ /月の実質的な使用料		20 m ³ /月の条例上の使用料	
		平均	最高料金	平均	最高料金
公共下水道	30 万人以上	平均	2,595	平均	1,932
		最高料金	4,166	最高料金	3,150
		最低料金	1,387	最低料金	987
特定環境保全公共下水道	全人口	平均	2,856	平均	2,723
		最高料金	9,411	最高料金	6,190
		最低料金	481	最低料金	630
農業集落排水施設	全人口	平均	2,594	平均	2,997
		最高料金	11,943	最高料金	6,720
		最低料金	380	最低料金	630

(注) 1 当該数値は「供用開始後経過年数 5 年未満」の事業は除いた数値です。

- 2 実質的な使用料は実際の使用料収入と使用量から算定された使用料であり、条例上の使用料は、条例で定められている下水道使用料の定めに従って 20 m³を使用した場合の使用料です。使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料が取られていることから、使用状況により実質的な使用料と条例上の使用料とが異なります。

(資料源泉:「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書)

下水道使用料の額の最高値と最低値では公共下水道で 3 倍、特定環境保全公共下水道では 20 倍、農業集落排水施設では 30 倍を超える差異が認められます。

下水道事業には独立採算制の原則が適用されており、汚水処理経費は一部の費用を除き、使用料で負担することが原則とされています。

しかし、汚水処理経費は、施設の種類や自然的・地理的条件など、各事業の環境により影響を受けることから、使用料で回収すべき経費の額には大きな開きがあります。

このような状況もあり、基本的には汚水処理に見合った額を設定すべきで

あるとされながらも、受益者負担に帰すべき汚水処理経費を全て使用料で賄おうとすると、他の公共料金と比べても著しく高い使用料設定となる場合が多いことから、各自治体では、他の公共料金（特に水道料金）や住民への負荷等を勘案して、使用料設定を行っており、基準外繰入れを行っている自治体が少なくないのが実状です。

(5) 豊田市上下水道事業審議会における検討結果について

豊田市の下水道使用料算定期間が平成 24 年度で終了することから、平成 25 年度からの下水道使用料の在り方について、豊田市上下水道事業審議会への諮問が行われ、当該審議会にて審議が行われました。

平成 23 年度の地方公営企業法適用後は、下水道事業として、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、地域下水道事業の 4 事業が一つの企業会計として経理されています。しかし、地方公営企業法の適用前は公共下水道、特定環境保全公共下水道が一つの特別会計であったこと、農業集落排水事業、地域下水道事業はそもそも不採算な下水道事業であったことから、平成 18 年度の使用料改定を検討した財政収支計画では、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道の 2 事業を合わせた資本費算入率がベースとなっていました。平成 18 年度の答申書では「今後の資本費算入率の目標数値は 50%とし、引き続き、効率的な事業運営に努力するが、資本費算入率が 40%を下回る状況になった場合は、使用料体系の再検討を行う。」ものとされました。

今回の使用料改定の検討に当たっては、財政収支計画は下水 4 事業全体のもの合わせ、各事業の財政収支計画を提示した上で、資本費算入率等の基準は単独では維持管理費さえ賄えない 3 事業を除いた公共下水道を基本とするものとされました。

事務局案は、次期（算定期間平成 25 年度から平成 28 年度まで）において、①繰出基準により期間中の収益的収支、内部留保資金が確保できる見通しであること、②期間中の資本費算入率が 40%を確保できること、③昨今の経済不況に伴う市民生活への影響を考慮すると、このタイミングでの値上げは得策ではないことから、下水道使用料を据置きとしたい、とされており、審議会における「下水道事業経営計画」に基づく「下水道使用料」の精査の結果、使用料を据え置くこととされました。

答申では、下水道事業経営の健全化を目指して、①公営企業会計としての経営的視点を踏まえた下水道事業経営方針の早期策定、②地震発生への懸念が

高まる中、危機管理体制の一層の充実と下水道施設の耐震化、③長寿命化計画と下水道事業整備計画の整合、④情報発信により下水道事業の「見える化」の促進とスムーズな事業の実施に留意の上、計画的かつ効率的な事業を進められたい、とされています。

(6) 下水道使用料の在り方についての検討結果について

下水道事業は地方公営企業法を適用しており、経営の基本原則として「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。」とされています。

下水道事業の場合、「雨水公費、汚水私費の原則」が基本的な考え方としてあり、経費の負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費については、前述のとおり、「地方公営企業繰出金について」で基本的な考え方が定められています。豊田市では、このほか市基準で汚水処理に係る収支不足分、建設改良費及び償還元金に係る収支不足分が繰出しの対象とされています。

平成23年度においては、現在の使用料水準では維持管理費すら賄うことのできない特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設に係る収支不足分(178,943千円)、建設改良費及び償還元金に係る収支不足分(706,062千円)について市基準による繰入れが行われています。

下水道の経営状態は、自治体の排除方式、自然的条件等に左右されるものではありませんが、本来、下水道の経営は使用料収入で賄われるべきものであるという考え方を踏まえ、平成24年度の上下水道事業審議会で検討された中核市の公共下水道事業に係る経費回収率、資本費算入率(分流式下水道等に要する経費控除前)の状況及び今後の資本費算入率の推移のシミュレーションを概観してみました。

平成21年度の中核市の公共下水道事業についての経費回収率及び資本費算入率の分布は、表10-6のとおりです。

表 10-6 経費回収率及び資本費算入率の分布

(単位:市、%、位)

比率 \ 項目	経費回収率	経費回収率 (分流式下水道等に 要する経費控除前)	資本費算入率 (分流式下水道等に要 する経費控除前)
40%未満	0	0	4
40%以上 50%未満	0	0	5
50%以上 60%未満	0	5	10
60%以上 70%未満	4	10	5
70%以上 80%未満	4	9	6
80%以上 90%未満	9	9	5
90%以上 100%未満	9	4	2
100%以上	15	4	4
計	41	41	41
平均値	93.8	78.5	68.6
豊田市	99.3	69.2	51.1
豊田市順位	17	30	30

(注) 平成 22 年度は特別会計の打切決算を行っていることから、上下水道事業審議会では 21 年度の資料が使用されました。

(資料源泉:「下水道事業経営計画 資料 中核市の経営指標比較(H21 決算統計)」)

豊田市は経費回収率、資本費算入率ともに、30 位となっています。資本費算入率が 100%以上となっている自治体は函館市、青森市、東大阪市、尼崎市の 4 市 (いずれも排除方式は合流・分流併用) でした。合流式整備による下水道と分流式整備による下水道には単価において約 3 倍以上の格差があるといわれ、分流式下水道に係る汚水資本費は相当程度割高になります。そこで、分流式下水道等に要する経費は、分流式下水道の公的便益及び資本費格差に鑑みて、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費が繰出しの対象にされています。分流式下水道等に要する経費控除前の回収率は、経費回収率 (分流式下水道等に要する経費控除後) と比べて中核市平均で 15.3%、豊田市では 30.1%低くなっています。排除方式が分流式の中核市は 8 市あり、8 市の経費回収率 (分流式下水道に要する経費控除前) の平均 76.4%と豊田市の経費回収率 69.2%の差異は 7.2%に縮まります。このような状況からも、分流式下水道の場合、汚水に係る資本費を使用料で賄うことが難しいという状況が読み取れます。排除方式が分流式の中核市 8 市では、経費回収率 (分流式下水道に要する経費控除前) の平均は 76.4%、

資本費算入率の平均は 64.1%であり、豊田市はいずれの値も 2 番目に低い数値でした。資本費算入率は使用料改定の目安とされている 40%を上回っているとはいえ、他の中核市と比べて、豊田市の負担水準は低めに抑えられているといえます。

上下水道局による資本費算入率と使用料水準に係る上下水道局の試算結果では、現在の 20 m³の使用料 1,890 円と比較した場合、資本費算入率を 50%とした場合は、4 事業合算では月額 366 円不足で 19.4%の値上げ、公共下水道のみで資本費算入率 100%を目指すと 1,437 円、76.0%の値上げ、4 事業合算だと 1,783 円、94.3%の値上げになるとされました。

一方、使用料据置きで策定された平成 25 年度から平成 32 年度までの「下水道事業経営計画」（公共下水道）は、表 10-7 から表 10-11 に掲げたとおりです。

表 10-7 収益的収支(公共下水道)

(単位:百万円、%)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29～32 年度
収 入	営業収益	3,731	3,749	3,777	3,861	15,710
	うち、他会計負担金	510	504	506	508	2,103
	営業外収益	2,099	2,095	2,070	2,069	8,110
	うち、他会計負担金	2,091	2,088	2,062	2,061	8,079
	特別利益	0	0	0	0	0
	小計	5,830	5,845	5,847	5,931	23,821
支 出	営業費用	4,467	4,580	4,583	4,666	19,190
	営業外費用	1,172	1,116	1,053	1,010	3,460
	特別損失	4	4	4	4	19
	小計	5,644	5,701	5,641	5,682	22,671
利益		185	143	206	248	1,150
資本費算入率		45.9	44.7	46.6	48.1	48.3～ 50.4

(資料源泉:「下水道事業経営計画」(公共下水道))

表 10-8 資本的収支(公共下水道)

(単位:百万円)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29~32 年度
収入	企業債	901	717	1,080	1,058	4,699
	出資金	575	504	578	564	2,593
	国県補助金	677	659	672	662	3,358
	受益者負担金	113	92	87	76	334
	小計	2,267	1,974	2,418	2,361	10,986
支出	建設改良費	2,964	2,657	3,018	3,031	13,533
	償還金	2,334	2,433	2,522	2,566	10,606
	小計	5,299	5,090	5,540	5,597	24,140
資本収支不足額		△3,031	△3,115	△3,122	△3,236	△13,153

(資料源泉:「下水道事業経営計画」(公共下水道))

表 10-9 一般会計繰入金(公共下水道)

(単位:百万円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29~ 32 年度
一般会計繰入金計	3,177	3,097	3,146	3,134	12,777

(資料源泉:「下水道事業経営計画」(公共下水道))

表 10-10 内部留保資金(年度末残高)(公共下水道)

(単位:百万円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29~ 32 年度
損益勘定留保資金	635	485	330	173	5
当期末処分利益 剰余金	185	143	206	248	279
内部留保資金計	820	629	536	422	285

(資料源泉:「下水道事業経営計画」(公共下水道))

表 10-11 資本費算入率の推移

(単位: %、人)

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水施設	地域下水道	全体
H25 年度	45.94	△28.40	△87.52	△230.24	35.10
H26 年度	44.70	△34.41	△90.88	△277.64	33.94
H27 年度	46.63	△26.75	△94.20	△275.90	36.05
H28 年度	48.13	△34.31	△151.74	△256.39	35.96
H29 年度	48.29	△30.30	△131.58	△367.02	37.09
H30 年度	49.24	△28.43	△113.82	△487.41	38.71
H31 年度	50.36	△38.26	△131.72	△406.53	38.98
H32 年度	49.10	△30.48	△129.75	△293.63	38.47
処理区域 内人口	284,103	1,193	13,236	49,138	347,670
普及率	67.2	0.3	3.1	11.6	82.2

(注) 処理区域内人口及び普及率は平成 24 年 4 月 1 日のものです。

(資料源泉:「下水道事業経営計画」、平成 23 年度豊田市下水道事業年報)

豊田市の使用料及び手数料の見直しは、原則 4 年ごとに行われることとなっており、平成 18 年度に使用料改定を検討した際は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業が一つの特別会計であったことから、資本費算入率はこれら 2 事業を合わせた資本費算入率で検討が行われました。平成 23 年度からは、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、地域下水道事業の 4 事業が一つの企業会計で経理されていますが、資本費算入率の基準は、単独では維持管理費さえ賄えない事業を除外した、公共下水道事業を基本とすることとされました。

現状の使用料単価を継続した場合、公共下水道事業に関しては、市が使用料改定の目安としている資本費算入率 40%は達成できる見込みですが、上下水道事業審議会の資料として提示された「中核市の経営指標比較 (H21 決算統計)」資本費算入率 (分流式下水道等に要する経費控除前) では、中核市平均は 68.6%に対して豊田市は 51.1%であり、平均よりも 15%以上低い値となっています。

また、平成 21 年 7 月 8 日付け、総務省自治財政局公営企業課長等の連名通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき

経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m³を前提として行われている」とされています。また、「高資本費対策に要する経費」に関する繰出基準でも、有収水量 1 m³当たりの使用料が 150 円以上であることを要件として、資本費の一部について繰出しができています。これらから、総務省では、使用料徴収、月 3,000 円/20 m³を下水道経営における使用料の目安としているものと思われますが、豊田市の使用料は 1,890 円であり、その 63%にとどまっています。

現状の資本費算入率の基準の採用に当たっては、単独では維持管理費さえ賄えない事業を除外した公共下水道事業を基本とすることとしていますが、どの事業も同じサービスを提供しているとの判断の下に、下水道の 4 事業は一つの企業会計で経理されています。他の中核市等との比較を行うに当たっては、公共下水道を中心として検討を行うことは問題ありませんが、下水道事業としては、個々の事業の資本費算入率、全体での資本費算入率を把握の上、それぞれの事業ごとに、経営の目標を持ち、事業を効果的に運営していくことが重要であると考えます。地方公営企業である以上、本来ならば、各事業ともに維持管理費くらいは負担できることが適当です。統計データでも、事業区分ごとに 20 m³当たりの使用料は異なっていることから、事業ごとに使用料の設定をすることも選択肢としては考えられます。一方、利用者である市民の観点からは、どの事業方式を採ったとしてもその便益はおおむね等しい性質であると考えられることから、料金設定は共通とすべきであるという考え方も成り立ちます。

【意見】 繰入水準の検討と市民への情報公開

適切な使用料の設定のためには市民の理解が不可欠です。下水道に関しては、その恩恵を受けていない市民もおりますが、一般会計からの繰入れを行うのであれば、それらの市民も下水道の維持管理のためのコストを負担することとなります。

繰り返しになりますが、下水道事業は地方公営企業であり、独立採算制が原則とされる事業です。したがって、本来的には、少なくとも維持管理費を賄えるレベルの経営が求められます。豊田市の場合、公共下水道事業以外は財政収支計画では維持管理費すら賄っていない状況です。現在は市基準の繰入れとして、汚水処理の収支不足分が繰入対象となっていますが、一般会計からの繰入れを行うことは、全ての市民で負担することを意味しており、少なくとも発生要因の分析を行い、最小限の繰入水準を模索した上で対応を進めることが適切です。

また、現状では、豊田市の下水道使用料は他の中核市と比べてもかなり低めの水準に設定されており、総務省が目安として示す水準を下回っています。下水道使用料で維持管理費を全て賄った上で、資本費を賄える割合である資本費回収率も中核市平均を下回っている状況にあります。さらに、総務省の繰出基準として認められている分流式下水道等に要する経費の繰入れについても、総務省の基準額を超える繰入れが行われています。

事業者も市民も納得ができる使用料の設定のためには、費用面について、効率的な運営を推進するための目標を設定し、適時、適切な管理を進めるとともに、収入面については、他の自治体の状況、水道料金等とのバランス等も踏まえていろいろな条件でのシミュレーションを行った上で使用料を決定するとともに、市民に対して適時、情報公開を行うことが重要です。

平成18年度の答申書においては、「今後の資本費算入率の目標は50%」とされています。現行の下水道使用料は他の中核市と比べても比較的安く設定されていることもあり、健全な経営を進める上では、資本費算入率50%を達成できる水準で使用料を設定することが望まれます。また、中長期的には中核市平均、総務省が目安としている使用料の水準をも見据えた、計画的かつ効率的な事業運営のための経営計画を策定し、運用していくことが重要であると考えます。

11 平成 16 年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

豊田市では、平成 16 年度に「公共下水道事業を中心とした汚水処理事業に関する財務事務及び事業の管理について」の包括外部監査が実施されています。ここでは、平成 16 年度の包括外部監査における措置状況の検討を実施し、指摘及び意見に対する措置が適時かつ適切に行われ、期待された効果をあげているかを検討しました。

(1) 監査の方法

ア 監査対象及び監査要点

平成 16 年度の包括外部監査における指摘及び意見に対する措置が適時かつ適切に行われ、期待された効果をあげているかを監査要点としました。

イ 主な監査手続

(ア) 担当課に対する平成 23 年度の状況についての質問

(イ) 包括外部監査の翌年度に公表された「包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書」及び今回の質問に対する回答を裏付ける文書等の閲覧

(2) 監査の結果

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び文書等の閲覧結果
台帳整備関係			
指摘	家屋台帳に取得額が記載されていない施設が 7 件、評価額が記載されていない施設が 17 件あった。また、会計区分を間違えて登録した施設もあった。	汚水処理施設を無償で管理移管したことから、取得額は 0 円としている。会計区分の誤りは、正式な手続により修正作業を実施し、必要事項を管財課へ通知するとともに、下水道管理課の台帳にも正しく登録した。	平成 17 年度の改善措置は適切に行われていました。 平成 23 年度の状況を確認した結果、汚水処理施設を無償で管理移管したものは取得額を 0 円とし、会計区分の誤りがある部分は修正している。また、異動があったときなどは報告決定書を作成して複数の職員でチェックを行い、固定資産台帳へ

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
			<p>の登録漏れや登録誤りが起きないようにしているとの回答でした。</p> <p>さらに、平成 23 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用したことに伴い、家屋台帳に記載のもので、企業財産として固定資産台帳での管理が必要な資産については全て固定資産台帳へ登録を行ったとの回答でした。</p> <p>平成 23 年度は無償移管の実績はありませんでした。また、異動報告書及び決定書を閲覧した結果、複数の職員で検討が実施されていることを確認しました。</p> <p>(#)</p>
指摘	<p>元宮中継ポンプ場及びさなげ台団地の電気室が、家屋台帳への登録が漏れていた。公有財産台帳に記載すべき資産については、取得の事実に基づいて、適切に台帳への記載を行う必要がある。</p>	<p>正式な手続により、必要事項を管財課へ通知するとともに、下水道管理課の台帳にも家屋台帳を作成し正しく追加登録した。</p>	<p>家屋台帳にて、元宮中継ポンプ場とさなげ台団地の電気室が、登録されていることを確認しました。当該 2 件は、平成 23 年度現在、用途廃止となっているため家屋台帳では財産区分が普通財産とされ、固定資産台帳への登録はされていませんでした。</p> <p>また、異動があったときなどには家屋台帳を確認するようにして、固定資産台帳との整合性を図っているとの回答でした。平成 23 年度に異動があった家屋については、固定資産台帳への登録が適切に行われていることを確認しました。</p> <p>(#)</p>
指摘	<p>豊田市物品管理事務細則第 34 条で、重要物品現在高報告書に添付して提</p>	<p>①重要物品現在高報告書を始めた物品に係る書類を提出する際は、作成者以外の第三者が</p>	<p>平成 17 年度から平成 22 年度までは左記のとおり措置状況に記載した対応が行われていたとの回答でした。</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	<p>出されることが求められるその他の物品に係る書類(個別の物品明細)が適切に作成されていなかったため、当該書類と重要物品現在高報告書に相違があった。</p>	<p>チェックを行うようにする(平成17年度から実施)。</p> <p>② 備品の数量に異動があった際は、すぐに保管備品管理システムへの入力を行う。</p> <p>③ 年度ごとの現在高報告は内容確認を入念に行う。</p> <p>④ 重要物品、特に車両については同車種があるため誤りを起こしやすいので、車検証などと併せてチェックを行うようにする。</p>	<p>企業会計適用後の平成23年度の管理状況は以下のとおりです。</p> <p>・固定資産台帳による管理が必要となる20万円以上の車両、工具器具及び備品について</p> <p>① 固定資産台帳に登録するときに、予算執行伺に添付されている物品のカタログなどを確認するとともに、登録内容を備品等を管理している所管課に確認している。</p> <p>② 異動があったときは、下記のとおり実施している。</p> <p>新規購入⇒予算執行伺や支払伝票を確認し、対象物を把握(固定資産台帳との照合は年度末に実施予定)</p> <p>所管換え⇒物品管理換通知書を作成し、経営管理課へ報告し固定資産台帳へ登録</p> <p>廃棄⇒有形固定資産除却報告書を作成し、経営管理課へ報告し固定資産台帳へ登録</p> <p>③ 固定資産台帳に登録する時に、車検証をチェックして登録している。</p> <p>・20万円未満の備品について</p> <p>① 企業会計に移行したことにより「重要物品現在高報告書」といった豊田市物品管理規則に基づいた書類は作成しないが、備品点検照合結果報告書を年1回(12月)作成する際に複数の職員で備品台帳と現物の照合を実施している。</p> <p>② 異動があったときは、下記のとおり実施</p> <p>新規購入⇒備品台帳に登録</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
			<p>所管換え⇒物品管理換通知書を作成 廃棄⇒不用品決定書を作成 ③備品点検照合結果報告書を作成する際に、台帳と現物を複数の職員で確認している。</p> <p>平成 23 年度の物品に係る書類を閲覧した結果、適切に整備・作成されていました。</p> <p>(#)</p>
指摘	<p>10 か所の廃止浄化センター及び1か所の廃止中継ポンプ場は、行政財産として機能していないため、用途廃止手続により普通財産に切り替える必要がある。また、そのようにして普通財産に切り替えられたものについて新用途が決定されれば、その段階で新しい用途に基づいて、再度、行政財産への切替えを行うことが適切である。</p>	<p>短期間であっても、管財課に手続等を確認し、機能が停止して使用しなくなった施設は、行政財産から普通財産に切り替える手続を実施した。所管は変更していない。改修次第、行政財産に切り替えて管理移管をしていく。</p>	<p>状況を確認した結果、短期間であっても、機能が停止して使用しなくなった施設は、行政財産から普通財産に切り替える手続を実施しているとの回答でした。</p> <p>平成 23 年度において普通財産として切り替えるべき施設はありませんでした。</p> <p>平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>
意見	<p>機械装置について、形式の登録誤りが2件あった。更新時に名称・形式等を確認</p>	<p>登録誤りのものについては、訂正済。今後、更新時には管理簿の更新を忘れずに行うように、担</p>	<p>平成 23 年度の状況を確認した結果、設備台帳システムを導入してデータを入力・管理し、固定資産数値の管理や減価償却費の算出のため</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	し、管理表のデータを更新することが望まれる。	当内で周知徹底した。	<p>の固定資産台帳とは別に、現物管理の目的で設備台帳を作成しているとの回答でした。2種類の台帳の整合性については、年度末に設備台帳を管理している下水道施設課が、集計データを経営管理課へ提供することにより、固定資産台帳が正しいかを確認しています。</p> <p>さらに、更新漏れ、登録誤りのものがないかについては、異動があったときにチェックするようし、年度末に台帳間の整合性を図るときにも、異動時のチェック箇所を再チェックするようにしています。</p> <p>平成23年度において固定資産台帳と設備台帳で整合していない箇所はなかったとの回答でした。</p> <p>設備台帳システム上で各資産の更新履歴が残され、固定資産台帳に反映されていることを確認しました。</p> <p>平成23年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>
意見	機械装置の確認において、年に一度は保有資産の現物の状況を確認し、確認の履歴を残すことが望まれる。	平成17年度から実施する(ただし、機器の一部になっているものもあるため、確認できるもののみ実施)。	平成23年度の対応の状況を確認した結果、雨水排水施設及び污水处理施設で保有している機械装置については、機械の一部になっているものもあるため、確認できるもののみ更新時に名称・型式等を確認するようし、可能な範囲内で、設備台帳システムにて更新履歴を残し、事後確認できるようにしています。そのため、保有資産の現物の状況の確認は、設備台帳システム上で実施しているとの回答でした。

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
			<p>設備台帳システムで、機械装置別の保守修繕等の履歴は確認できましたが、年に一度の現物状況の確認履歴は残されていませんでした。</p> <p>【意見】確認履歴の明確化 年に一度実施される設備台帳システムと保有資産の現物の状況との確認においては、確認を実施したことが明らかになるように履歴を残すことが望まれます。</p>
意見	<p>下水道年報に管径別のデータ記載と、下水道情報システムデータの集計結果との間に数値の差異があった。</p> <p>下水道年報は信頼できるデータに基づいて作成されるべきであり、公表数値が正規のデータに基づいていないということは、信頼性の観点から問題があるため、正しい数値に一元化する必要がある。</p>	<p>平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>平成 23 年度の対応の状況を確認した結果、企業会計化したことから固定資産管理との整合も図っていくことが必要であるため、下水道台帳(地図情報システム)を基本データとしている。したがって、「管渠の状況」に掲載する管渠延長については、下水道台帳から抽出したデータを掲載していくことになる(ただし、雨水及び都市下水路は下水道台帳(地図情報システム)での管理をしていないため従来どおりとする。)。固定資産管理とは、お互いに「工事番号」を持つことにより、下水道台帳と固定資産台帳を整合させている。また、登録や除却(撤去)のタイミングも同じタイミングで行っているとの回答でした。</p> <p>実際に下水道台帳と固定資産台帳を閲覧した結果、両者は工事番号で紐付けられ、内容が整合していることを確認しました。</p> <p>平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
意見	適切な管理のために、対象資産の状況を網羅的に把握し、メンテナンス等に当たり必要な情報を確認できるようにしておくことが望まれる。	平成17年度から実施する(更新の履歴をデータ化し、機器類の管理を図る。)	平成 17 年度から、機械の修繕等や点検の書類は一か所に保存し、情報が網羅できるようにしていたが、平成 24 年度から設備台帳システムを利用することにより、点検や修繕のほか更新等の履歴が一括で管理できるようになっているとの回答でした。 設備台帳システムを閲覧し、点検や修繕のほか更新等の履歴を一括で管理していることを確認しました。 平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。
下水道使用料について			
意見	水道事業会計と公共下水道事業会計間における負担を正確に決定するために、下水道使用料徴収事務委託料の算出根拠を再度検討することが望まれる。	平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありません (注)	平成 23 年度の状況を確認した結果、負担金の算定に関しては、平成 17 年と同様の方式で行っているとの回答でした。 なお、負担金の算出については日本水道協会が昭和 58 年に提唱した「下水道使用料徴収経費負担金について」に従い、ここに記載のある負担額の算出に関する記載を基に、上水と下水の調定件数を用いて負担額を算出しているとの回答でした。 その理由としては、「下水道使用料徴収経費負担金について」は、全国の自治体の委託料(負担金)算出の実態についても言及しており、それにより調定件数で ^{あんぶん} 按分する方式が最も一般的であると思われること。 また、調定件数による按分は客観的

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
			<p>に見ても一定の合理性があり、公平性を担保できると思われたため従来の方法を使用しているとの回答でした。</p> <p>市でも算定方法の確認を行っており、平成 23 年度の状況と合わせて市の見解を再検討した結果、指摘すべき事項はありません。</p>
意見	<p>不納欠損処分については地方自治法の消滅時効 5 年を準用し、督促による時効の中断を考慮の上、調定から 5 年 1 か月を経過した債権を個々の内容を問わず全て不納欠損処理の対象としている。しかし、督促の後、催告等の再請求を増やす等の方法により、時効消滅までに、より多くの滞納金を回収する努力をすることが望まれる。</p>	<p>平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>平成 23 年度の状況を確認した結果、平成 18 年からは、主に県内の市外に転居した未納者に対し、所在確認の意味も兼ね、直接現地に赴き、水道料金及び下水道使用料の徴収を行っています。平成 23 年度の水道料金・下水道使用料に係る現地訪問は 243 件、債権額 2,472,750 円に対して、収納実績が 40 件 257,777 円でした。</p> <p>組織変更後の平成 23 年度からは水道料金と合わせた形で、催告まで発送済みの使用を中止している者に対して再度催告書を発送していません。催告書の再請求発送件数 2,248 件、債権額 27,056,281 円に対して、収納実績は 277 件、2,047,509 円でした。</p> <p>平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>
意見	<p>下水道使用料も市税及び受益者負担金と同様に市民の負担の公平性を保つことが必要である。下水道使用料</p>	<p>平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>平成 23 年度の状況を確認した結果、下水道使用料は水道料金と合わせた形で徴収を行っており、水道料金の対応も含めた上で、総合的な観点から検討を行っているとの回答でした。進捗は現状把握の段階であ</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	<p>の期限内納入者と滞納者との負担の公平を図る観点から下水道使用料についても延滞金を徴収することの検討が望まれる。</p>		<p>り、以下の内容等が検討されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納金額が少額となるケースが多く、延滞金計算では通例の端数処理(1,000円未満切捨て)により、延滞金が発生しない一方で、延滞金徴収には徴収システムや帳票類の改修等、多くの事務が予想される。 ・延滞金徴収は、水道料金を納期までに払いたくても払えない滞納者(経済的弱者)に対して、より多額の負担を強いるという側面を持ち、公租とは同列に扱えない。 <p>今後は、市民負担の公平性の確保、適正な債権管理の観点から、延滞金徴収について引き続き検討が必要であり、他市や他公共料金の状況や考え方を調査し、平成25年度に方針を決定していきたいとの回答でした。</p> <p>平成23年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>
<p>契約事務について</p>			
<p>指摘</p>	<p><u>汚泥処理の4契約は、いずれも随意契約をしているが、支払総額が随意契約の基準額である50万円を超過している</u> <u>ので、競争入札にすること。(※)</u></p>	<p>平成17年度分の契約から、財団法人汚水処理施設管理公社で豊田市の指名業者による競争入札を行い、その入札結果に基づいて契約を行うこととした。また、指名競争入札を行う際には、入札参加業者をこれまで契約していた4社だけではな</p>	<p>指摘対象となった財団法人豊田市汚水処理施設管理公社は平成22年度末(平成23年3月末)に解散しています。</p> <p>現在、契約事務に関しては、契約課により地域指定で業者選定が行われています。</p> <p>なお、契約事務については「2 契約事務」においてサンプルを抽出し、検討を実施しています。</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
		く、豊田市が許可している全社(5社)で実施することにした(平成17年4月から実施)。	
意見	終末処理場脱水ケーキ処理業務委託において、数年に一度は同様な処理業者に見積を徴収し、積算価格が相当かどうかの検討を行う。	監査人の意見に従って、産業廃棄物運搬処理の許可を持っている業者に見積徴収し、金額の比較をした。その結果、平成17年度の落札金額は14,175円(処分費)/t+28,350円(運搬費)/車(9t)=17,325円/tであったのに対して、産廃業者では26,000円/tの見積りであった。したがって、落札金額は本市にとって安価であり、適正なものであると判断できた。	指摘された終末処理場については、流域下水道の汚水幹線が到達するまでの間の暫定的な処理場であり、汚水を処理する緊急処理対策事業により設けられていたもので、その後、平成20年3月に流域下水道への接続により役割を終え廃止されています。
意見	今後、事業をより効率的に進めるために、委託化されていない部分(例えば、下水処理場等の運転、保守点検、補修等の事実行為)について、委託の採用の可否を検討することが有効であると思われる。	平成17年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。 (注)	平成23年度の状況を確認した結果、平成23年度に汚水処理施設包括的維持管理業務の委託を導入したとの回答でした。 平成23年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。
会計処理について			
指摘	<u>地域下水道費と農業集落排水費の手</u>	誤って集計することがないように、手作業で行っ	指摘対象となった財団法人豊田市汚水処理施設管理公社は平成23年

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	<p><u>当額の内訳が10,763円入れ替わっていた。原因は、毎月給与システムから支給される金額を手作業で集計して会計処理を行う際に集計誤りが発生したためであった。正確な集計により会計処理を行う必要がある。(※)</u></p>	<p>ていた作業をパソコン上でできるだけ自動的に行えるように改善した。具体的には、あらかじめパソコン上で、それぞれの勘定科目と処理すべき職員の手当額入力フィールドを関連付けておき、職員の手当額を入力すると正しい勘定科目で自動的に手当額が集計されるようにした(平成17年2月から実施)。</p>	<p>3月末に解散したことから、対象業務もないことを確認しました。</p>
意見	<p>試算の結果、地方公営企業法を適用すると、計上される減価償却費相当額が503,415千円異なり、この差額は決算統計の営業費用の35%超であり、本来、独立採算を意識すべき下水道事業の経営状況の把握において大変に大きな影響がある。少なくとも発生主義による期間損益計算の考え方を導入して、事業の経営状況をより明確化することが有用である。</p>	<p>平成17年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。 (注)</p>	<p>平成23年4月1日から地方公営企業法を全部適用されており、当該項目について指摘すべき事項はありません。</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
意見	<p>豊田市では、建設改良費の財源の一部を一般会計繰入金で賄っていることから官庁会計による場合には、一般会計繰入金为建设年度の負担となるほか、地方債の元金償還金が25年間だけの負担とされており、受益と負担がアンバランスとなっている。したがって、経営成績を適切に把握するためには、地方公営企業法を適用して減価償却費を認識することが望まれる。</p>	<p>平成17年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>平成23年4月1日から地方公営企業法が全部適用され減価償却を実施しており、当該項目について指摘すべき事項はありません。</p>
意見	<p><u>平成15年度の消費税計算に誤りが発見された。計算は正確に行い、チェックは計算者以外の第三者が行うこと。</u></p> <p>(※)</p>	<p>誤りの原因は、決算額と消費税計算書の額との突合せを怠ったためであり、平成16年度から計算者以外の複数の者が突合せを行うことにした。</p>	<p>平成16年度から計算者以外の複数の者が突合せを行っていたが、財団法人豊田市污水处理施設管理公社は、平成22年度末(平成23年3月末)で解散しているとの回答でした。</p> <p>下水道事業の消費税計算については、平成16年度から財団法人豊田市污水处理施設管理公社で実施されていた複数の者によるチェックと同様の手続が行われているとの回答でした。</p> <p>また、職員の消費税に関する知識向上のために研修を実施しているとの</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
			<p>ことでした。</p> <p>平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。</p>
その他(補助金制度、環境配慮について)			
意見	<p>汚水ポンプ施設設置補助制度に関しては、平成 15 年度は利用がなかったが、遅滞なく公共下水道への接続が行われるよう、補助制度の利用を推奨することが望まれる。</p>	<p>平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>汚水ポンプ施設設置補助制度に関してはパンフレットへの掲載など周知に努めているものの、利用件数は少なくなっています。</p> <p>平成 20 年度にポンプの更新時の補助金制度について検討しましたが、財政状況の悪化に伴い実現しませんでした。その後も毎年検討はするものの、結論が出ないまま平成 23 年度末に補助金要綱の期限が迫ったため、ひとまず 1 年間延長して、その間に補助金制度について検討することとなりました。</p> <p>今後は、上下水道局を中心に次年度以降この制度を存続させるかどうかについて、平成 24 年度中に検討する予定であるとの回答でした。</p> <p>【意見】 確実な方向性の決定 平成 20 年度から検討を実施しているながらも、未だ結論が出ておらず問題の解決が先延ばしにされているように感じられます。年限を区切るなどして、確実な問題解決を進めることが望まれます。</p>
意見	<p>下水道の整備促進に伴う水質改善等の住民満足度につなげる指標を設定し、その効果を確認することが望まれ</p>	<p>平成 17 年度から実施する行政評価制度の中で、下水道普及率、合併処理浄化槽設置基数等の活動指標を設定するとともに、河川等の水質(改</p>	<p>市域のうち、下水道の認可に対する普及率と下水道ではない区域における合併処理浄化槽の普及率を合わせた「汚水処理人口普及率」を活動指標(目標 100%)としており、平成 17 年 4 月 1 日現在 73%であった</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	る。	善)状況を把握するために環境基準(水質)の達成状況などを参考指標として設定し、事業効果の検証及び事務改善を図り、住民満足度の向上につなげていく。	が、平成24年4月1日現在で82.2%となっています。 また、住民満足度につながるように、浄化槽が河川水質に与える影響の数値(小さすぎて数値に表れないため、平成23年度までで廃止予定)や浄化槽維持管理の実績率(法定検査:目標100%に対し20.3%(前年19.4%)、保守点検:目標値100%に対し50.9%(前年50.5%)、清掃:目標値100%に対し72.2%(前年68.9%))などを下水道年報等で公表しているとの回答でした。 平成23年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。
意見	個別処理区域における合併処理浄化槽の普及率を指標化し、達成度を確認するとともに、水環境の改善の必要性を市民に喚起する方策をとることが望まれる。	新市としての下水道整備計画の策定(検討)に併せ、行政評価制度等の中で、個別処理区域の合併処理浄化槽普及率を指標として設定し、事業の達成度及び効果を確認・検証していく。また、広く市民に対し、広報紙の活用などにより水環境の改善の必要性を周知するとともに、特に、重要な地域には、自治区等を通じて働きかけを行うなど、積極的に喚起を図っていく。	平成17年4月1日現在で、浄化槽のうち、合併処理浄化槽の割合は25.0%(9,314基/37,173基)であった。以降、補助制度の周知を様々な方法で実施した結果、平成24年4月1日現在では、浄化槽のうち、合併処理浄化槽が占める割合は40.6%(17,298基/42,583基)まで向上しているとの回答でした。 (平成13年4月から合併処理浄化槽しか設置できないため、目標値は100%である。) 平成24年4月1日現在の設置基数については、平成23年度豊田市下水道事業年報に記載があることを確認しました。 平成23年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
意見	<p>財団法人豊田市污水処理施設管理公社は豊田市の污水処理施設の管理運営を主たる目的として設立され現在まで運営されている。しかし、事業の対象となる污水処理施設そのものは豊田市の公共下水道の普及率の向上に伴い順次廃止され、年々污水処理業務の規模が縮小していくことが見込まれるが、豊田市では財団法人豊田市污水処理施設管理公社の将来に対する具体的な方向性が、まだ決定されていない。</p> <p>また、平成 18 年度から指定管理者制度が適用されることにより、污水処理施設の管理委託先に民間事業者が参入できることになるため、今後の財団法人豊田市污水処理施設管理公社存続の必要性を含めて、将来の具体的な方</p>	<p>平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。</p> <p>(注)</p>	<p>豊田市では公共下水道の普及に伴い污水処理施設は段階的に減少していること、平成 23 年度から污水処理施設について包括的維持管理業務民間委託を導入することにより、民間事業者での効率的な管理が可能な状況であることから、平成 22 年度末(平成 23 年 3 月末)で財団法人豊田市污水処理施設管理公社は解散しています。</p>

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	針を検討することが望まれる。		
意見	河川水質について、現在実施している環境基準の達成度により詳細な調査を行うことにより、汚染原因を特定し水質浄化対策を講ずることが望ましい。	平成 17 年度の包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況通知書における記載はありませんでした。 (注)	現在環境基準が設定されている項目のうち、基準を超過する可能性のある項目は、大腸菌群数とBOD(生物化学的酸素要求量)です。 大腸菌群数については、平成 20 年度から 22 年度に詳細な原因把握調査を行い、おおむね自然由来であることが分かりました。原因が自然由来である以上、水質浄化対策は難しいと考えています。 BOD については、平成 17 年度の監査(平成 16 年度の状況)では都市河川で環境基準を超過することがありましたが、水質は改善傾向にあり、平成 17 年度以降は、市内全ての地点で環境基準に適合しているとの回答でした。 平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。
意見	公害防止協定の締結は、資本金、排水量、有害物質使用の有無及び大規模開発に伴うものなどの条件を考慮して行われている。しかし、現状では具体的な協定締結基準は定められていない。今後、一定規模を	本市は、昭和 40 年代後半から、市内の大規模工場を中心に公害防止協定を締結し、公害防止対策を推進してきましたが、新たに地球環境問題等の課題が生じてきたため、従来の公害防止協定を見直し、地球環境問題を視野に入れた(仮称)環境保全協定を事業	平成 20 年 10 月から公害防止協定を改定し、温室効果ガス低減などの項目を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」を現在 36 事業者と締結しているとの回答でした。 協定改定に当たり、締結の原則要件は以下のとおり定められています。 【要件1】製造業を始め、運輸及びサービス業を対象 【要件2】ISO14000 を取得又は取得予定

区分	過去の指摘事項等	措置状況	措置状況の評価及び 文書等の閲覧結果
	超える事業場については公害防止協定の締結を推進すべく、協定締結事業場のガイドラインを設けることが効果的である。	者と締結する準備を進めています。新協定では、排出ガス量、排出水量及び資本金等が一定規模以上の事業者を締結対象事業者と定め、その対象者のうち、協定に賛同し環境保全活動に積極的な事業者と協定締結する予定です。また、一定規模以下の事業者であっても、協定の趣旨に賛同していただければ、同様に協定を締結する予定で考えています。	【要件3】資本金 5000 万円超、従業員数 100 人超 上記を満たした企業のうち、化学物質の使用量や排水量など環境負荷の大きい製造業に対して、積極的に協定締結を推進しています。なお、合意できなかった 12 社については、事業者の意向等の変化に応じ適宜協議の再開を検討しています。 平成 23 年度の状況の検討の結果、指摘すべき事項はありません。

(注)1 平成 17 年度までは、包括外部監査の指摘・意見に対して措置を行った場合に通知するものとされていたため、措置が行われていない項目については、「包括外部監査の結果に係る改善措置等の状況報告書」への記載はありませんでした。

平成 18 年度からは、指摘及び意見について措置及び対応を通知することと変更されています。

2 (※)は平成 22 年度末(平成 23 年 3 月末)で廃止された財団法人豊田市污水处理施設管理公社に係る指摘です。

【財団法人豊田市污水处理施設管理公社】

設立目的は、「豊田市污水处理施設の管理運営」でした。しかし、公共下水道の普及に伴い污水处理施設は段階的に減少し、また、平成 23 年度から包括的民間委託制度を導入することにより、民間事業者での効率的な管理が可能な状況であり、団体の役割が薄くなっていました。そのため、平成 22 年度末(平成 23 年 3 月末)で財団法人豊田市污水处理施設管理公社は解散しています。

【意見】 業務手順の規程等による明確化

平成 16 年度の包括外部監査における台帳整備関係の指摘のうち、(＃)を付した 3 件に関して、日々の業務で実施されている手順が規程やマニュアル等で明確にされていませんでした。台帳整備に関する業務手順について、規程やマニュアル等により明確にすることが望まれます。

第3 下水道事業の経営における課題

1 新地方公営企業会計導入への対応

(1) 新地方公営企業会計制度の概要

地方公営企業会計制度については、平成24年1月27日付けで地方公営企業法、同施行令、同施行規則が公布されたことにより、昭和41年以来、約46年ぶりに大幅に改正されました。

この間、地方独立行政法人の制度が創設されたり、民間企業の会計基準には、減損会計や退職給付会計、リース会計などが導入されたりするなど状況は大きく変容しています。その結果、経営意思決定により有用な財務情報を入手することが可能となり、経年比較や他団体比較が可能となっています。

地方公営企業においても、決算書の比較可能性を担保することや、財務情報が経営意思決定の有効な判断材料となることが期待され、民間企業や独立行政法人の会計基準に近づけることとなりました。

今回の改正での主な改正点は、以下のとおりです。

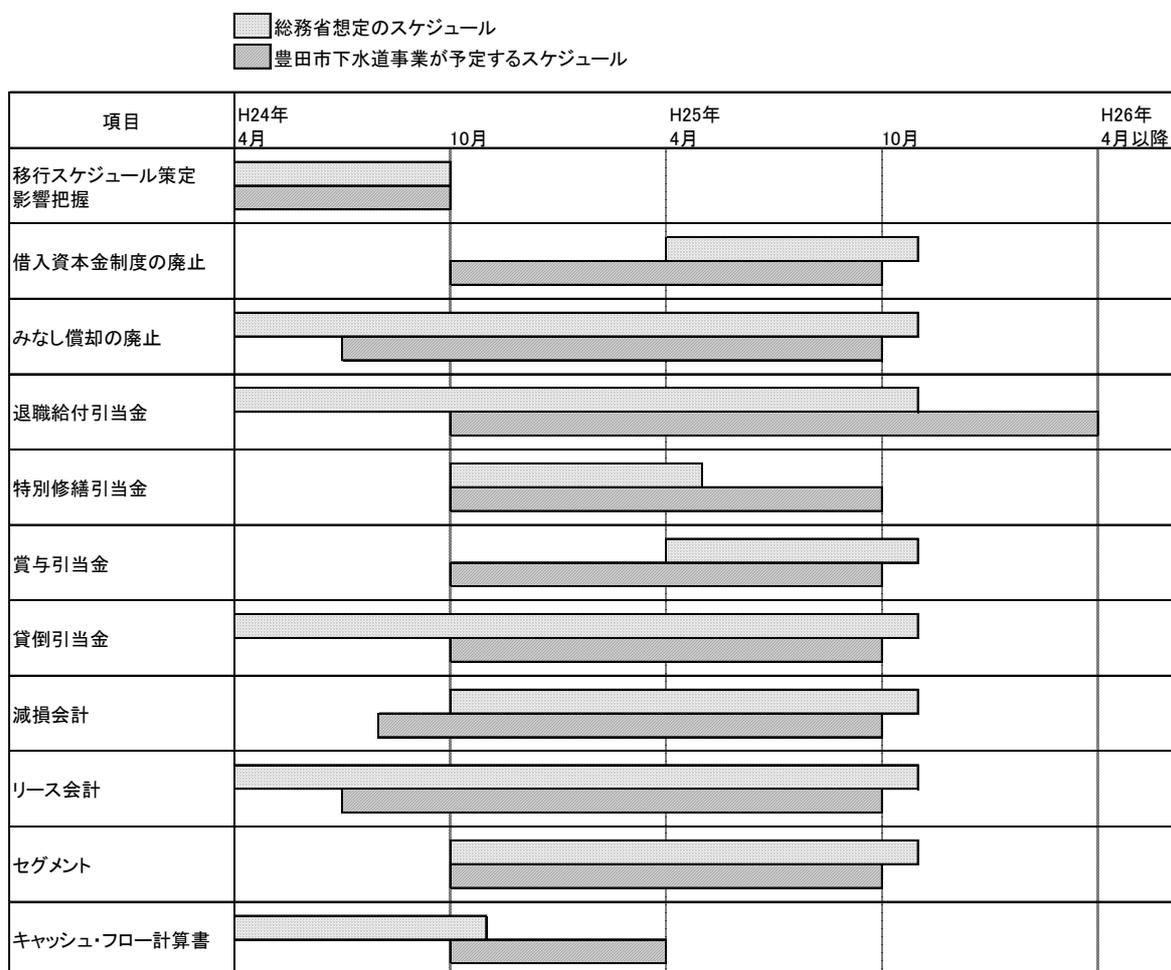
- ア 借入資本金制度の廃止
- イ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（みなし償却の廃止）
- ウ 各種引当金の計上
（退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金等）
- エ 繰延資産の廃止（下水道事業の場合）
- オ たな卸資産の評価に関して低価法の適用
- カ 減損会計の導入
- キ リース会計の導入
- ク セグメント情報の開示
- ケ キャッシュ・フロー計算書の作成

これらの改正点は、地方公営企業の特質、例えば、公共性を重視しているため損失が発生する場合でも一般会計等からの負担金により補填されることなどが考慮されつつも、民間企業や地方独立行政法人にできる限り近づける形で制定されています。

(2) 制度改正の対応スケジュールについて

改正後の地方公営企業会計制度(以下「新会計制度」という。)は平成26年度予算及び決算から適用されるため、多くの改正項目は平成26年度予算を策定する段階までに対応する必要があります。総務省自治財政局公営企業課は、平成24年9月11日付けで「地方公営企業会計基準見直し作業の進捗状況把握調査結果及び今後の対応について(通知)」を各都道府県市区町村担当課等を通じて、全国の公営企業に対して調査結果を通知しています。表1-1は総務省が想定する対応スケジュールと、豊田市下水道事業が予定している対応スケジュールです。

表1-1 会計制度導入に当たっての対応スケジュール



(注)1 総務省想定スケジュールは「地方公営企業会計基準見直し作業の進捗状況調査結果及び今後の対応について(通知)」の【資料2】調査結果(グラフ)を基に、主要な項目区分ごとに作成しました。

- 2 豊田市下水道事業が予定するスケジュールは、同調査における回答に基づいて主要な項目ごとに作成しました。
- 3 総務省の調査対象には、繰延資産の廃止や、たな卸資産、有価証券等の資産評価の項目も含まれますが、豊田市下水道事業への影響が小さいと考えられるものは、記載を省略しました。また、職員研修やシステム改修など導入までの間に継続して対応が必要なものについては、記載を省略しました。

退職給付引当金は、総務省の想定スケジュールでは、算定方法の決定から一般会計と公営企業会計との退職手当負担割合の調整までを踏まえたスケジュールとなっていますが、豊田市下水道事業では、全額一般会計負担とすることで財政課と協議中であるため、協議が終了するまでのスケジュールとしています。

表 1-1 のとおり、豊田市下水道事業の対応スケジュールは、退職給付引当金とキャッシュ・フロー計算書を除き、おおむね総務省の想定スケジュールと同様となっています。また、愛知県総務部市町村課からの「地方公営企業会計基準の見直し作業の進捗状況把握調査結果及び作業スケジュールの見直しについて（照会）」の中で、県内の公営企業で総務省の想定スケジュールより相当程度遅いスケジュールを設定している団体に対してスケジュールの見直しに関して別途通知されていますが、豊田市下水道事業には当該通知はありませんでした。

今後は、スケジュールどおりに対応を進めていくことが必要となります。

(3) 豊田市下水道事業に関連する主要論点と影響の把握

地方公営企業会計制度の改正のうち、豊田市下水道事業に大きな影響を与えると考えられるのは、以下の項目です。

- ア 借入資本金制度の廃止
- イ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の改正
- ウ 退職給付引当金の計上
- エ 減損会計の導入
- オ リース会計の導入
- カ セグメント情報の開示
- キ キャッシュ・フロー計算書の作成

繰延資産の廃止及びたな卸資産の低価法の適用については、改正前の地方

公営企業会計制度（以下「旧会計制度」という。）に基づく決算書においても繰延資産及びたな卸資産の計上がなく、改正による影響がないため、主要論点から除外しています。

制度改正による概括的な影響を把握するため、平成 23 年度決算に基づく各項目ごとの影響額を試算してみました。監査の過程で豊田市下水道事業による試算が行われていなかったものについては、監査人が仮定を置いた上で試算をした数値によっています。

ア 借入資本金制度の廃止

（ア）制度改正の概要

借入資本金とは、建設又は改良等の目的のために発行した企業債、又は、他会計から借り入れた長期借入金（以下「建設改良のための企業債等」という。）のことをいいます。

借入資本金については、旧会計制度の下では、資本金の一部を構成するものとして、資本の部に計上していました。これは、地方公営企業は民間企業と異なり、株式発行による資金調達を行わないことから、永久に維持することが想定される建設改良による資産の取得のために発行した企業債等については、民間企業における株式発行に相当する機能を持っているものと解されていたためです。

しかしながら、借入資本金についても他の企業債や他会計借入金と同様に、返済義務を負う債務であることには変わりないため、新会計制度の下では、建設改良のための企業債等を負債の部に計上するものとなりました。

豊田市下水道事業においても、建設改良を目的とした企業債を発行しているため、借入資本金に計上していた額を負債の部に計上する必要があります。

（イ）豊田市下水道事業における影響の把握

総務省が提供する「地方公営企業会計基準見直しに係る財務諸表の試算のファイル」（豊田市下水道事業で数値入力済みのもの。以下「影響度試算ファイル」という。）に基づき、組替仕訳を以下のとおり把握しました。また、平成 23 年度の下水道事業の会計決算書及び決算統計を閲覧し、豊田市が把握した金額と一致していることを確認しました。

<組替仕訳>

(単位:千円)

借入資本金	49,042,671	／	企業債(流動負債)	2,393,281
		／	企業債(固定負債)	46,649,390

イ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の改正

(ア) 制度改正の概要

国庫補助金、一般会計負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）を充当することにより取得した固定資産については、旧会計制度の下では、当該固定資産の取得に要した価額から取得のために充当された補助金等の額を控除した額を帳簿価額とみなして、減価償却額を計算（以下「みなし償却」という。）できるものとされていました。これは、独立採算を企図した地方公営企業会計において、経費の計算に固定資産の減価償却費のうち補助金等相当分が含まれることは、料金収入の決定が適切に行われないとの方え方によるものでした。みなし償却制度の適用は各地方公営企業会計の任意であり、豊田市下水道事業は、当該制度を採用して減価償却計算を実施しています。

しかし、みなし償却は任意適用であるため他団体との比較が困難であることや、補助金等相当額が減価償却されないことで財務諸表上の固定資産残高が資産価値を正しく反映しないなどの弊害があったことから、新会計制度の下では、みなし償却が廃止されることとなりました。

従来、固定資産の取得に充当された補助金等の額は、資本剰余金に計上されていましたが、新会計制度の下では、固定資産のうち償却資産の取得に充当された補助金等については、長期前受金（繰延収益）として負債の部に計上されるとともに、減価償却計算に合わせて収益化していきます。非償却資産の取得に充当された補助金等については、従来どおり、資本剰余金に計上されることとなります。また、固定資産の減価償却費は補助金等充当部分を控除することなく、取得価額全額を基礎として償却計算が行われます。

(イ) 豊田市下水道事業における影響の把握

補助金等による固定資産の取得を行っているため、平成23年度末における償却資産取得に対する補助金等の額について、影響度試算ファイル及び固定資産台帳の閲覧及び上下水道局経営管理課へのヒアリングを行い、

下記の組替仕訳を把握しました。

＜資本剰余金から長期前受金への組替仕訳＞

(単位:千円)

資本剰余金	55,708,213	／	長期前受金	55,708,213
-------	------------	---	-------	------------

また、固定資産台帳における、みなし償却をした場合の減価償却累計額と、みなし償却を行わなかったと仮定した場合の減価償却額の差額、すなわち、補助金等相当分の減価償却費を把握し、取得時から新会計制度を適用していたと仮定した場合における平成23年度までの補助金等の収益化額及び対応する減価償却累計額の増加額について、影響度試算ファイル及び固定資産台帳の閲覧により、下記のとおり把握しました。

＜過年度分収益化と対応する減価償却累計額増加の仕訳＞

(単位:千円)

長期前受金収益化累計額	1,686,169	／	利益剰余金	1,686,169
利益剰余金	1,686,169	／	減価償却累計額	1,686,169

さらに、平成23年度中に除却した資産について、影響度試算ファイル、決算書及び固定資産の除却についての決定書を閲覧し、除却に関する長期前受金収益化の仕訳を以下のとおり把握しました。上段が長期前受金を収益化する仕訳、下段が除却に関連する長期前受金と収益化累計額について取崩しを行う仕訳となります。

＜平成23年度の固定資産除却に対応する長期前受金の収益化に関する仕訳＞

(単位:千円)

長期前受金収益化累計額	21,738	／	利益剰余金	21,738
長期前受金	21,738	／	長期前受金収益化累計額	21,738

上記の仕訳について、長期前受金の収益化及び減価償却費は損益計算書の「長期前受金戻入」(営業外収益)と「減価償却費」(営業費用)となりますが、当年度純利益を経て利益剰余金に含まれるため、損益勘定については「利益剰余金」勘定で記載しています。

(ウ) 制度改正に当たって対応すべき事項

みなし償却の廃止に当たっては、過去の補助金等の額と、その補助金によって取得された固定資産を紐付けることが必要となります。

また、建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還に対する他会計からの繰入金については、減価償却額と繰入金の額との差額が重要でない場合を除き、補助金等と同様の取扱いをするものとされており、繰入金が長期前受金に計上されるか否かの判断が必要になります。下水道事業においては、総務省による繰出基準の範囲内で繰出しを行うもののうち「分流式下水道等に要する経費」等に対する繰出しは、資本費（減価償却費＋企業債利息）を基礎として算定され、収益的収入として営業外収益に計上されることとなりますが、減価償却費の額を企業債の元金償還額が上回る場合に、上回った部分に対して行う繰出しで、資本的収入として資本金に計上するもの以外は、新会計制度上は長期前受金に計上されることとなります。

なお、減価償却費と繰入金の額との差額が重要でない場合は、繰入金の額を一時の収益として計上することが可能となりますが、下水道事業においては、主要な資産は管渠であり、耐用年数が50年であるのに対し、企業債の償還期間は30年であるため、一般的には減価償却費と繰入金との差額は重要であると判断されます。豊田市下水道事業では、平成23年度では年間の減価償却費（2,822,889千円）が企業債の元金償還額（2,333,674千円）を上回っており、今後も減価償却費の額が償還元金を上回る計画のため、直ちに対応すべき事項はありませんが、減価償却費の額を上回る元金償還額が発生した場合に対応可能な体制を構築することが必要です。

ウ 退職給付引当金の計上

（ア）制度改正の概要

旧会計制度においては、退職給与引当金の任意での計上が認められていました。一方で、新会計制度においては、退職給付引当金の計上が必須となります。

退職給付引当金とは、企業職員に支給する退職手当に係る事業年度末における要繰入額をいい、算定方法は、以下のとおりです。

a 原則法

企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法

b 簡便法

当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法

なお、退職給付引当金の計上額は、地方公営企業において負担するもののみを計上することとされており、一般会計等で負担する分については、引当金を計上することはありません。

(イ) 豊田市下水道事業における影響の把握

退職手当を下水道事業で負担すると仮定した場合の影響額を以下のとおり把握しました。算出に当たっては、平成 23 年度末に全職員が自己都合退職をしたと仮定し、豊田市職員退職手当条例第 3 条（自己の都合による退職等の場合の退職手当）で定める支給係数に基づいて、簡便法による退職給付引当金の額を算定しました。なお、本調査においては、新会計制度が与える影響を概括的に把握することを主眼に置いているため、精緻な退職給付引当金の計算は行わず、平成 23 年度末における下水道事業に従事する職員の平均勤務期間とそれに対応する自己都合退職の支給係数及び平均給与から職員 1 人当たりの簡便法による退職給付引当金を算出し、算出された額に平成 23 年度末の下水道事業従事職員数を乗じて算出しています。

- a 平成 23 年度末の下水道事業従事職員数：56 人
- b 平均勤務期間：21 年
- c 平均勤務期間に対応する退職手当支給係数：25.50
- d 平均給与：329,792 円

「退職給付引当金の額 = (d × c) × a」で算出されるため、下水道事業における平成 23 年度末の退職給付引当金の額は 470,942 千円となり、組替仕訳は以下のとおりです。

<組替仕訳>

(単位:千円)

利益剰余金	470,942	/	退職給付引当金	470,942
-------	---------	---	---------	---------

(ウ) 制度改正に当たって対応すべき事項

豊田市下水道事業においては、実務慣行として、退職者は一般会計に異動した後に退職したものとみなして、一般会計の負担で退職手当の支払を行っています。しかし、新会計制度の下では、一般会計の負担として企業会計で退職給付引当金を計上しない場合は、地方公営企業会計で負担しないことが明確である必要があるため、条例、規則等でその旨を定めるか、一般会計と公営企業会計の間で退職手当の負担関係についての協定書を締結する必要があります。

現在は、上下水道局と人事課との間で、平成 26 年度以降も一般会計の負担で退職手当を支払うことが口頭合意されており、財政課と協定書締結に向けて調整中となっています。平成 26 年度期首までに協定書が締結されれば、退職給付引当金の計上は不要となります。

エ 減損会計の導入

(ア) 制度改正の概要

減損会計とは、固定資産の収益性が低下することにより投資額の回収が見込めなくなる場合や、将来の経済的便益が著しく減少した状態にある場合に、固定資産の帳簿価額を回収可能な価額まで減額する会計処理のことをいいます。地方公営企業では、原則として独立採算による事業運営が想定されているため、効率的な経営のための判断指針の一つとすべく、減損会計が取り入れられることとなりました。

減損会計の適用は 3 段階に分かれており、減損の兆候があるかないかの判定、減損損失を認識するか否かの判定、減損損失の金額の測定の間で行われます。

減損損失の兆候判定は、固定資産を、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位にグルーピングし、以下の事項に該当するか否かで判断します。

- a 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動の営業損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス又はマイナスの見込みとなる場合
- b 使用範囲又は使用方法について回収可能価額を著しく低下させるような変化がある場合
- c 経営環境が著しく悪化した場合又は悪化する見込みの場合
- d 市場価格が著しく下落（帳簿価格から少なくとも 50%以上下落）した場合

なお、経常費用に対する一般会計からの繰入金や長期前受金戻入は営業外収益に計上されますが、「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成24年5月 総務省自治財政局公営企業課）に基づけば、営業損益の計算上これを加味すると解されます。また、第8回地方公営企業会計制度等研究会（平成22年3月19日）の資料4「下水道事業の新公営企業会計基準移行に関する実務的な対応(案)」に添付されている資料17においては、減損損失の兆候判定に使用される収益の範囲として、営業収益のほか、決算統計に計上されている営業外収益のうち国庫補助金、都道府県補助金及び他会計補助金を集計するものとしています。下水道事業では、通常、一般会計からの繰入金があるため、使用料を超える営業費用が発生している場合でも、継続して営業損失とならない場合もあります。そのため、減損の兆候として発生する可能性が高いのは、使用範囲又は使用方法の変化（主に遊休資産の発生）があった場合や、土地のように市場価格が把握できるものについて、価格が著しく下落した場合などが想定されます。

減損の兆候があると判断された資産グループについては、減損損失の認識を行うか否かの判定を行います。判定は、将来その資産グループから得られるキャッシュ・フローと帳簿価額を比較して行います。すなわち、将来得られるキャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていれば、投下資本を回収することができるため、減損損失の認識が不要となります。

減損損失が必要と判定された場合は、使用価値（将来その資産グループを使用することで得られるキャッシュ・フロー総額を貨幣の時間価値を考慮した割引率（利率）で割り引いた額）と正味売却価額（売却可能価額から売却時に発生すると見込まれる費用を控除した額）のうち、どちらか大きい額まで帳簿価額を減額します。

（イ）豊田市下水道事業における影響の把握

減損会計を適用するに当たっては、資産のグルーピングをする必要がありますが、下水道事業においては、決算統計の区分ごとにグルーピングすることが一案と考えられるため、影響の算定に当たっては、決算統計の区分としました。平成23年度決算に基づく各資産グループの営業損益は表1-2のとおりであり、平成23年度で各資産グループとも営業利益となっているため、継続した営業損失か否かの判断基準においては兆候はないと判断できます。

表 1-2 平成 23 年度決算に基づく減損の兆候判定

(単位:千円)

	公共 下水道	特定環境 保全公共 下水道	農業集落 排水施設	地域 下水道
収益 (A)	5,788,137	216,929	531,043	58,279
使用料(注 2)	3,175,362	57,441	152,820	9,291
雨水処理負担金	490,257	—	—	—
その他営業収益	—	—	—	—
国庫補助金(営業外収益)	9,840	30	—	—
都道府県補助金(営業外収益)	—	—	—	—
他会計補助金(営業外収益)	2,112,678	159,458	378,223	48,988
営業費用 (B)	4,228,300	172,564	475,954	58,018
営業損益 (A)－(B)	1,559,837	44,365	55,089	261

(注) 1 収益及び営業費用の額は第 8 回地方公営企業会計制度等研究会(平成 22 年 3 月 19 日)の資料 4「下事業の新公営企業会計基準移行に関する実務的な対応(案)」に添付されている資料 17 に基づいて豊田市の数値を集計しました。

2 地域下水道事業では、決算統計上、主営業収益とされています。

また、遊休資産については、原則として一般会計の資産としているため、使用範囲や使用方法の変更による減損の兆候もないと判断できます。

(ウ) 制度改正に当たって対応すべき事項

減損会計の導入に当たっては、資産のグルーピングをどのように行うかを定める必要があります。グルーピングの決定には、兆候判定や認識判定、測定に必要な財務データが入手できるか否かはもちろんのこと、キャッシュ・フローを獲得する最小の区分となるようにグルーピングを行う必要があります。

また、下水道事業においては、上述のとおり減損の兆候があるケースは少ないと考えられますが、減損の兆候ありとなる資産グループがあり、認識判定、測定のステップに進む場合には、使用価値の算定が複雑になりますので、検討資料の整備を前もってすることが望まれます。

オ リース会計の導入

(ア) 制度改正の概要

地方公営企業会計制度の改正により、リース取引に関する会計処理方法として、リース会計が新たに導入されることとなりました。リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、借手に対して一定期間にわたりその物件を使用収益する権利を与え、借手は貸手に対して使用料を払う取引をいいます。

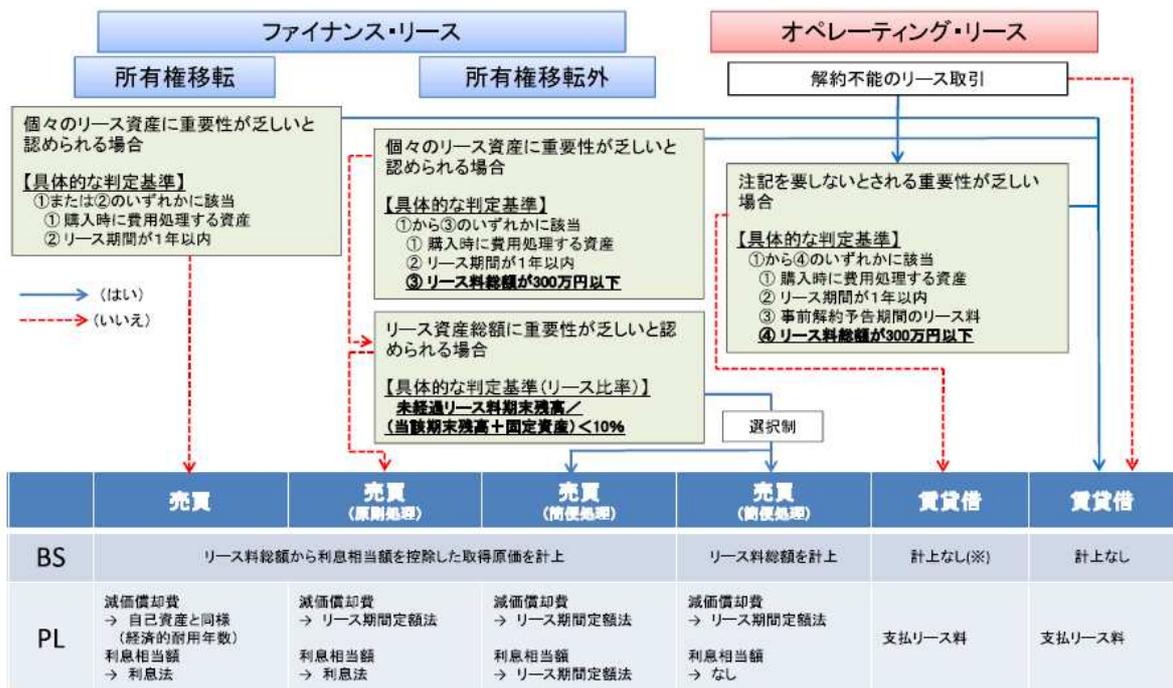
リース契約に基づく物件（以下「リース資産」という。）を賃借して使用している場合には、旧会計制度の下では、使用料の発生時に費用処理をしていました。これは、契約の法的形式が賃貸借契約であることに基づいています。しかしながら、契約期間にわたり借手がリース資産を使用収益し、リース資産の取得価額等のほぼ全額について使用料を通して負担する場合は、実質的には割賦購入をしているのと同様であるため、新会計制度の下では、リース資産について貸借対照表に資産計上するとともに、未払のリース料総額を負債として計上することとなりました。

なお、リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分され、ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と、所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類されます。ファイナンス・リース取引とは、以下の要件をともに満たすものをいいます。

- a リース期間の途中で解約できない又はこれに準ずる取引
- b 借主がリース資産からもたらされる便益を実質的に享受し、かつ、リース資産の使用に伴って発生するコストを実質的に負担する取引

オペレーティング・リース取引は、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいいます。リース取引の分類方法及び会計処理方法は、図 1-1 に示すとおりです。

図 1-1 リース会計の分類と会計処理方法



※ 未経過リース料について、1年以内のリース期間に係るものと、これ以外のリース期間に係るものとに区分して注記

(資料源泉:総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」)

(イ) 豊田市下水道事業における影響の把握

豊田市下水道事業においては、現在、リース資産を管理する管理簿を整備中であり、詳細な影響額については、今後、整備を進めていく上で判明してきますが、主なリース契約は財務会計システム、地図情報システム、排水ファイリングシステムに関するもの程度であるため、影響は軽微であると考えられます。

(ウ) 制度改正に当たって対応すべき事項

新会計制度では、ファイナンス・リース取引と判断された取引についてリース資産を計上する場合に限らず、オペレーティング・リース取引として判断され賃貸借処理する場合であっても、残リース料を注記することが求められています。そのため、耐用年数や残リース料の把握等を行うためにリース台帳を整備することが必要となります。

豊田市下水道事業においては、上述のとおりリース資産を管理する台帳の整備を進めていますが、リース契約は所管部署ごとに契約管理をしていることが多いことから、全てのリース契約が網羅的にリース管理台帳を管理する部署へ報告される体制整備も必要となります。

カ セグメント情報の開示

(ア) 制度改正の概要

セグメント情報とは、地方公営企業の財務情報について、一定の区分に分割した情報をいいます。

旧会計制度の下ではセグメント情報の開示は求められていません。しかしながら、セグメント情報を開示することにより、財務情報をあらゆる側面から分析することが可能となるため、新会計制度においては、その開示が求められることとなりました。すなわち、地方公営企業における財務情報全体としては、健全な財政状態にある場合でも、セグメント別に財務情報を分析すると、債務超過となっているセグメントや、大幅赤字又は一般会計から多額の繰入れがあるセグメントがある場合もあるため、セグメント情報を開示することによって、より効果的で効率的な公営企業の運営の判断指針となることが期待されています。

(イ) 制度改正に当たって対応すべき事項

各セグメントの区分については、地方公営企業法施行規則第 40 条第 2 項において、各公営企業において企業管理規程で定めなければならないとされています。

豊田市下水道事業においては、公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業集落排水施設、地域下水道などがあるため、決算統計の区分に合わせてセグメント情報を開示することが考えられます。また、セグメント情報が経営の意思決定に資するものであることを考えれば、料金体系の決定の判断材料とすることも想定されるため、公共下水道においては一般会計からの負担金で事業を行う雨水と、利用者の使用料で事業を行う汚水とに区分することも考えられます。

いずれの場合であっても、企業管理規程において定めることと、セグメントごとの財務情報が適切に集計されるようにシステム整備や体制整備を行うことが必要となります。

キ キャッシュ・フロー計算書の作成

(ア) 制度改正の概要

キャッシュ・フロー計算書とは、地方公営企業の資金収支の状況を示す書類をいいます。

旧会計制度の下では、地方公営企業の損益の状況は、発生主義に基づく損益計算書が作成されていましたが、資金の動きに着目した書類は、改正前の地方公営企業法施行令第17条の2第1項第2号に規定されていた資金計画以外には作成されていませんでした。しかしながら、損益計算書は取引が発生した時点で記録するため、適切な期間損益計算ができる一方で、資金収支を把握することが困難でした。そのため民間企業では、損益計算書では黒字であっても、キャッシュ・フロー計算書ではマイナスの推移となっている場合もあり、この場合は、黒字倒産する可能性があります。

地方公営企業においても、旧会計制度の下では明らかにされていなかった資金繰りについて、キャッシュ・フロー計算書を通じて明らかにすることで、健全な経営を行っていくことが期待されています。

なお、キャッシュ・フロー計算書は、直接法と間接法の2種類の作成方法があります。

a 直接法

実際の資金の動きを把握し、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を把握して作成する方法

b 間接法

損益計算書の当期純損益から、減価償却費などの資金収支を伴わない損益を調整して作成する方法

キャッシュ・フロー計算書は事業活動によるキャッシュ・フロー（地方公営企業の主たる事業から発生した収支）、投資活動によるキャッシュ・フロー（建設改良費など、設備投資等から発生した収支）、財務活動によるキャッシュ・フロー（企業債の発行や償還等による収支）の3区分に分けて表示されますが、そのうち、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローは直接法により表示され、事業活動によるキャッシュ・フローが直接法と間接法の選択適用となります。

(イ) 制度改正に当たって対応すべき事項

キャッシュ・フロー計算書の作成については、豊田市下水道事業に限ら

ず、直接法で行うか間接法で行うかの決定がされていないケースが多い状況にありますが、「(2) 制度改正の対応スケジュールについて」の表 1-1 のとおり、総務省の想定スケジュールに比べて、予定しているスケジュールが遅れています。新会計制度の下では、旧会計制度における資金計画に代えて予定キャッシュ・フロー計算書の作成が求められることから、作成方法について早い段階で意思決定する必要があります。

また、作成に当たっては財務会計システムの改修で対応可能となる予定であるとのことですが、民間企業では表計算ソフトを利用して精算表を作成している場合が多く、システム改修で直接法、間接法のどちらでも作成可能となるかどうかの確認及び導入前の決算に基づく試算をすることが必要です。

(4) 新会計制度による財務諸表を利用した財務分析

ア 貸借対照表を利用した財務分析

(ア) 制度改正が貸借対照表に与える影響額の集計

(3) において改正の影響額を仕訳の形式で把握しましたが、それを反映した貸借対照表は、表 1-3 のとおりです。

なお、借入資本金の組替え、みなし償却制度廃止による長期前受金の計上、退職給付引当金の計上に関しては影響度の大きい項目として、(2) においてその概要を把握しましたが、影響が軽微なものとして、賞与引当金の計上、貸倒引当金の計上があります。賞与引当金と貸倒引当金についても影響度試算ファイルにより金額を把握しています。

また、退職給付引当金については、現在、一般会計の負担とすべく財政課や人事課と調整中ですが、影響額の検討に当たっては保守的に計算することとし、影響額に含めています。

表 1-3 制度改正が平成 23 年度決算に与える影響

(単位:千円)

	旧会計制度	借入資本金の 組替	みなし償却	退職給付引当 金の計上	その他引当金 の計上	新会計制度
固定資産	157,168,860	—	△ 1,686,169	—	—	155,482,691
有形固定資産	150,223,923	—	△ 1,686,169	—	—	148,537,754
土地	1,997,862	—	—	—	—	1,997,862
償却資産	147,471,387	—	△ 1,686,169	—	—	145,785,218
取得価額	150,060,129	—	—	—	—	150,060,129
減価償却累計額	△ 2,588,742	—	△ 1,686,169	—	—	△ 4,274,911
建設仮勘定	754,674	—	—	—	—	754,674
無形固定資産	6,944,937	—	—	—	—	6,944,937
流動資産	2,359,205	—	—	—	△ 4,683	2,354,522
流動資産	2,359,205	—	—	—	—	2,359,205
貸倒引当金	—	—	—	—	△ 4,683	△ 4,683
資産合計	159,528,066	—	△ 1,686,169	—	△ 4,683	157,837,214
固定負債	—	46,649,390	—	470,942	—	47,120,332
企業債	—	46,649,390	—	—	—	46,649,390
建設改良等の財源に充 てるための企業債	—	46,649,390	—	—	—	46,649,390
退職給付引当金	—	—	—	470,942	—	470,942
流動負債	669,245	2,393,281	—	—	14,448	3,076,974
企業債	—	2,393,281	—	—	—	2,393,281
建設改良等の財源に充 てるための企業債	—	2,393,281	—	—	—	2,393,281
賞与引当金	—	—	—	—	14,448	14,448
その他流動負債	669,245	—	—	—	—	669,245
繰延収益	—	—	54,000,306	—	—	54,000,306
長期前受金	—	—	54,000,306	—	—	54,000,306
長期前受金	—	—	55,686,475	—	—	55,686,475
長期前受金収益化累計 額	—	—	△ 1,686,169	—	—	△ 1,686,169
負債合計	669,245	49,042,671	54,000,306	470,942	14,448	104,197,612
資本金	102,233,008	△ 49,042,671	—	—	—	53,190,337
自己資本金	53,190,337	—	—	—	—	53,190,337
借入資本金	49,042,671	△ 49,042,671	—	—	—	—
剰余金	56,625,812	—	△ 55,686,475	△ 470,942	△ 19,131	449,264
資本剰余金	56,332,396	—	△ 55,708,213	—	—	624,183
利益剰余金	293,415	—	21,738	△ 470,942	△ 19,131	△ 174,920
資本合計	158,858,820	△ 49,042,671	△ 55,686,475	△ 470,942	△ 19,131	53,639,601
負債資本合計	159,528,066	—	△ 1,686,169	—	△ 4,683	157,837,214

新会計制度の下では、借入資本金の負債計上や、みなし償却の廃止等により、負債の額が 103,528,367 千円増加（15469%増加）し、資本の額が 105,219,219 千円減少（66%減少）しています。

制度改正による負債の増加は、財政健全化法における資金不足比率の悪化が想定されます。資金不足比率は「資金不足額÷事業規模」で算定され、資金不足額は「(流動負債+特定の地方債残高-流動資産) - 解消可能な資金不足額」で算定されるためです。この点について、借入資本金制度廃止により、建設改良のための企業債等のうち翌年度償還分が流動負債に計上されることとなりますが、算入対象からの除外措置がとられています。

ただし、賞与引当金の計上等は3年間の算入猶予措置があるものの、資金不足比率の計算に含まれることとなるため、引当金残高も考慮した、より効率的な事業運営が必要となります。

(イ) 制度改正に基づく貸借対照表を利用した財務分析

貸借対照表を利用した財務分析では、下水道事業においては、経営指標として「利子負担率」、「自己資本構成比率」及び「固定資産対長期資本比率」を用いることが一般的です。その算定方法と、旧会計制度及び新会計制度に基づいた数値は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 貸借対照表に基づいた財務分析指標(下水道事業における一般的な経営指標)

指標	算式	旧会計制度	新会計制度
利子負担率(%)	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{他会計借入金} + \text{一時借入金}} \times 100$	2.8%	2.8%
自己資本構成比率(%)	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	68.8%	34.0%
固定資産対長期資本比率(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{繰延収益} + \text{資本金} + \text{剰余金}} \times 100$	98.9%	100.5%

(注)1 旧会計制度の数値は、豊田市上下水道局ホームページで公表されている数値です。

2 利子負担率は、旧会計制度と新会計制度では、使用する財務数値に変動がないため、同じ結果となっています。

自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を示すため、この

割合が高い方が将来償還等を必要としない自己資本で財源調達がされているといえ、長期的安全性が高いと判断できます。新会計制度に移行することで、償却資産の取得に充てた補助金等が資本剰余金から繰延収益（負債）に振り替えられたこと、引当金の計上により利益剰余金が減少したこと等によって、自己資本構成比率が旧会計制度に比べて悪化しています。

固定資産対長期資本比率は、長期的に資金が拘束される固定資産が、どの程度自己資本や長期借入等によって資金調達されているかを表す指標です。民間企業では固定長期適合率といい、100%を下回れば、固定資産取得を自己資金や長期借入等で賄っているといえ、長期的安全性の観点から望ましいとされています。

また、貸借対照表を利用した分析では、民間企業でよく用いられる指標として流動比率があり、その算定方法と旧会計制度及び新会計制度に基づいた数値は表 1-5 のとおりです。

表 1-5 貸借対照表に基づいた財務分析指標（民間企業でよく用いられる指標）

指標	算式	旧会計制度	新会計制度
流動比率(%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	352.5%	76.5%

流動比率は、短期的な安全性を示す指標で、流動資産だけで流動負債を賄えるかどうか、すなわち1年以内に支払義務の発生する債務について、手元資金や1年以内に流入する資金で支払うことができるかを示した指標です。100%を超えていれば、流動資産だけで流動負債を賄えることを示し、民間企業では少なくとも150%を超えることが望ましいとされています。新会計制度では建設改良のための企業債等の1年内償還額を流動負債に計上することにより、豊田市下水道事業においては指標が100%を下回ることとなります。なお、下水道事業では、流動負債の大部分は翌年度に償還予定の企業債であり、これらは建設財源として発行されたものです。したがって、安全性の検討に当たっては、貸借対照表の資産・負債のみでなく、業務活動により得られるキャッシュ・フローも踏まえた分析をすることが適切であると考えます。下水道事業では、業務活動によるキャッシュ・フローとして、資金の流出を伴わない減価償却費の計上があり、内部留保された減価償却費相当分の資金を企業債償還等に充てることが可能です。後述のキャッシュ・フロー計算書（表 1-6）で示したとおり、豊田

市下水道事業では減価償却費により内部留保される額（2,822,889千円）が企業債の償還額（2,333,674千円）を上回る状況ですので、直ちに短期的な安全性が脅かされる状況にはありません。

新会計制度では、負債が増加する改正が多いため、各種指標が悪化しています。制度改正による指標の悪化は事業環境が悪化したことによるものではないため、直ちに事業の見直しが必要となるものではありませんが、民間企業の会計基準に近づけた基準に基づいて作成された決算書は、より地方公営企業の実態を表すものと考えられますので、そこから算出される指標を経営判断に利用することが有用です。

イ 損益計算書を利用した財務分析

新会計制度の適用による影響額は、主に貸借対照表に与える影響が大きいことや、影響額の試算時点や適用初年度においては、過年度発生分の影響があるため、損益計算書への影響は実際に新会計制度を導入後に明らかになると考えられるため、個別の数値検討は省略しています。一般的には、引当金の計上や、みなし償却の廃止による減価償却費の増加に伴い、営業費用が増加するため、利益が減少（又は損失が増加）することとなります。

引当金の計上による繰入額増加は、将来発生する見込みの損失を現在の決算書に反映させるものであることや、みなし償却廃止による減価償却費の増加は、対応する長期前受金戻入が営業外収益に計上されることなどを鑑みれば、制度改正により損益が悪化した場合であっても直ちに事業の見直しが必要となるものは少ないと考えられます。しかしながら、上述のとおり、新会計制度に基づいて作成された決算書及び算出された指標は、より地方公営企業の実態を表すものと考えられること、減損損失のように経営環境の悪化により計上される損失もあることから、新会計制度に基づいて算出された指標や財務数値を経営判断に有効に利用することが望まれます。

ウ キャッシュ・フロー計算書を利用した分析

(ア) キャッシュ・フロー計算書の作成

本報告書の作成ではキャッシュ・フロー計算書の概括的な把握を主眼としているため、平成23年度決算に基づき監査人が簡便的に作成しました。

作成に当たって置いた仮定は、以下のとおりです。

- a 固定資産の取得支出及び売却収入は、損益計算書と固定資産明細書から把握した。
- b 未払金の構成割合はおおむね各年度とも変動しないため、以下の平成23年度の構成割合で未払金の増減を把握し、各段階キャッシュ・フローで調整した。

内容	割合 (%)	計上箇所
固定資産の取得に関する未払金	37.0%	投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」で調整
支払利息に関する未払金	3.7%	業務活動によるキャッシュ・フローの「利息の支払額」で調整
その他 (未払消費税、未払委託費、未払人件費等)	59.3%	業務活動によるキャッシュ・フローの「未払金の増減額」で調整

- c 未収金は全て業務活動によるキャッシュ・フローと仮定して調整した。
- d キャッシュ・フロー計算書作成に関するもの以外の新会計制度の影響は考慮しない(借入資本金の計上区分の変更や、みなし償却の廃止など、非資金取引が大部分であるため)。
- e 収益的収入に含まれる他会計からの負担金・補助金については、総務省基準に基づくものはその内容が雨水処理に関する経費負担などであり、市税で負担すべき事業活動に関するものであるため、業務活動によるキャッシュ・フローとし、豊田市独自の基準に基づくものは、その内容は主に収支不足の補填であるため、財務活動によるキャッシュ・フローとする。

これらの仮定をおいた上で、平成23年度決算に基づいて間接法により作成したキャッシュ・フロー計算書は表1-6のとおりです。

表 1-6 平成 23 年度決算に基づく間接法によるキャッシュ・フロー計算書 (単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	293,415
減価償却費	2,822,889
資産減耗費	51,739
受取利息及び配当金	△ 629
支払利息	1,357,925
他会計補助金	△ 227,931
未収金の増減額(△は増加)	△ 15,237
未払金の増減額(△は減少)	57,459
その他流動資産の増減額(△は増加)	△ 147,902
その他流動負債の増減額(△は減少)	9,118
小計	4,200,845
利息及び配当金の受取額	629
利息の支払額	△ 1,354,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,847,174
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 2,853,916
無形固定資産の取得による支出	△ 81,841
有形固定資産の売却による収入	50,389
国庫補助金等による収入	927,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,958,061
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債による収入	890,300
建設改良企業債の償還による支出	△ 2,333,674
他会計からの出資による収入	844,644
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	227,931
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 370,798
IV 資金増減額	518,313
V 資金期首残高	1,074,813
VI 資金期末残高	1,593,127

業務活動によるキャッシュ・フローは2,847,174千円ですが、減価償却費（支出を伴わない費用）が2,822,889千円発生していることが業務活動によるキャッシュ・フローがプラスとなる主要因であるといえます。

また、平成23年度の資金増減額は518,313千円の増加ですが、豊田市の基準による一般会計からの繰入金金が933,993千円（損益計算書の「他会計補助金」227,931千円、貸借対照表の資本金の増加額のうち706,062千円）あります。そのため、総務省基準どおりの繰入れであれば、資金増減額がマイナスとなります。

このように、キャッシュ・フロー計算書を作成することにより、旧会計制度の下では明確にされてこなかった資金繰り、資金の源泉及び使途が明確になるため、事業を運営していく上での意思決定の判断材料として有効利用することが望まれます。

2 「経営計画」の策定と活用

平成21年7月8日付けで、総務省自治財政局公営企業課長等の連名で、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通知されています。

通知における「経営計画」に関する記載の概要は、次のとおりです。

公営企業を営む地方財政全体が非常に厳しい状況にある中で、経営改革によって公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等を作成・開示しながら住民の理解と協力のもとに経営を進めることが必要であり、そのため、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位とし、その資産・負債の状況にも留意しつつ、経営健全化の基本方針及び収支見込等を記載した「経営計画」を策定することが望まれるとされています。

経営計画は、次の項目について、所要の検討を行った上、記載することが適当であるとされています。

- 1 計画期間（原則として10年とすることが適当）
- 2 経営健全化の基本方針
 - (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性
 - (2) 公営企業として実施する必要性に関する事項
 - (3) 組織、定員及び給与に関する事項
 - ①効率的な組織の整備
 - ②定員管理の推進
 - ③企業職員の給与の適正化
 - (4) 投資に関する事項
 - (5) 料金その他の収入に関する事項
 - ①住民の福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化を一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。
 - ②公営企業が健全な経営を確保するうえで必要な資金を企業内部に留保するため、料金には適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。
 - ③料金改定に関しては、利用者にとって公正妥当な料金となるよう、料金体系について十分配慮すること。

- ④受益者負担金についても適切に徴収することにより、企業収入を確保する必要があること。
 - ⑤料金等の改定に際しては、住民の理解と協力が得られるよう、常に公営企業の経営状況等に関する幅広い情報について積極的な広報活動を行う必要があること。
- (6) 一般会計からの繰出金に関する事項
- (7) 経営基盤の強化に関する事項
- ①組織の活性化と人材の育成
 - ②企業環境の整備
 - ③資産の有効活用等
 - ④広域化等の推進
 - ⑤新技術の活用
 - ⑥民間委託等の推進
- (8) 資金不足比率の見直しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策
- (9) 資金管理・調達に関する事項
- (10) 情報公開に関する事項
- (11) その他重点事項（例：防災対策の充実、情報通信技術の活用、危機管理等の体制整備、環境対策の充実、入札手続きの改善等）
- ①防災対策の充実
 - ②情報通信技術の活用
 - ③危機管理等の体制整備
- 3 収支見込み（各年度ごとの収入及び支出に関する計画）

また、「経営計画」を活用した業績評価等に関しては、経営計画策定の実効を挙げるため、計画の達成度を評価し、また、計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクルを導入する必要があり、このサイクルを企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましく、また、評価の過程において、学識経験者や地域住民の参加を図ることによって評価の客観性が確保されるように留意する必要があるとしています。さらに、各種の経営指標等を用いて、経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種企業との経営状況の比較を行い、また、同種企業における改善事例を積極的に活用して経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努める

ことが望ましいとしています。

地方公営企業は企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を基本原則としており、その経営に要する経費は提供する財貨又はサービスの対価である料金収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。ただし、地方公営企業法では、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされています。

下水道事業の場合、管理運営上、雨水処理に要する経費等の一般会計からの繰入金財源の相当部分を占めています。本来、一般会計において負担すべき経費に関しては、長期的な計画を視野に入れた上で適切な繰入れを行うことが重要です。その他の繰入れに関しては、使用料の適正化に努めるなどして、経営の健全化を図ることが重要です。

そのためにも、適切な経営計画を策定の上、経営の実態を把握できる体制を整え、PDCA サイクルを実行することにより、経営の継続的な改善を進めることが重要になります。また、使用料の適正化に当たっては、住民に対して経営の状況を適時、適切に開示することも重要であり、そのような意味からも、計画策定・実績把握は重要な意味合いを持っています。

前述の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知でも、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成 25 年度までの間に集中的に行うことが望まれるとしています。

通知で示されている、経営計画等の策定に当たっての留意事項は次のとおりです。

1 経営について

- (1) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多岐であることを十分認識し、人口動態や普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めること。
- (2) 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと
- (3) 投下資本の早期回収を図るため、資本費、維持管理費等を考慮した長期の

財政見通し等を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めること。その際、併せて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。

- (4) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については可能な限り民間等への委託を推進すること。
- (5) 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体等にあつては、早急に使用料の適化に取り組むこと。
- (6) 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用率改善のため、接続推進や不明水削減等により早期改善を図ること。
- (7) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあつても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- (8) 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。
- (9) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。

2 受益者負担金の徴収について

- (1) 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであることから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
- (2) 受益者負担金は汚水処理施設設備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- (3) 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設（流域下水道及び特定公共下水道を除く。）については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設）については全

事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。

- (4) 受益者負担金等は単年度において(3)で記述した割合を上回る額が徴収されたとしても、上回る分については必ずしも当該負担金等を特定財源として起債額を減ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納に充てることもできることに留意すること。
- (5) 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

【意見】 総合的な経営計画の策定について

現在の豊田市の経営計画は、事業計画と財政収支計画にとどまっています。豊田市においても、使用料収入決定に当たっての基礎となる資本費繰入率の考え方、総合的な検討を踏まえた一般会計からの基準外繰出基準の見直しの考え方などを含め、企業経営を推進する上での根幹となる経営計画を策定し、事業区分別の経営の指針とするとともに、現状・展望の開示を進め、住民の理解と協力の下に経営を進めるための体制を充実させることが求められます。

【付録】 下水道事業の主な経営指標と算式

$$\text{事業別普及率(\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

$$\text{進捗率(\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{全体計画人口}} \times 100$$

$$\text{処理区域内人口密度(人/ha)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域面積}}$$

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

(※) 汚水処理費 = 汚水に係る維持管理費 + 資本費

$$\text{汚水処理原価(維持管理費)(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(維持管理費)}}{\text{年間有収水量}}$$

(※) 汚水処理費(維持管理費) = 汚水に係る(管渠費 + ポンプ場費 + 処理場費 + その他)

$$\text{汚水処理原価(資本費)(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(資本費)}}{\text{年間有収水量}}$$

(※) 法適用 汚水処理費(資本費) = 汚水に係る(企業債利息 + 減価償却費)

法非適用 汚水処理費(資本費) = 汚水に係る(地方債等利息 + 地方債償還金)

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

$$\text{経費回収率(維持管理費)(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費(維持管理費)}} \times 100$$

$$\text{総収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

$$\text{自己資本構成比率(\%)} = \frac{\text{自己資本金+剰余金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

$$\text{固定資産対長期資本比率(\%)} = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債+資本金+剰余金}} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{処理区域内人口1人当たりの} \\ \text{地方債現在高(千円/人)} \end{array} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{現在処理区域内人口}}$$

$$\begin{array}{l} \text{処理区域内人口1人当たりの} \\ \text{基準外繰入金(円/人)} \end{array} = \frac{\text{基準外繰入金}}{\text{現在処理区域内人口}}$$